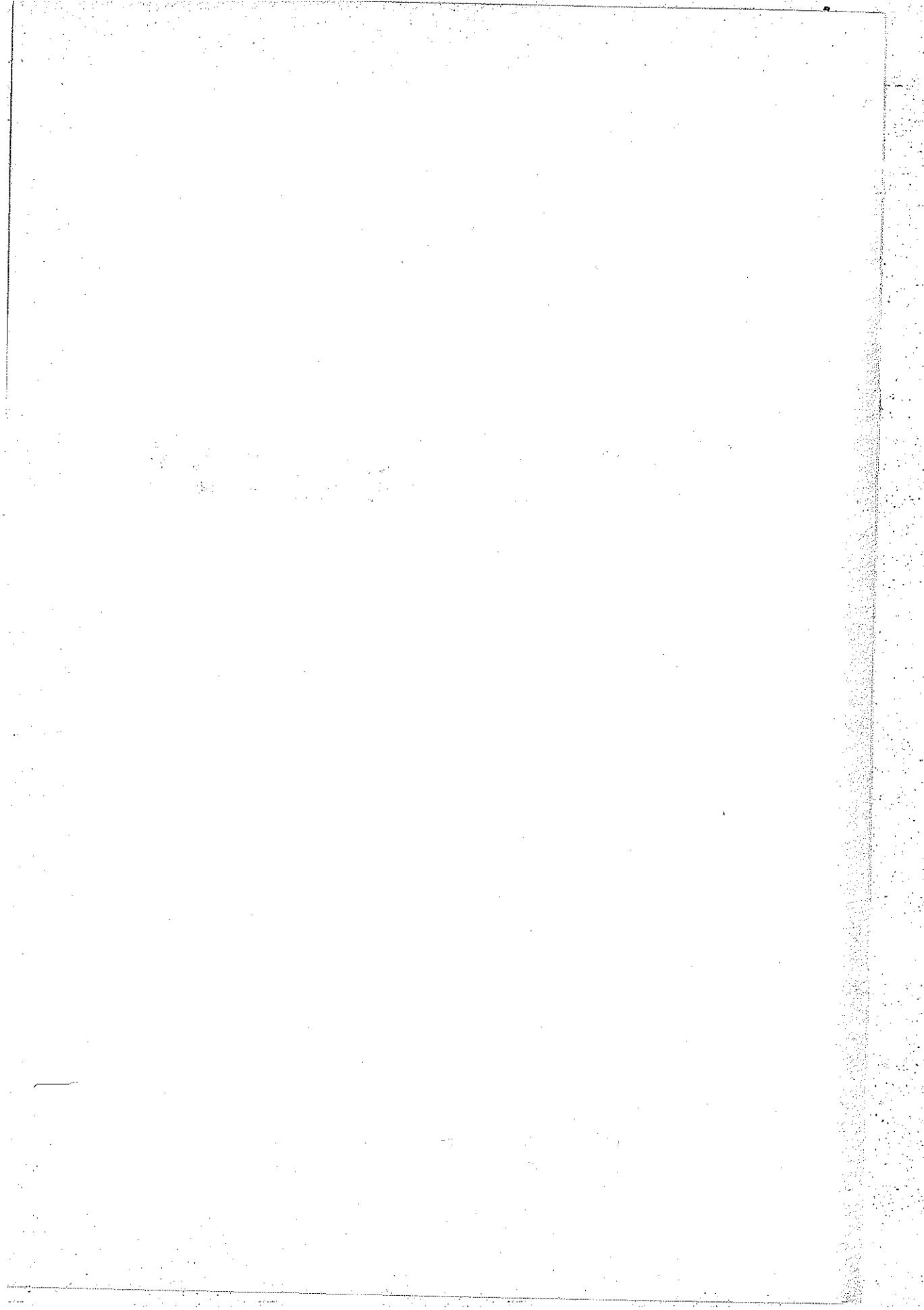


昭和55年12月16日開会  
昭和55年12月17日閉会

## 和泉市議会第4回定例会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回定例会会議録 目次

昭和55年12月16日(火曜日)第1日目

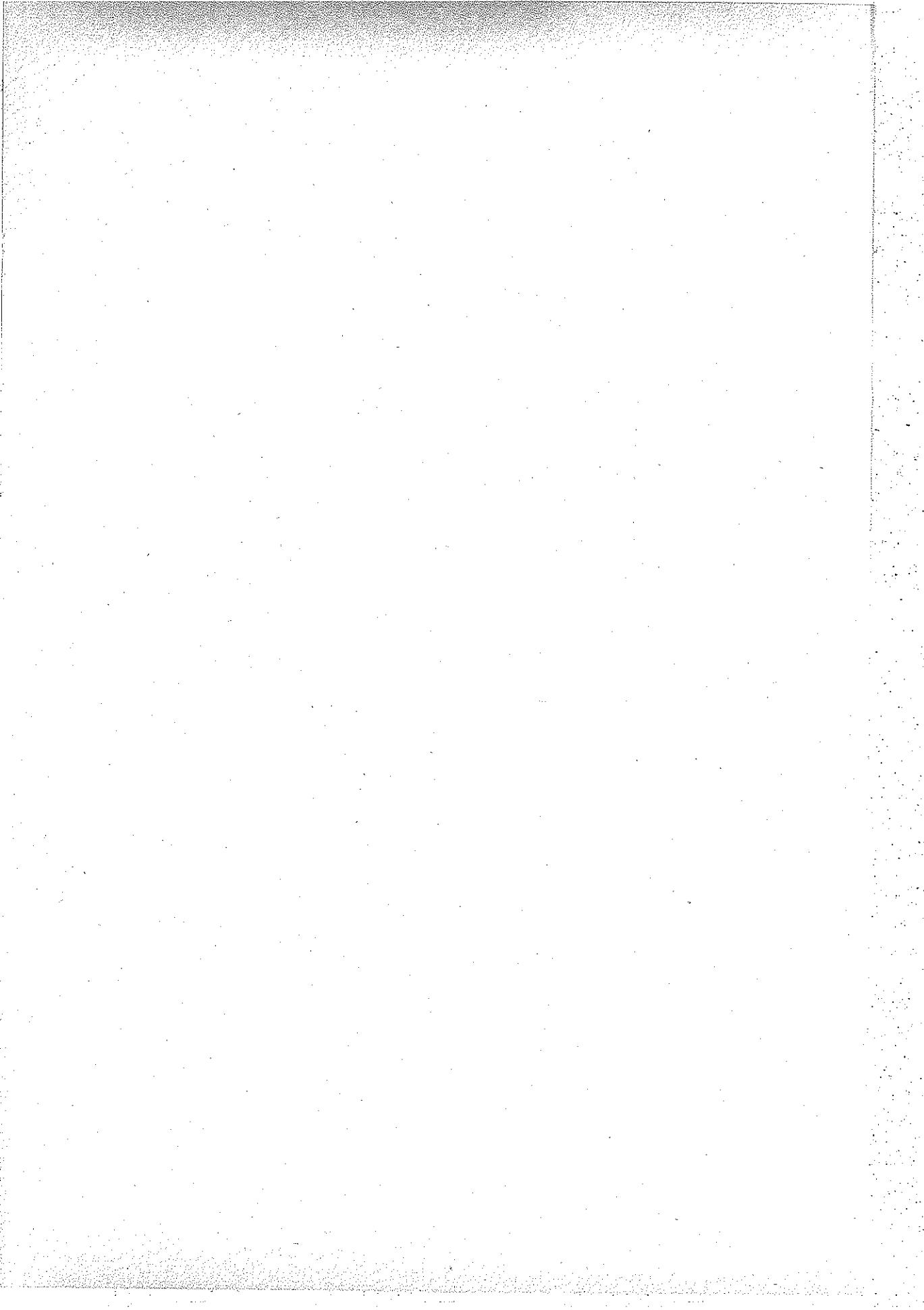
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	2頁
○ 開会宣言(午前10時4分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(田中包治君・三井正光君・勝部津喜枝君)	5頁
○ 日程第2 会期の決定について(12月16日～12月19日 4日間)	5頁
○ 日程第3 一般質問について	5頁
1番に 26番 仁井 明君	5頁
2番に 18番 並河 道雄君	9頁
3番に 9番 直村 静二君	13頁
4番に 29番 藤原 要馬君	27頁
5番に 12番 横田憲治郎君	36頁
6番に 8番 原 重樹君	43頁
7番に 15番 穴瀬 克己君	54頁
○ 散会宣言(午後4時38分)	64頁

昭和55年12月17日(水曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	65頁
○ 議事説明員・その他	65頁
○ 議事日程	67頁
○ 開会宣言(午前10時3分)	68頁
○ 日程第1 一般質問について	68頁
1番に 19番 大谷 昌幸君	68頁
2番に 10番 天堀 博君	76頁

○日程第 2 昭和 54 年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	80 頁
〃 第 3 〃 病院事業会計決算認定について(　　〃 )	81 頁
〃 第 4 市道の路線認定について(納花青葉台線外 52 路線)(建設水道委員長報告)	83 頁
〃 第 5 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和 55 年 7 月分)	
〃 第 6 〃 (水道部企業出納員扱昭和 55 年 8 月分)	一 85 括 頁
〃 第 7 〃 (　　〃 昭和 55 年 9 月分)	上 88 程 頁
〃 第 8 〃 (市立病院企業出納員扱昭和 55 年 8 月分)	
〃 第 9 〃 (　　〃 昭和 55 年 9 月分)	
〃 第 10 〃 (収入役扱昭和 55 年 8 月分)	
〃 第 11 昭和 54 年度和泉市歳入歳出決算認定について	88 頁
〃 第 12 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	一 105 括 頁
〃 第 13 昭和 55 年 12 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	上 120 程 頁
〃 第 14 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
〃 第 15 昭和 55 年度和泉市一般会計補正予算(第 4 号)	125 頁
〃 第 16 〃 国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	145 頁
〃 第 17 〃 公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	148 頁
〃 第 18 〃 病院事業会計補正予算(第 1 号)	150 頁
〃 第 19 工事請負契約締結について(旭第一団地 2 期建設工事)	154 頁
〃 第 20 〃 (幸第二団地 4 期建設工事)	159 頁
〃 第 21 和気小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請願	169 頁
〃 第 22 和泉市立横山第 1 、第 2 保育園の建て替え設備充実に関する請願	171 頁
〃 第 23 「同和対策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する要望決議	
	172 頁
〃 第 24 同和対策協議会の早期再開による国会附帯決議具体化と同和対策事業特別措置法の 民主的改正と延長に関する要望決議	174 頁
〃 第 25 国際障害者年の国内行動計画の策定と障害者施策の拡充に関する意見書	178 頁
○閉会宣言(午後 4 時 53 分)	180 頁
○市長閉会あいさつ	180 頁
○議長閉会あいさつ	181 頁

第 1 日



昭和 55 年 12 月 16 日午前 10 時和泉市議会第 4 回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若浜 記久男 君	16番	赤阪 和見 君
2番	竹内 修一 君	17番	橋本 佳行 君
3番	辻村 靖英 君	18番	松尾 孝明 君
5番	田中 包治 君	19番	大谷 昌幸 君
6番	三井 正光 君	20番	出原 平男 君
7番	勝部 津喜枝 君	21番	池辺 秀夫 君
8番	原 重樹 君	22番	飯坂 楠次 君
9番	直村 静二 君	23番	田中 昭一 君
10番	天堀 博 君	25番	奥村 圭一郎 君
11番	成田 秀益 君	26番	仁井 明君 君
12番	横田 憲治郎 君	27番	柳瀬 美樹 君
13番	並河 道雄 君	28番	貝渕 博治 君
15番	穴瀬 克巳 君	29番	藤原 要馬 君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市助役	池田 忠雄	市民部長	富田 宏之
収入役	坂口 禮之助	市民部次長兼長所長	中川 鉄也
参考兼務	中塚 白	産業衛生部長	岡史郎
参考兼務	西川 喜久	産業衛生部次長	谷泰夫
参考兼務	林 德次	建設部長	逢野一郎
秘書広報課長	石本 博信	建設部次長兼扱	吉田日出男
財務部長	麻生 和義	都市整備部理事	中山重郎
財務部次長	北野 敦雄	都市整備部理事	門川朗
財政課長	大塚 孝之	都市整備部次長	萩木啓介
同和対策部長	橘本 昭夫	都市整備部次長	青木孝之
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔	改良事業部長	西川武雄

職名	氏名	職名	氏名
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田正守	教育次長	杉本弘文
病院長	竹林淳	教管次長	野逢博之
病院事務局長	内田繁	理指次長	高橋貞良
病院事務局次長兼扱 管理課長事務取扱	藤原光夫	導指次長	竹田明郎
水道部長	田中稔	指導次長	坂田貞日
会計課長	赤田信	選挙管理委員会委員長	谷味吉秀
消防防長	松村堯	選挙管理委員会事務局長	岸田仁
消防本部次長兼消防署長 用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	湯川行夫	監査委員	喜多久光
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	平野誠蔵	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
教育委員長	岩井益一	農業委員会会長	坂田治國
教育育長	堀内由延	農業委員会事務局長	田中信種
	葛城宗一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和 55 年和泉市議会第 4 回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨

発言順・議席番号

① 26番 仁井 明 議 員

大型店舗進出に伴なう地域整備について

1. 下水道問題
2. 道路の整備

⑤ 12番 横田 憲治郎 議 員

1. ダイエー進出と地域調和等、市行政における対策について
2. 第二阪和国道 56年開通に伴なう市幹線道路対策について

② 13番 並河道 雄 議 員

1. 老人福祉行政について
2. 身体障害者対策について

⑥ 8番 原 重樹 議 員

1. 関西新空港問題について
2. 國際障害者年の問題について
3. 信太山自衛隊演習場問題について

③ 9番 直村 静二 議 員

1. 同和行政について
2. 商工行政について
3. 教育施策について
4. 建設関係について

⑦ 15番 穴瀬克巳 議 員

1. 交通公害（通学道路対策について）
2. 農林（老朽ため池対策について）
3. 福祉行政について
4. 年末年始救急医療対策について

④ 29番 藤原要馬 議 員

和泉市納花町における産業廃棄物処理場建設について

⑧ 19番 大谷昌幸 議 員

1. 道路問題について
2. 職務の権限とその範囲について

⑨ 10番 天堀 博議員

サービスセンター設置について

(午前10時4分開議)

- 議長(貝渕博治君) おはようございます。議員の皆さんには、年末何かと御繁忙の折にもかかわりませず多数御出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは22名でございます。欠席の議員さんはございません。横田議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、22名でございます。

- 議長(貝渕博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝渕博治君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程はお手元に印刷配付しておりますので、よろしく御了承願います。

- 議長(貝渕博治君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池辺忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和54年度歳入歳出決算認定を初め、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について外8件、監査報告6件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（貝渕博治君） 市長のあいさつが終わりました。
- それでは、これより日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。
- 本件は、会議規則第103条の規定に基づき、5番・田中包治君、6番・三井正光君、7番・勝部津喜枝君、以上3名にお願いいたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） 日程第二「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、過日の議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月19日までの4日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より19日までの4日間と決定いたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） それでは、日程第三「一般質問」を行います。

まず、26番・仁井明君。

- 26番（仁井明君） 通告に従いまして一般質問を行います。

現在の和気町並びに繁和町の大型店舗進出に伴う地域整備について、①下水道問題、②道路の整備、の2点についてお伺いいたします。

現在の状況は市理事者の方々も御承知のように、非常に下水道の完備がおくれております。これは10年来、私はこの議会におきまして、下水道問題について一般質問を行っております。ところが、いまだかつてその下水道の完備はいたされておりません。大型店舗進出に伴いまして、この下水道を完全なものにしていただきたい。下水道の状態から勘案して今後、大型店舗進出に伴う下水道問題についての計画性を答弁願います。

2点目は、現在の道路の整備は、非常に車の停滞あるいは市道の道幅の狭いのが実情であります。大型店舗二店がこの肥子町並びに和気町に進出するかのように聞いております。駐車場も、1500台という膨大な車が出入りするかのように聞いております。いま現在でも13号線並びに和気岸和田線が朝の出勤時、夕方の退勤時におきましては、非常に車が混雑しております。したがいまして、繁和町におきましても現在、車がたくさん進入し、私の方あるいは交通公害課におきましても、ひさしの破壊あるいはカーブミラーの破壊等いろんな問題がたくさん出ております。その件について、大型店舗進出に伴う道路の整備はどういうぐあいに計画されておるのか。計画性があればお答え願いたい。

以上の2点について、計画がなければ、これから地域の方々あるいは議会の先生方ともよく相

談していただき、今後、道路の問題、下水道の問題についてどうしていくかということをお考えいただきたい、私はこのように思っております。理事者の答弁をよろしくお願ひいたします。答弁のいかんによっては再質問させていただきます。

以上でございます。

- 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。
- 建設部次長（吉田日出男君） ただいまの下水道関係、道路整備関係についてお答えいたします。

まず、下水道関係についてでございますが、大きくは、南大阪湾岸流域下水道計画を持っておられます、御指摘の和気の市新の西側周辺一帯の排水の計画については、従来から御指摘をいただいております。一応、われわれの考え方いたしましては、以前に市新の敷地内の水路の公用廃止の条件といたしまして、一部市新のブロック西側、阪和線沿いの一部の土地を確保されております。現在、その土地を利用しまして市新の了解も得、仮設的な手法で放流しておりますが、市新が売却したということで今後、その排水路につきましてはその敷地を利用し、市新の管財人との話し合いも持っております。それによって市新の西側の排水処理についてはやっていきたいと考えでございます。

道路につきましては、大型店舗のダイエーと聞いておりますが、ダイエーと協議のテーブルについた時点で、その土地も含めて周辺整備の協議を重ねてまいりたいと思います。それらにつきましては、また地元の皆さん、議会の皆さん方の御協力をひとつお願い申し上げたいと存じます。

- 26番（仁井明君） いまの答弁の中にもございましたけれども、市新の西側の一角、戸数にして約80戸余ございます。線路ぎわの一角でポンプアップをやってるのは、そのうちごく一部の戸数でございます。これは私が言うまでもなく、理事者の方はよく御存知かと思います。少し雨が降れば、あのポンプもよう吸い上げない。現在、和泉市におきまして、私が皆さん方に聞いていただきたいのは、これだけ時代が変わっておるにもかかわらず。少し強い雨が降れば、庭先にげたが浮くという状態が現実にあります。土のうを置いてますが、こんなところは和泉市で1カ所しかないだろうと思います。車のスペアが半分ぐらいかかるという状態で、再三、私も下水道課に言うておりますが、一向にやろうとしない。

私は近所でございますし、市長さんもきのうまで繁和におられて、繁和、和気周辺の状態を一番よく知ってると思うんですが、それなのになぜもっと早く下水道の完備をしていただけないのか。大型店舗が来るからといって、これに輪をかけて言ふんではないけれども、もう少し前向きの姿勢で下水道問題に取り組んでいただきたい。ポンプアップしてるのは20戸、あの60戸は全部たんぼに吸い込ませております。これは理事者の方々もよく知ってると思うんです。

1 1人の地主さんがしょっちゅう私のところに来ております。「どうしてくれるんや、いいかげんで市の方で何とか下水道完備をしてくれ」と、町会の役員さん、地主さんが絶えずセクションにも申し入れてると思います。その点については、一日も早くやっていただかなければ住みよい和泉市はつくれないんです。なぜ10年余、そのような状態で放っておったのか、そこに疑問があると思うんです。その点十分考えていただきたい。今後の計画性をもう少し具体的に答弁していただきたいと思います。

○ 建設部次長（吉田日出男君） お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました大雨による床下浸水個所については、私の方で何ヵ所かチェックしております。そのうちのただいま御指摘の個所についても、われわれといたしましては承知しておりますところでございますが、今まで土地の確保、国鉄との協議もございまして、線路ぎわを掘削しなければならない、なおまた、市新の売却の話もキャッチいたしまして、それならば、その土地の中を通していただくということで協議をしてまいっておりますので、今後、前向きにやっていきたいと思いますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 26番（仁井明君） もう一遍お伺いしておきます。

市道に面したところは、何とか努力していただければ完成はできると思うんですけど、高月寄りの和気の個所、あそこも現在はポンプで槇尾川に送ってるんでしょう。非常に地盤の低いところでもございます。私がかねてより要望しておりますのは、繁和町かて高月の下水をもらってるわけやのに、なぜ和気の高月寄りの下水を高月を通してもらえないのか、私は再三、部長、課長にもお願いしてるので、これで三年越しですが、一向に進歩していない。私も「高月の水利組合に話しに行きましょうか」と相談をさせてもらったこともあるんですが、一向にそういう経過もない。ふんどしを締めてからだと、なかなか大型店舗が来て下水道を完備するといつても、相当大きな工事をしなければ解決しないと思うんです。勾配の関係もございまして、今後5年、10年後を見越した大きな工事をやってもらわんと完成しないと思うんです。こうして大型店舗が進出してくれば、どんどん開発も進んでいくと思う。その点も十分考慮していただきたいと思うんですけど、その点もう一遍だけお伺いいたします。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 忠岡町並びに高月の水利組合との折衝についても、かねてからやってるところでございます。まだ、現在のところでは、合意に達しておりません。今後、なお積極的に協議を重ねてまいりたいと思いますので、また、お力添えのほどもお願い申し上げます。

○ 26番（仁井明君） はい、わかりました。

次の道路問題についてですが、現在、和気町並びに繁和町、また13号線の交通停滯が頻発しております。その関係上、今後大型店舗が進出してくれば、とうていいまの道路の整備状況では

成り立っていないと思うんです。その点新しい道路を付けるのか、あるいは拡幅するのか、国、府との協議で用地を買収して道を付けるのか、そういう計画性を持ってやってもらわんと、いまのままでは大型店舗が来て混雑するばかりです。現在の繁和は朝夕、車が混雑して各地でいろんな問題が起こっておるので、計画があるかどうか、なければならない、あればあるで答弁していただきたいと思います。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 率直に申し上げまして、道路の新設の計画は持っておりません。改良拡幅については、今後、大型店舗の施工者との協議を重ねて、協力を得ながら計画を練ってまいりたいと考えております。

○ 26番（仁井明君） 現在、二国はどんどん工事を進めておりまして、私の聞くところでは、3月末あるいは4月に泉大津、和泉は開通するということです。そこで、この楨尾川と松尾川の間にインターがありますが、現在でも、あそこが開通すれば相当車が降りてくると思うんです。そうすれば、繁和の中はダンプが通れませんよ。ダンプが通ったら家のひさしをひっかけてしまします。あれは6m道路、市道ですね。二国が開通するだけでも、繁和から和気岸和田線あるいは13号線、泉大津粉河線に車が出てくる。

また、私の聞くところでは、日鉄ロープ跡にも店舗が進出するということですが、あれも繁和まで1本しか道がございません。とてもこのままの状態では、やはり新しい道をつくるかどうかしてもらわんと、繁和町、和気町が車でどうもしようがなくなる状態が起こってくるわけです。その点の計画も持ってもらわんといけないと思います。

私はなぜこうして質問するかといいますと、大型店舗ができてしまったら、何ばやかましく言ったところで、相手が大きなダイエーさんですので、そんなことはとんちやくなく大きな車がどんどん入ってくると思うんです。そこで前もって下水道の問題とか道路の整備は着々と行政の方で一生懸命やってもらわんと、後でトリもカラスも飛んでしまってから何ば言うたかて、「何言うてんや」という状態になる。そんなことにならんように理事者の方もやってもらわんと困まると思うんですよ。やはり店舗ができればお客様の車もふえることやし、いまの道路ではとてもやっていけませんので、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思うんですけど、その点理事者の方で配慮していただくことは考えていませんか。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 御指摘の点十分肝に銘じて今後、計画を練ってまいりたいと考えております。

○ 26番（仁井明君） これで質問を終わりますけど、最後は、やはり計画性を持ってやっていただきたいということです。楨尾川の環境美化のため、行政はもっと大きな気持で道路の整備、下水道の整備をやっていただきたい。大津川の堤防も利用できると思うんですよ。その点大型店

進出に伴って地域の環境整備について、ひとつ理事者は積極的に力を入れてやっていただくことを要望して、私の質問を終わります。

---

○ 議長（貝渕博治君） 次に、13番・並河道雄君。

○ 13番（並河道雄君） 通告順に従って質問の要旨のみを述べさせていただきます。

最初に老人福祉行政について、いま、わが国は急速度で高齢化社会への道をかけ上っております。そのスピードは、実に欧米諸国の4倍にもなっております。いま、これを全人口に占める65歳以上の人口比率で見ると、出生率の低下等により、昭和22年には4.8%、昭和53年8.6%、昭和60年には10%を超え、昭和80年には15.5%、昭和90年には実に18.5%の高水準になります。現在の日本は、オーストラリア、カナダ、ユーゴスラビア等と同様、世界の中間に位置しておりますが、今後、ますます高齢化社会の傾向は大きくなってまいります。

寝たきり老人が1人である場合には、炊事、食事、ふろ、便所への排せつの移動など、生理的生存に必要な日常的な生活の自立さえ困難であるという問題が起こってきております。その他経済的あるいは精神的な苦悩を考えていくなれば、老人問題は今後、ますます真剣に取り組んでいかなくてはならないと思いますので、2、3お尋ねしたいと思います。

まず第一点、本市における老人関係の施設と設備内容及び利用者数。二点目に、独居老人、特に寝たきり老人の対策はどのようにになっているのか、三点目は、本市の単独事業としての老人対策はあるのかないのか。もしあればお聞かせいただきたいと思います。

次に、身体障害者の対策について、第一点目に身障医療の問題であります。身障者なるが故にほとんどの人たちが生活が苦しく、それだけにいろんな問題を抱えております。特に身障者なるが故に医療の問題で悩んでおります。国、府の施策等により、1、2級の人は現在、無料化されておりますが、3級以下の人たちの実態をお教え願いたいと思います。また、そのような人たちの医療無料化に対して、今後、市としてどのような姿勢で取り組んでいくのか、どのように検討されているのか、御答弁をお願いいたします。

第二点目に、身体障害者の雇用問題であります。これは重要な問題でありますが、依然として解決されておりません。この点について、市としての実態を御説明願いたいと思います。

第三点目に、身障児の保育問題ですが、保育園の職員数等いろんな問題でむずかしいようですが、今後、市としてどのように取り組んでいくのか、お教え願いたいと思います。

御答弁によりましては再質問させていただきます。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） 御答弁いたします。

まず、老人関係の本市における施設でございますが、特別養護老人ホーム唐国園がございます。これは定員 50 名でございます。それに伴いまして本年、大阪府立光明荘が設置されました。それと、以前からございます大阪市立の信太山老人ホーム、以上三施設が本市に設置されております。

それから、寝たきり老人の対策でございますが、本市の寝たきり老人は、約 300 人と把握しておりますが、そのほとんどは何らかの形で家族と同居しているか、また、近くに御親戚の方が住まわれてその人のお世話をやっておるというのが現状でございます。

本市では現在、障害者も含めて 16 名の障害家庭にホームヘルパー 4 名をもって派遣しております。また、29 名の家庭に医療ヘルパー 2 名を派遣し、身の廻りの世話や看護、指導等を行っております。

また、和泉市独自の老人施策としては現在ございません。

また、老人の生きがい対策でございますが、先生御指摘のとおり、高齢化が一層進んでいく中で現在、あらゆる分野において対策が講じられておりますが、雇用、年金、医療の分野につきましては、国、府、及び企業等によるところが大きく、本市といたしましては、その施策の推進に限界もございます。ただし、健康、生きがいにつきましては、本市独自の施策により成果をあげることもでき得ると考えておりますので、現在、本市におきましては、その点各老人クラブの集会等とも一定のお話しをし、協議をしているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

身体障害者の 3 級以上の実態でございますが、現在のところは、手帳交付による人数の把握程度でございます。

それから、障害者の医療の運営につきましては、現在の段階では、国、府の制度の範囲内で、市独自でその範囲を広げていくことにつきましては、なかなか至難なことと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後の障害児保育についてでございますが、障害児保育につきましては、養護学校の義務化に伴いまして、障害を持つ児童についても極力保育所で受け入れるよう努力をしております。しかし、障害の種類、程度によって保育方法や一部設備の改善、さらに職員の加配等の問題がありますので、現在のところは、4、5 歳児を中心に対処しております。今後、さらに研究を重ねてまいりたいと考えております。

雇用問題につきましては、先日も厚生文教委員会で一定の御報告をさせていただきましたが、来年度へ向けての障害者国際年を契機といたしまして、本市におきましても推進本部の設置をし、11 月の部長会で御承認をいただいております。その後、11 月 21 日に第一回の幹事会が持た

れております。その中で、各現課で現実に携わっているいろいろの問題をすべて御意見を出していただき、2回、3回の幹事会を重ねる中で一定の方向を出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○ 13番（並河道雄君） いまのお話でホームヘルパーの件がありましたら、ちょっと数の面で少ないよう思うんですけど、今後、増員の計画はどのようになってるか、お答え願いたいと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） 現実にホームヘルパーの派遣につきましては、地域の民生委員さんの御意見等をいただき、その家庭を実際に調査いたしまして、ホームヘルパーの派遣を必要とするかどうかの判定をしております。現在の段階では、民生委員さんが何らかの形で把握された家庭について一定の調査もさせていただき、派遣を必要とする対象家庭につきましては、おおむね週2回の派遣をしておりますが、現実には十分とはなっていないと思いますので、その点につきましても今後十分研究を重ねてまいり、一定の努力をしてまいりたいと考えております。

○ 13番（並河道雄君） それから老人対策の問題で、市独自としては、いまのところ何も事業はやっていないという御答弁でしたけれども、いろんな周辺都市とかでは現金給付とか、お年寄りに対しての施策、これは政治的には人気取り的な対策にもなるわけですが、そういう形でやっているところもありますし、また、そういう施設の訪問等の形で人生の先輩として、政治の片すみに追いやられたお気の毒なお年寄りのためにいろんな形で施策が講じられておりますけれども、わが市では過去、全く何もやってないということは何か腑に落ちないように思うんです。今後の計画、お考えがありましたらお答え願いたいと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） わが市で何も独自なものはないわけではないんですが、現実に御報告できるようなものとしては、老人の月間の敬老祝金があるのみでございます。今後、われわれといたしましても、老人福祉問題につきましては、老人の作品展の開催、趣味活動の育成助成、老人による社会奉仕の推進、老人大学、スポーツ大学等の開催、職業のあっせん、老人の特技を生かす生活活動の推進等につきまして十分関係諸団体とも協議し、推進をしてまいりたい、こう考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 13番（並河道雄君） これはわが党の独自の調査ですが、高齢化社会に対する一つのアンケートをとっておるわけでございます。その中で、将来に対してとても不安を感じている人が13%、やや不安が39.4%、合わせると2人に1人の約50%の人が何らかの形で将来に不安を感じておるわけでございます。その一番の支えになってるのが年金とかの問題があるわけです。年金は国、府の関係ですが、やはり市としても今後、いろんな形でお年寄りの対策というものを考えていく必要があるわけです。たとえばその中で老人福祉センターの増設を20.1%の人が望んでいく必要があるわけです。

でいるわけですが、わが党としては、先日の予算要望にも老人福祉センターの増設を出したんですが、今後、そういう施設の増設の計画とかそういうものがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） 老人福祉センターの件ですが、本市におきましては、まず第一の段階として、各校区ごとに老人集会所の設置を推進していくという方針を持っております。その中で現在努力しておりますが、本市におきましても老人福祉センターだけの問題ではなく、大きく福祉会館の設置をとられているときでございます。その辺につきましては、事務当局といたしましても、すべてのものを網羅できるような一定の福祉センターの設置に向けて努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 13番（並河道雄君） 具体的には、大体いつごろの予定をされているか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○ 市民部長（富田宏之君） 時期的なお問い合わせございますが、その辺については明確に御答弁できませんが、何とか苦しい財政事情の中ではございますが、何らかの形で前進の努力を重ねてまいりたいと考えますので、時期につきましては、しばらく御猶予をいただきたいと考えます。

○ 13番（並河道雄君） それから、前回の定例会でもちょっと御質問させていただいたんですが、入浴者の件ですが、しつこいようですが、いろんな方を家庭訪問しますと、やはり介護人の一番大きな悩みは何か、やはり入浴させるのに非常に苦労するという声がたくさんあるわけです。われわれは五体満足でふろはすんなり入れますけれども、障害者とか御老人の方は大変苦労される。日本人の風呂好きは有名な話ですが、ひどい人は12年間もふろへ入ってないという人もおります。あきらめてるんです。家族の人は労力がかかってなかなかふろへ入れにくい。

岸和田市の方では、タクシー会社から何か特殊寝台車をチャーターして市内の老人ホームへ送迎している。西宮でも移動入浴車を走らせて2年以上になるらしい。運転手、看護婦、ホームヘルパーの3人がチームを組んで浴槽を庭へかつぎ込んで、車のガス湯沸器から長いホースでお湯を注ぎ込んでいる形です。西宮では30人ぐらい利用者があり、所得に応じて500円、1,000円あるいは1,500円の料金制という形でやってるわけです。

福祉対策、特に老人問題というのは、何もお金のない人だけの対策ではない。幾らお金があるても、そういう根本的な共通した悩みがありますので、その辺のところを財政も非常に苦しいかもわかりませんが、本市としても、入浴者の件は御一考願いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点、身体障害者の件なんですが、先日もちょっとお話ししたんです。近くの一例を挙げると、白鶴園へ通ってるお子さんがおるわけです。そこでマットのミシンの仕事をして

るわけですが、1万円ぐらいの工賃というか、給料にもならんかもわからんが、もらってる。その子供が非常にそれを楽しみにしてるわけですが、そこへ通うのに定期代が6千円近くかかるそうなんです。国鉄、私鉄を利用して行くと、実際楽しみにしてるお給料は4千円近くにしかならない。近い将来、また国鉄運賃の値上げもあります。そういう点何とかならんものか、とお母さんも子供さんも非常に残念がっております。周辺の都市では定期代が支給されてるそうです。先日もお聞きしましたが、バス代の割引が当市ではありますが、市行政の格差ができるだけなくする意味からも、本市でも何とか考えてほしいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

- 市民部長（富田宏之君） 通所センターに当市が措置いたしましたのが52年でございます。現在3名の方が通所してることを把握しております。現実に近隣の市町村の中で定期代の補助を出している市も多くあることも聞き及んでおりますので、その点十分調査いたしまして、前向きで検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 13番（並河道雄君） もう1点、給付金の件ですが、これも堺市とかと本市では非常な格差があります。高級官僚とか役所のえらい人がたくさんボーナスをもらってテレビや新聞にどんどん出てる半面、本当に恵まれない子供たちがわずか1万円足らずのお金で、せっかくの楽しいお正月を過ごす形になっておりますので、給付金の問題も堺市が2万円、本市は4千円、去年よりも千円上がったと聞いておりますが、その辺も考え方を検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、9番・直村静二君。

（議長退席・副議長着席）

- 9番（直村静二君） 一般質問の通告では、ただ「行政について」ということですので、ここで改めて内容を申し上げてお答えを願いたいと思います。

同和行政についてでございますが、第一には、同和対策特別措置法が来年度で期限切れということです。

前回の質問で、和泉市の残事業はおよそ2百80億円になると聞いておりますが、具体的に来年度は、このうちいかほど編成する予定があるのか、この点をお答え願いたい。恐らくや、一挙に2百80億円も組まないことはわかってますが、との残事業費についてはどのようにやっていくつもりか。そのやり方について明快にお答えを願いたい。

第二は、同和問題の解決策として、また一定の施策として、幸の青少年センター、また解放センターなどは、この際全面的に一般市民にも開放すべきではないか。開放というのは、開き放つ方です。

また、地区内にある身障、老人センターなどは、やはり対象地区住民に等しく利用できるようにはぜひともしていただきたい。何々会かの会員証を渡して、それがない人には利用させないなどは間違っている。部落解放は、基本的人権の尊重とあわせて、お互いに市民同士の垣根を取り払って融合していく立場で進んでいくものだと考えております。

次に第三点目は、憲法第13条、これは個人として尊重されるということですが、あわせて第14条は、法のもとに平等である。あわせて市の施策は、地方自治法第10条第2項に基づいてすべての市民に行き渡り、「その負担を分任する義務を負う」となっておりますが、この点は、前回も基本的人権の尊重と市民権の行使ということで、同じ地区民でありながら、部落解放同盟の加盟員ではない、その傘下の要求組合員ではない、また、地区協の推薦は受けない、等々で、同じ地区住民であっても同和事業の個人施策については受けられない。一刻も早くこれを支給すべきだ、こういう質問をいたしましたが、これが未だに実施されておらない。今まで52、53、54年度とすでに実施されておりますが、今回はなぜ実施されないのであるか。年末が近づいておるのに一体どう考へてるのであるか。公金の支出は、行政の主体性をもってやるべきだということは決まっていますので、その点明快にお答え願いたい。

次に、商工行政ですが、これは大型小売り量販店進出に伴うものでございますが、第一点は、市内協議が整い、プロジェクトチームをつくって対処しようとしているかどうか。また、商工会への指導、そして市の参画、さらには市の責任の発揮、これらの点をどのようにしようとしているのか、お答え願いたい。

二番目は総量規制。現在の和泉市の市内業者全体の売り上げ、千数百店に対して、これから予測されるダイエー並びにニチイその他の売り場面積、売り上げ等を計算いたしますと、まさしく野放しにしていけば、市内商業者の壊滅作戦ということで闘いが始まっているのに、商業者の利益を守る市が何らそれを規制していく、また、指導性を発揮しないということであってはいけない。この点での総量規制の導入とその指導性についてお答え願いたい。

なお、三番目は、都市計画上、市の強力な指導体制で秩序ある町づくりの点からも、進出する大量販店に対する一定の規制、通路交通関係、また、消費者の参加による市の行政、その他の都市計画上についても強力な指導体制をつくっていくべきだと思いますが、そういう体制はとるのかどうか。

次は、教育施策についてですが、これは人口急増地帯の中で各学校が増設をしておりますが、やはり、共働きの家庭がふえてくるので、現在、市内でいかほどの学童保育を設置しているか、また、いかほどの要望があるのか。それをどのように実現しようとしているのか、明快にお答え願いたい。

四番目、建設関係でございますが、これは一般議案にも出ておりますので一部省きますが、実は、森田紡績の寮の売り払い、これを住宅公団に売り渡し、その後企画課、その他公団の地元協議などが行われてるそうでございますが、また、建設部にも一定の移管をされておるそうでございますが、具体的には、どこが責任をもって地元協議に入していくのか。建設部なのか、それとも企画か公団か、その点の責任の所在をはっきりしていただきと、地元住民もだれに交渉するのかわかりません。こういう問題の地域整備なり地元協議なりはだれが責任を持つのか。建設部に一部いってると言いますが、その点はどのように責任を果たすのか、その辺明快にお答えを願いたい。

以上、通告内容の説明を終わりますが、答弁のいかんによっては再質問いたしますし、また、若干時間の延長もあわせてお願ひしたいと思います。

以上です。

○ 副議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） ただいまの直村議員さんの御質問に対しまして、まず第一点、同和行政の三点について、基本的事項にかかるものでございますので、私の方からお答え申し上げます。

まず、第一点の特に環境改善整備事業を中心とする残事業の予算編成上の問題点あるいは見直しでございます。先生がおっしゃるように、残事業が2百80億強あるのに、5.6年度は一体いかほど組むつもりか、という御質問でございますが、5.6年度予算編成につきましては、現在、基本的な条件整備に努めている最中でございます。金額について明らかにしていただく段階ではございません。しかしながら、実態的な劣悪の環境を一刻も早く整備する努力をさらに重ねてまいる所存でございますので、ひとつそのあたりで御理解をお願いいたしたいと思います。

第二点の青少年センターあるいは解放総合センターにつきましては、一般市民に開放すべき時期にきてるんじゃないかという御指摘でございます。また地区内の諸施設、たとえば老人解放センター等について、地域の皆さん方にもっと利用を促進すべきであるという御提言でございます。それぞれの施設につきましては、設置目的がございます。何と申し上げましても、部落差別をなくし、完全解放に向かっていくための住民の方々の研修の施設でございます。設置目的をまず第一に考えまして、御指摘につきましては、今後ともその設置目的等の接点を求めながら関係各課と協議を重ねてまいりたいと思います。

それから、最後の個人給付に係る市民保障でございます。前回も、常々御指摘をいただきましたが、現在のところ、申請を予定されておる方々と鋭意協議を重ねている最中でございます。私の考え方といましても、できるだけ近く年内に制度を執行していくための努力を重ねる所

存でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

- 9番(直村静二君) これは概算でお答えを願いたかったんですが、いずれにしても、50億組んでもあと2百30億ですから、とてもやないがけへん。期限切れにならあかん。市単独でもせないがんという課題になってくるが、深刻に考えてるのかどうか、伺い知れないということです。

それと、そうなった場合負担が大きいので、大きな見直しが必要です。見直しの点では、道路等を中心にして最も合理的に早くいくという点で当然見直しが必要になると思いますが、この点は、指摘だけにとどめておきます。

それから、二点目の市民に開放するという点については、使用目的があると言いますが、使用目的があるんやったら、なぜ伯太町6丁目307番地に持ってくるのですか。これは明らかに一般地区との融合を図る立場での場所へ設置してあるんでしょう。また、実際に莫大な費用を使って収益が少ないという点も再々議会でも指摘してあるんですから、その点も改めてやっていただきたい。これも要望しておきます。いずれ私も今度は予算委員会に入りますから。

さて、個人給付については、昭和52、53、54年度は制度で支給して、今年度はなぜ支給しないんですか。もうきょうは12月16日ですよ。たしか申請が5月でした。去年も一昨年も支給してるので…。いまの同対部長の答弁では、鋭意努力とおっしゃってるが、何を努力しているんですか。何が障害になってるんですか。私、一向にわかりません。その点再度お答え願いたい。

- 同和対策部長(橋本昭夫君) ただいま申し上げました第三点の件でございますが、本市の同和行政を進めていく立場から申し上げますと、先生のお説のとおりでございますが、個人給付につきましては地区協議会の推薦をいただき、同和行政を進めてまいりという基本がございます。その中で一つは、やはり要求組合の組織について御理解を賜りたい、かように考えております。その一つの行動といたしまして昨日、説明会を開催させていただき、申請者に御集合をお願いしてお話を進めてまいってある所存でございます。

以上のような経過でございますので、その辺を含めてさらに条件整備に努めてまいりたいということでございますので、御了承をお願いしたいと思います。

- 9番(直村静二君) 再度聞きますが、地区協の推薦は、今までの3回とも受けなくて支給したんですか。いまのあなたの答弁では地区協の推薦業務になってるということですが、今までの3回の支給は、地区協の推薦なしで支給したんですか。そうでなく、推薦を受けて支給しておったら何ら問題ないんじゃないですか。その点はっきりしなさい。

- 同和対策部長(橋本昭夫君) 52、3、4年度についても地区協の推薦をいただき、執行しております。

○ 9番(直村静二君) そうでしょう。今回はなぜ執行しないのか。いま聞くと、要求組合がどうのこうのと、私はそんなことは聞いてない。要求組合に入らない地区住民も恩恵を受ける権利がある。今まで3回支給してきたのに、今回、なぜ要求組合とか言って支給しない。それを支給しない障害の条件にしてるんですか。

私はこの際、改めてあなたに言いますが、公務員として、同対部長として、憲法第13、第14条、地方自治法10条第2項を言いましたが、市のつくったもんでも法律の方が上ですからね。その筋に立ってピシッと行政の主体性をもってやってもらわなかいかん。現に主体性をもって、地区協の推薦を受けて支給してきたのに、今回、なぜ支給しないんですか。一向にはっきりしない。要求組合に入らんでも支給してきたのに、今回、要求組合に入らなかったら金出さんという法律がどこにあるんですか。はっきりしなさい。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) ただいまお話は十分承っておりますが、要求組合加入の要件につきましては、いわゆる個人給付支給要項の中で本市が明らかにしている点でございます。

なお、要求組合加入の有無につきましては当然、申請者の裁量でございますが、私どもといつしましては、要求組合に加入していただけるような条件整備をつくって制度の執行をしてまいりたいということで、現在まで話し合いを進めてまいってる経過でございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 9番(直村静二君) これね、今まで推薦を受けて支給してきたのに、今度は要求組合に入らんと支給しないと私は受け取ってるんです。あなたは条件整備として要求組合に入らうよう努力すると言うが、いつまでにやりますか。きょうは16日や。5月に申請を出して何してるか。先に執行しなさい、と言うんです。

条件整備はだれがするんですか。あなたが整備するんじゃないでしょう。要求組合はあなたが会長やないでしょう。市の行政側が相手の団体に条件整備をしてくれ、と言うんでしょう。申請者は市に持ってきてるんでしょう。そして、いままでは現課でも、地区協でも推薦してきたんでしょう。だから、要求組合に加入しないとこの資格がないんかをはっきりしてもらわんとね。

ここで50%譲って、要求組合に入らうように条件整備をすると言うんなら、それまで待ちましょう。しかし、同対部長が、そういうものをつくってもええと思っても、地区住民が、そんなもんあかん、と言ったらどないしまんね。入る、入らんは自由やないですか。

要求組合に入ったら会費を払うんでしょう。要求組合に入ったら、1月28日の狭山の同盟休校で学校へ行くな、それに従わないかんのじゃないですか。それに反対や言うたらどないなりまんね。そんなところに入られへんと言ってるんでしょう。

それも市が一部認めてるんでしょう。市長がつくってる原則、入っていただくんだが、あくま

でも、原則、それに入らん場合でも支給してきたことが歴然としてるじゃないですか。いま、あなたが入りやすいように整備すると言うが、いつになるやらわからへんということで信用できますか。そんな団体をね。そんな要求組合などを論議するよりも、まず、申請者に支給して、申請者が、市が条件整備をしても、解放同盟なり要求組合なりに相談したら、あきまへん、ここを手直しせよ、と言われたら、さよか、となる。

なぜ年末を控えて支給をとめるんですか。あんた、部落民を差別するんですか。私の聞いてるのは 55 年度の分です。来年度の申請は明日説明会を開くという。市長、よう耳をほじくって聞いてると思いますが、これね、同対部長は無理やと思う。なぜか、今まで中西さんがやってきてはって、ことし 4 月に人事の辞令をもらって同対部長をやってるんですが、前の実績の分は執行していくが、結局、いろいろ問題になってきたということでいま、要求組合をさわってるんじゃないですか。市長、知ってるでしょう。あなたもそういうことを懸念して、特に支給要項で手直したんじゃないですか。絶対条件としていない。しかし、年末がきても支給しない。支給してどこが悪いんですか。

私ははっきり言って、ここにも書いてあるように、地区協の会長は解放同盟の支部長さんがやっており、この人は公職にある。市長と同対部長が、解放同盟の支部長である会長さんと協議すればすぐできるやないですか。絶対条件とせんでも、話し合いの条件としてね。これは来年もずっと続いてやるんでしょう。今まで 3 回やってきて、55 年度は年末がきても支給しない。なぜ支給できないんですか。この申請者以外の解放同盟傘下の要求組合員には 56 年度の説明会をやる。なぜそんなに差別するんですか、市長。

もう一遍市長に聞きたいが、今まで支給してきたのは、地区協が推薦したから支給してるんでしょう。あとは条件整備やと言うが、もう年末ですよ。5 月に申請して説明を受けてるんです。出すのが当然やないですか。市長権限ではっきりしなさい。話し合いはそれからでもできるやないですか。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 大変私の答弁がまずいことをおわびいたします。先ほど説明いたしましたように、申請の方々とお話し合いをさせていただく前提是、申請者の方々も要求組合の存在を認め、入ってもいいという基本の中で条件整備に入るわけでございます。説明会でもお互いに確認し、しかし、そのための条件整備がいるんだ、それを早急にしてできるだけ年内支給を行いたいというのが私の願いでございます。よろしくお願ひいたします。

○ 9 番（直村静二君） だったら、どんなもんをつくったかて、入りますと言うたらあんたは片づきますが、入れません、と言われたらどうするんや。また、入るためにもここを直してこい、と言われたら時間がかかるが、どないするんや。私の聞くところによると、議長も聞いといてほ

しいが、お金をもらったら5%以上寄付金を解放同盟に出さないかん。そしてまた、狹山事件反対と言うたら糾弾される。社会的に信用ダウンや。

要求組合の14条には除名処分が入ってる。要求組合を除名されたら公金はくれないとなる。ちゃんとした文書があって、口先だけではあきまへんぜ。

私が言ってるのは、今まで支給してきた、地区協の推薦もあった。今回もしなさい。条件整備もしなさい。と言ってるんですよ。来年も続いていくんでしょう。どこがいかんのか。市長のハンコを押して執行してきたんでしょう。法律の方が上でしょう。支給してきた実績があるでしょう。要求組合に加入しなかったら出せへんというのは資格要件ではないでしょう。申請した人は部落の住民ではないのか。それとも自覺的なものが足りないのか。思想信条、所属する団体の違いで差別してはいかんとはっきり決まっている。

しかし、同和行政を行っていくために、同対部長としては、何とか一本の組合にしてほしいという条件整備はやつたらよろしい、完全にしたらいい。だから、その間は執行していく。にもかかわらず、5月からずれてる。要求組合に入ってる者は来年度の金もらうというのにね。新しい差別をつくってるんです。

市長、これは平行線ですわ。あんたとこは執行した実績があるんじゃないですか。条件整備の話し合いはしてるんでしょう。要求組合に加入しなくても出さないかん。それでは困るからと、また一生懸命考えてるんでしょう。一部規約を改正しても信用できない。長年ほったらかしで、安心できる団体やない。条件整備ができるまでまだかなりの日数がかかると見てるんでしょう。そして、だれがやるんですか。だれが責任者ですか。私は、公金の支出と、市民に対する最高の行政責任者は池田市長だと思うんです。市長の決断いかんによって決まる。スムーズに行く。同対部長だけでは、いろんなことがあってなかなかよくわからない。ことし4月になって十分引き継ぎもしていない。市長の方がよく知ってる。市長、私は言いたくないが、あなたにも一定の進言をしてるはずでん。だから、私の言ってるのは、市長の決断で執行し、後の条件整備はよく話し合い、そして、来年度についてきっちとしていくことでやってなせいけないか。

前回も答弁をもらってますよ。おくれたことは申しわけないとね。何とかスムーズに、と言てるんやからね。市の努力が足らんからでしょう。あれから努力したんか知らんがね。これは議長ね、はっきり答えてくれなかったら困る。十分わかるように市長に明確な答弁をさせてください。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 再度お答え申し上げます。

対象の方々と一定の話を進めておりますので、年内支給を目指して協議、精査していきたい、かように思っておりますので、御了解願いたいと思います。

- 9番（直村静二君） 話は進めてくれ、支給は早くせよと言うんです。過去3回、要求組合に入らんと説明会を聞いて、そうして地区協が推薦して支給したんやからね。後はすべて整ってるんです。

同対部長の方でまた要求組合がどうのこうの言つてるのは新しくできた話、今までやってきたんやからね。あなたの答弁では、もっと後へずらされてしまう心配がある。たとい話し合いてもかめへん、してもらうともええ。しかし入らんと言つても支給せよと言つてゐる。入つてもらうように条件整備をしたらええ。入る、入らんは自由でしょ。そんな権利はないでしょ。申請者として入れる組合やつたら入つたろ、それでええんや。選択権はあるんでしょう。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 現在時点でお話し申し上げると、要求組合に加入することが個人給付制度支給の要件でございます。

- 9番（直村静二君） それやつたら、現在時点で急に悪くなつたんですね。後退したんですか。それは許されない。要求組合というのは糾弾行為があるでしょ、市に対してもね。同盟休校、選挙問題があるでしょ。そこへ入れ、いややつたら金出さんというのはあかん。これは毎回言つてきて、結果的に3回支給したのに、この際バックさせるんですか。そんなあんたの加入条件が法律より上ですか。これは引き下がれませんよ。差別行為じゃないですか。3回も支給してきて、今回は条件整備やとね。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと同和対策の諸制度について御指摘いただき、同対部長からお答えしてあるところでございます。同対部長が直村議員さんに申し上げておる趣旨は、ちょっと歯切れは悪うございますが、何とか年内支給に向けていろいろ協議を重ねておるということでございます。私といたしましても、過去の経過からいたしまして、年内支給という点で最大の協議を重ねるように申し上げておりますので、いつになるやらわからんということには相ならん、このように存じております。同対部長中心に協議、努力をいたしておりますので、その点をひとつ御賢察を賜りたい、かように思います。

- 9番（直村静二君） 私は、年内支給ということで踏み切ってくれてると思うので、それは結構だと思うんです。現時点では、加入要件として、入りまへん、と言つたら、年内支給も飛んでしまうということです。そこを懸念するんです。今まで支給してきたんですから。いま、御賢察という答弁がどんなことか知りませんが、年内支給すると了解していいかと思います。しかし、同対部長が私に詰められて、要求組合に入つてもらうことが支給要件です。これではあかんと言つんですよ。それがなくても出してきたんでしょう。

入会する、しないの権利はあるんです。泉南市の稻留さん、保守の市長でも、ピシッとやっています。羽曳野、松原でもやっています。なぜ和泉市が一番差別をするんですか。しかも支給してき

たのに、今回支給要件だと外すんですか。市長は賢察、年内支給に踏き切るという答弁は了承しますが、いまの同対部長の歯どめをかけたような発言は取り消してもらいたい。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 先ほどから対象の方々と協議を進める中、両方とも合意に達する線を模索して最中でございますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

○ 9番（直村静二君） ちょっとニュアンスは違ってきたが、やっぱりこういう問題については、いろんなことから考えて、市の責任でやってもらいたいと一貫して言ってるんです。私が最初に言ったように、地区協の会長さんが支部長さん、公職の身だからすぐ招集できる。また、市長は公金の執行権者としてすぐ執行できるから簡単だと思う。申請者と話し合いしてもらってかめへんが、どんなことがあっても年内支給してもらわんと前へ行けへん。解放同盟の人らは、あしたから来年度の制度支給の申請をしてもらうとかの話です。いまの申請者の方々は55年度の分、5月に申請を出してる。年内押し詰まってきて、新しい条件を出してきてやらへん。そんな人をなめたこと、公務員として議会で答弁しても通らへん。

これ以上言っても平行線になるかのように各議員さんはお思いでしょうが、そうやない。いま市長が言ったように、年内に必ず支給すると解釈し、賢察してるんですからね。私は、要求組合に入らなくても出していただきたいし、また、入れるようなものにせんとだれが入りますか。この点を強く言っておきますので、市長もよく理解していただきたい。絶対に年内支給はしていただきたい。私は最後に言うときます。

来年も再来年も個人給付はあるんですよ。何も来年に廃止しないんでしょう。幾らでも話し合いの場はあるし、冒頭市長が公約したように、明るい公正な同和行政、そして、議会で再度各議員から確認されております市の行政の主体性でやるということ、そうなると、おのずとこれははっきりしてくる。

あなたは、どんなことがあっても年内支給はやりたい。同対部長は、話し合いながらやっていきたい、年内支給はする。ただし、要件でクレームがつけば話し合いに乗せて入ってもらうたらええんやからね。

この点議長、よくこの問題については、行政が今まで執行してきた線で、条件を出してとめるということになるから強く追及しているわけですので、その点詳しく述べたいと思います。

市長、それでひとつ進めていただけますか。よろしいな。年内支給間違いないしとね。市長の決断が大事ですからね。賢察の中身を私が勝手に解釈したんやと言わわれたら困るのでね。まず支給、条件整備はその後で話し合いしていく。そのように確認願いたいということです。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど私が直村議員さんにお答えしたとおりでございまして、同対部長が申し上げておる趣旨、背景についていろいろ御指摘をいただいておりますが、同対行政のいま

までの経過あるいは諸点、直村議員さんの御指摘いろいろあるかと思います。ただ私が申し上げたいのは、いろいろありますけれども、年内支給に向けていま協議を重ねているので御賢察賜りたい、という趣旨でございますので、その辺はひとつわれわれとしても協議してるわけでございます。そして、年内支給に向けて何とか全力を挙げたいという趣旨でございますので、もちろん御賢察いただきたいという趣旨はそこでございます。よろしくお願ひいたします。

○ 9番（直村静二君） 私ははっきり言うてるが、その点年内支給、そして、条件整備はまた話し合いするということで話を進めてもらいたい。今まで支給して、ことしあかん、年末やと、首に輪をはめるようなことをせんとね。条件整備をして入りやすいように納得させる、そういう選択権はあるんやから、入らなくても支給せないかんということです。市長は諸般の事情から歯切れの悪い答弁しかできないようですが、実務上できちんとしていただくということで一応、同和問題は終わっておきます。

○ 副議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 二つ目の商工行政についてお答え申し上げます。

大型店舗の進出計画の中で府内協議がなされたか、また、プロジェクトチームはどうか、といふお尋ねでございます。まず、市新工場跡地へダイエーが進出しようとする計画が6月、また、日鉄ロープ跡地にニチイが進出しようとする計画書が出たのが9月でございます。いずれも商工課長あて参りまして計画書を提出し、あいさつしたという程度でございます。いずれダイエー、ニチイともトップが市のトップを訪れていろいろと計画書を説明し、基本設計の協議がなされるだろうと考えております。前段、前後しても、地元の商店街に大型量販店進出による3条並びに5条の計画書を提出するまでに、地元といろいろの協議がなされるだろうと考えております。

最初の府内協議のお尋ねでございますが、ダイエーの計画書が出た後、トップと産衛部、建設部、企画部が、大型店舗進出に伴って周辺の地域の環境整備等も含めなほん既存商店経営の方への影響等も一通りの協議がなされたということを記憶しております。また、商工会のトップの三役と市の助役、私、次長、商工課長を含めた連絡会も7月初旬に設置いたしております。それらの中で現状、いろいろと協議等も進めていきたいと思っております。

なお、本市に大型店舗2店の進出が計画されており、近隣、また大都市のダイエー等の進出に伴っていろいろと協議がなされ、出店が実現した市の奈良市、堺市鳳、熊本市の実態等を行政面から、また、商工会の局長の商工面からともども参りまして、実態等を調査してまいっております。これらは近く商工会と市との連絡会の中でいろいろと披露され、協議がなされるものと思っております。

次に、総量規制の導入はどうか、という御意見を含めお尋ねがございました。もちろん、市の

行政力を發揮して商工会とも十分協議し、なされるべきだと考えておりますが、現状、総量規制の導入は考えておりません。

御承知のように、商工会に設置されております商業活動調整協議会で各界の代表の意見の中でのいろいろ調整がなされるであろう、かような中で私はそれを期待しております。略称は商調協と申しますが、学識経験者、消費者、商業者それぞれ5名が代表として参画され、現状の中小売業の中で大型店舗進出はいかにあるべきか、ということでいろいろ調整されるわけですが、商調協の調整内容は、開店予定日とか店舗面積、年間休日、日常の閉店時間等を協議、調整されることに相なっております。

それから都市計画上、秩序ある環境整備、道路整備等一定の負担をどう考えてるか、もちろん進出業者に負担させることについてどう考えてるか、というお尋ねでございます。ダイエー、ニチイは先ほど申し上げましたように、トップが訪れて基本設計から計画書の説明がまだ参っておりません。近く参るであろうと存じております。それらに対してトップから建設、産衛、企画等の過去協議した内容も含め、それらの環境整備について前段で強く申し入れておくべきだ、かよう存じております。

以上でございます。

- 9番（直村静二君） 庁内協議ができるかという質問をしたんですが、大型店の進出で地形、交通関係も変わってまいります。それと、地元商業者の営業関係が大いに変わることで、まさしく地元商業者の壊滅作戦的な様相から、市長、市側としてはそれを守っていく。少なくとも、その地域一帯がそれこそ共存できるというか、至難でございます。また、消費者も含め、交通関係等総合的な計画を、それは商工会とか民間のどこで言ってもできがたいと思いますので、一つはプロジェクトチームをこしらえ、都市計画問題も含めて市の主体性、主導型の体制をつくりいただきたい。そうでないと、商調協といつても商工会、それではアウトサイダーの商売人はどうするか、その声は声で聞くとしても、それもなくなります。この際、市主導型の体制でプロジェクトチームをつくっていただかないと、先ほど各議員から部分的な問題も出てますので、それを全体の中で把握しておくかんと、道路の整備等も相手に強力にできないので、この点をひとつお願いしたい。

私が言いたかったのは、総量規制は、売り上げ面からはかなり食われますね。そういうことから、市が総量規制的な考え方を導入して、そんな大きいもんが来たら地元の商業者はとてもやないがもたん、もっと小さくせよとね。単に商工会の会長さんが言い、市長がそれを聞いてるだけというんじゃない、商工会の会長さんも商工会の一員ですからね。やはり市の全体の計画でどこにどんな購買力があるか、商工行政、商工政策としてもきちんと立案して網をかぶせる、その点

をお願いしたい。そうすれば、総量規制も入れば、消費者、地元商業者の声も入り、都市計画もできるんです。そういう一体のものをせひともつくり、議会からも参画し、報告もしていく。それは進展の度合いで決まるので、きょうはこの点でとどめておきます。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 教育問題の留守家庭児童の放課後の保護について御質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、第一点目の学童保育開設個所でございますが、現在、国府、信太、鶴山台南、鶴山台北、黒鳥、緑ヶ丘、芦部、伯太、池上、以上9校におきまして実施しております。

二点目の要望の出ているところにつきましては、現在、和気、北池田、光明台の三地区からいただいております。

次に、どのようにこれを実現していくかの問題でございますが、本年度につきましては当初、文部省の所管でかぎっ子対策として始まったわけですが、その後、第75回の国会で斎藤先生が当時の斎藤厚生大臣に問い合わせられ、これは厚生省の所管である、いわゆる児童福祉法による事業だということを明確にされ、その後、厚生省の方に移管になっております。しかし、大阪府では施設等の問題がございますので、所管が明らかになるまでの間、教育委員会の社会教育課が補助金制度を得て現在に至ってる現状でございます。ですから、制度といたしましては、大阪府の中では現在、宙に浮いたような形になってございます。

それと一方、さきに説明いたしましたように、文部省の補助が打ち切られた中で現在、大阪府の単独補助として、一ヵ所80万円の補助を得ながら実施しているわけでございます。

これも大阪府の財政危機が叫ばれる中、補助金見直しのトップレベルに入っておりまして、大阪府の補助枠の拡大につきましては非常に厳しい現状でございます。このようなことから私どもといたしましても、この新設につきましては鋭意努力いたすものの、現時点では非常に壁が厚うございます。今後も府に対して努力してまいりたいと思います。

- 9番（直村静二君） 大体それで状況がわかりましたが、この点を強調しておきたい。明快な姿勢をお願いしたいのは、これは9校と聞いてますが、実は10校とも聞いてます。あと3校については、私は議員として、せひとも実現してあげたいと考えてるんです。すでに実施されてるところが10校にもなる、あとはしないのか、となります。これはやはり教育問題ですから、10校にもなれば、あともう3校いけ、緊急に優先してやってもらいたい。そして、これが実現しないときには、市が単独見切り発車しても市民から非難は受けないと思うんです。もちろん、年間80万という補助はほしいけどね。しかし、補助金をくれんからやらんというのも、人口12万5千にもなってきてるので実現していただきたいと思います。今まで実施してきた背景からも

府に対してがんばっていただきたい。実際、和泉市のこの地域は人口がふえてますからね。

もう一つは、文部省や、やれ厚生省やと宙に浮いたことではなく、私は別の考えを持ってますが、かぎっ子対策としては学校に依存してやってきた。また、教室が空いた便利のええところがたまたまあるとか、優先順位も考えてね、あと三つとも絶対にできるように、後へ退かんように、見切り発車してもいく。ふだんから文句を言うていかんと、府は絶対に動きませんよ。地元が承知せんという、強力な陳情運動を私は要望したい。そうせんと、単に答えを聞いて、ああ厳しいな、とおさまってではあきません。教育委員会のけつ叩きというか、強い交渉の仕方を背景に踏まえてがんばってほしいと要望しておきます。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 日本住宅公団が開発する府中団地に関する市と協議の経過並びに地元協議の責任の主体等についてお答え申し上げます。

実は当初、日本住宅公団法 34条協議によるいわゆる一団地設計のタウンハウス形式の開発で、昭和58年2月ごろから大阪府と協議を進めてきたわけでございます。この公団法 34条協議の場合は、市町村の意見を聞きながら大阪府と協議することによって、知事の許可に代るものとなっておるようでございます。

その後、当該開発地域は、周辺道路が狭いなため、市道路認定をすべく道路位置指定方式、いわゆる開発団地内で十分な道路を設置する方法に変更されるよう、大阪府の指摘がございました。そういうことで、最近になってから道路位置指定方式に変更され、改めて本市に対して、開発許可事前協議がされてまいったものでございます。

このようなわけで、当初は大阪府と協議し、本市の企画課が窓口となっていましたけれども、今後は、本市の建設総務課を窓口として進められることになったのでございます。ただし、この開発に関しては、一連の市との協議経過もございますので、それらの経過を尊重しながら進めてまいりたいと考えております。

また、地元協議の責任の主体性につきましては、当然、事業主体であるところの日本住宅公団でございますが、何を申し上げましても公的な機関のことですし、行政としても応分の協力はいたしたく考えております。

以上です。

（議長着席、副議長退席）

○ 9番（直村静二君） 私の真前ですので、前を通る人が、一体どないなるんや、とそのたんびに近所がちょっと集まろうかとなる。私的なことで申しわけないが、いまのお答えでは、途中で変更されたということですが、私は主体がはっきりわからない。協議の対象も今度は建設総務課

が窓口となる。逆に言うと、天下の住宅公団が市を使うてると思う。

当初に負担金その他の協議をしておった段階で、地域整備も含めてこれは避けないように、細かい点は建設総務に行って聞いてくれということでお茶を濁さんようにお願いしたい。トップクラス、企画クラスから強力に公団に言うてもらわんと困る。そういう問題として取り上げましたが、企画なり総務なりで進めておるとして、いつごろできまんね。

○ 企画課長（神藤恒治君） 当初の34条協議が順調に進んだ場合ですと、56年2月ごろに土木工事に着工し、56年5月ごろ土木工事が完了、主体工事が56年5月ごろから着工し、57年1月竣工、そして、大きな付帯工事等は56年12月下旬から着工し、57年3月中旬に一応竣工予定でございましたが、先ほど申し上げましたように、開発手法の変更により若干ずれる可能性があろうかと思います。このことにつきまして、先日も公団から市に対して、これら一連の協議の申し入れがございましたが、ただいま議会が開会中なので、それが終わり次第説明を受けまた協議したいと申し入れておりますので、近々、そういったことも含めて協議する中で、工事の日程というか工程と申しますか、それがどういうふうに変更されるのか、さらに確認していきたいと思います。大きく変わることはなかろうと推測いたしております。

○ 9番（直村静二君） この辺でとどめておきたいとは思いますが、一貫して、きょう質問させてもらうてお答えを聞いておって、やはり行政の主体性が乏しい。もう一つは、どう取り組むかの体制、これもわれわれ議員がちょっと戸惑うところがあります。いまの問題も建設総務へ移管した。ダイエーの問題もプロジェクトチームをこしらえて、都市計画、総量規制、消費者、その他非行問題まで含めてつくってないのは出遅れです。産衛部も産廃問題で、この問題にまで十分手が回らんという人員不足も若干あろうかと思いますが、その都度、わかる問題については議会で明快に答弁でき、だれが聞いても納得するということでやっていただきと、私が毎回同じことを言って前へ進んだりバックしたりするのはいかん。

同和問題にしても、市長、同対部長は、特にきょうの個人給付の問題については、住民の権利を尊重せないかんことは決まってます。その点は市長が決断を下して、名実ともに公正な同和行政を主体性をもって断固貫く、そのことがいい結果を生むということを特に強く市長、同対部長に申し入れて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時3分再開）

○ 議長（貝渕博治君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

29番・藤原要馬君。

○ 29番（藤原要馬君） それでは、お許しを得まして一般質問をさせていただきます。私は、10月の議会にもこの問題について一応、市長さんにもお聞きしてますので、簡単にやりたいと思います。しかしその後、地元の人の陳情とかいろいろ交渉の中でちょっと聞いたことがありますので、その点をひとつ市長さんに確かめて終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。地元から資料をもらってますが、これを読んでいくと非常に時間を要しますので、これはやめます。そのかわり市からこれを各議員に一応提出してもらいたいと思います。相当の資料がきておりますので、それをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この府からきた書類によりますと、権利は十分府が持つておる、市は何の権利もない形なんです。これでは今後、和泉市としても、そういう場所が多いので、だんだんと廃棄物の捨て場所にされるんじゃないかなということを私は懸念しているわけでございます。賢明な市長さんですから、そういう弱い腰ではないだろうと思うわけでございます。

だから、ここで一つお聞きしたいのは、過日、市長と正副議長さん、正副産衛委員長さんが府に行かれ、その回答も池辺委員長さんから聞いておりますけれども、そのままでは、和泉市の地元の反対が何の効果もないような形でございますので、ここでひとつ地元と議会がございて府に陳情しなければならないんじゃないかなと痛切に感じておりますので、どうか私のこの質問の中で御判断願って、市長から、こういう形で府に食い下がれ、陳情せよ、ということを御指導願いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。再質問の権利を保留して終わります。

○ 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんから先般10月の議会でも御質問をちょうだいいたしました産廃問題についての端的な御質問、御指摘でございますので、端的にお答えを申し上げたいと存じます。

いま、御指摘がございましたように、もうもうの地元世論をちょうだいする中、いろいろと本件について府当局と話し合いを続けてまいりました。去る10月30日には、私たち理事者、助役、部課長と議会の正副議長さん、地元の和田府会議員がそれぞれ御同行いただきまして、府の首脳部と会わせていただきました。ちょうど知事が外遊中でございまして、所管副知事である宗像氏、生環部長の黒田さん、あるいは生環の課長とそれぞれ端的な話し合いをさせていただきました。

その席上、府も判断の上で産廃法に照らし合わせて許可したので、これを取り消すわけにはまいらんということが一つ。また、何とか円満解決のために府で買い取っていただきたいという地元世論等を踏まえての話し合いを詰めさせていただきました。以前からも話し合いはしておりま

したが、大阪府としては、許可をして、いろいろ問題があるので買い取るわけにはまいらん。また、当該物件は大栄環境が面積の一割、あと九割が借地だということで買い取りは至難であるという話でございました。

公害に対する地元住民の御不安については、過般、大阪府知事が市長あてに、本件に伴う公害問題については、大阪府が責任をもって業者を指導監督して万全を期してまいりたい、という異例の知事の文書も和泉市当局に入れていただいておりますが、地元住民がなお御不安があるならば、産廃物の搬入については、いわゆる住民も御参加をいただいてチェックしていただいたらいかがか、いろいろな角度から陳情し話し合いをした結論の副知事提案はそういうことでございます。

私たちといたしましても、そういうことで地元の不安は解消はしくいけれども、大阪府との折衝の最後に、詰めの話し合いで最後に出てきたのが、産廃物の事前チェックの住民参加の機構、地元住民の公害の御不安については府が責任をもって対応するけれども、そうしたチェックをしていただいたらいかがか、という副知事の最終提案でございました。

それ以上いたし方ないという中で帰って参りました。正副議長、正副委員長さん御同行いただいた和泉市挙げての話し合いの結果がこういうことであり、地元の代表の皆さんにも、こういうことで再検討いただきたいという申し入れもさせていただいたわけでございます。

しかしながら、御案内のとおり、いわゆる地元としては反対の態度がいまなお根強いものでございます。そういう中で、大阪府としては許可の取り消しはできない、買い取りもできないという情勢の中で今日を迎えておりましても、私たち地元市として、私も住民からの要望も強くお聞きしております。しかし、片や行政執行者として、上級官庁の大坂府の許可処分の強い態度、こういうギャップの中で実は苦慮しているのが、現在の率直な立場、心境でございます。

また、住民皆さんの中で、厚生大臣あてに行政不服審査を10月末から11月にかけて納花町あるいは青葉台町会長名で出されております。この最終結果は、厚生大臣からの通知には接しておりませんが、最終決定があるまで業者の産廃物搬入を停止願いたい、という地元の不服審査の項目については、11月末に厚生大臣から「それはできないんだ」と脚下の通達が地元にも大阪府にも参っております。

私もその旨大阪府からお聞きをしている現状でございます。したがって、許可をした大阪府のガードがかたい、上級官庁の國の厚生大臣からの却下というのがいまの実態でございますことを率直に御報告申し上げます。

いま、議員さんから御指摘がありましたように、地元が反対、これは府が許可したものだという中での今日の事態でございまして、その中で私たちも苦慮しておりますけれども、なお大阪府とも地元世論の上に立つていろいろ話し合いをしてまいりたい。その中でいかに打開していくか。

住民の代表とも近くお会いして率直な話し合いをさせていただく経過と相なっております。また、大阪府とも住民の皆さん方との話し合いの上に立って再度話し合いをしてまいりたい、かよう存じております。

しかしいかんせん、大阪府のガードがかたい。厚生大臣の棄脚の決定も出されている中で、行政を預かっている私としては、住民の反対の意向は十分お聞かせいただき、また、そうした行政の執行、法による許可の点、こういう中で苦慮している現状でございますが、なお最善の努力は今後とも続けてまいりたい、このように存じております。議会の皆さん方にも何かと御心労を煩わし、いろいろ御迷惑をかけておりますが、心から恐縮に存じておりますが、今後ともよろしく御指導、お力添えのほどをお願い申し上げまして、御答弁にかえさせていただきたいと存じます。

○ 29番(藤原要馬君) いまの市長さんの答弁では、何か市民のためにやっているように聞こえますが、府が上部団体ですから、府が許可したら、市がこれに対して反対してもだめだということなのか。すべてこの問題については、府の許可権というものはあるわけです。だから、これに対して地元民が反対しておるにもかかわらず、府が許可したんやからだめだと、正副議長さんや産衛の正副委員長さんらに回答されたとなると、われわれ和泉市議会が府に左右されてる。振り回されてるような形にしか聞こえません。かりそめにも、うちの議会の最高幹部が行つたにもかかわらず、ただ、もうだめですわ、といかんじゃないかと思うんですけどね。

知事が外遊中でおられなかつたので、宗像さんという副知事に何か言われたんだろうと思ひますけど、副知事の名前で回答、決済は来てるわけです。これには部長、課長、係長も全部判を押します。だから、そういう形で今後、府の言うことに行行政が左右されることになれば、これは考えなければいかんと思うんです。和泉市議会もこれに対するは、やはり地元住民を擁護するために闘わなければならない。どこと闘うか、やはり府と闘わざるを得ない。これは和泉市の土地なんです。和泉市のもんなんです。それで反対してるのは和泉市民なんです。それに対して、府民である地元の市が陳情してるので放置するのはどういうわけかということです。

うちの最高幹部が行つてるので、それをただ理屈だけで葬るのは何事だ、ありうることではない。

この間、われわれも現場を見て来ましたが、あのままで不燃物等を捨てられた場合、元のたんぼにもならん。相当金を要します。それを向こうが改善するかどうか、われわれは疑問に思ひます。相当な資金を使わなければできないわけです。市は、府とともに監督すると言うが、毎日、市もだれか監督行つてるんですか。そこらも聞かせてもらわないかんし、われわれ建設委員が行つたときも、だれも府からも來てる形はない。それで、われわれは市長の言いなりに、そうですか、市長さんにお願いします、ではいかないと思います。納得いきません。

それと、もう一つ大事なことは、この協定を結んだので、業者の大業環境に向こうのかぎを渡したということですが、かぎは何がために渡したのか、あそこを通すために渡したんかということです。住民が通るべき農道であるのに、かぎをかけてあるために渡したのはどういうわけか、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 先般の産衛委員会あるいは建設委員会の席上でも要点を御報告申し上げましたが、9月2日付で大阪府が産廃物の安定型、管理型の9品目について許可をされた、府が責任をもって対応するということでございますが、地元市といたしましては、こうした知事の許可をもらったものをそのまま座視するわけにはいかん、府が責任をもつからというわけにはまいらんということで、いろいろ公害が出ないように、あらゆる角度から検討した公害防止協定を業者と市で結ばせていただいたわけでして、その協定については、担当委員さんにも御配付いたしております。

その中で、業者としては許可ももらい、市とも協定を結び、公害を出さんようにします、ということで、公害防止協定の一項目に、公害の廃棄物搬入に際しては御案内のとおり、あれは農免道路でございます。農免道路は農家優先ではございますが、あれだけの道幅の農免道路は、多くの住民の方が通ってはならんということはできません。ただ、目的外にいろんな事が通るわけでございますけれども、みずからの責任で、道路の舗装の厚さはしれてあるので、通るとするならば自己負担において道を補強し、ちゃんとしてから搬入しなさい、というのが防止協定でございます。

その中で、10月に入ってすぐに道路工事の許可願が出されております。しかし、私ども理事者相談りまして、地元の世論というものがある現状、すぐに工事にかかるわけにはまいらんと、10月、11月と農免道路の補修についての許可願は延期をしてまいりました。しかし、いつまでも延期をするわけにはまいらんという中で、11月末、業者が搬入する際の道路補強工事をするためのかぎを渡したということでございます。

農免道路は一般の公道でございますので、前の建設委員会でも御指摘がありましたように、これを規制するのはむずかしうございます。農免道路の前半、若槻に至る間は現在、大阪府において一部工事中でございます。したがって、大型車の通行は御遠慮願いたいというのが前々からの趣旨でございました。しかし、府の許可をもらい、あるいは目的外の利用とはいえ、搬入せんとする業者については、道をちゃんとしてから通りなさい、という歯どめをかけております。そのため道の補強工事のため、11月末ですが、かぎを渡した、こういうことがお尋ねの実態でございます。

しかし、憂慮いたしておりますのは、今後の推移を考えます場合、大阪府知事の許可をもらい、

そして、厚生大臣の搬入停止はしないという、いわゆる国、府の許可の上に立つこの業者の搬入については、和泉市は、これ以上の歯どめはかけにくいというのが率直な現状でございます。したがって、これに対応していかがするのか、地元は公害反対、公害不安をおっしゃっておられる、府としては許可したものだから、という態度であります。こういう今後の推移の中では、私自身住民ともっと率直に話し合いし、府とも話し合いする中で、何らかの打開策を見出していかなければならぬと存じております。ひとつ御理解をいただきたいと思います。

- 29番（藤原要馬君） これは厚生大臣の通達もきておりますけれども、これはただ府が言うのがきいてると思うんです。だから、こんなもんできているわけです。国としても、和泉市民は大事だと思うんです。その市民に迷惑をかけてるのに、単にこんな半ペラ一枚で泣かされるのか、押さえられるのかということです。直村議員も先ほど言うとったが、幾ら言うたって解決はできないということなんですよ。

市長、そんなもんでは完全な行政はできませんよ。あそこを工事するためにかぎりまで貸したと答弁しますけど、どこでやってるんですか、工事は。われわれ見に行つたが、やっていない。ごみを積んだダンプカーが3、4台通りましたが、他の車は通ってません。農家の車も見たことがありません。しかし、大栄の廃棄物を捨てる車は4、5台通るのを見ました。だから、それは黙って通しておるのか。道の工事もしておらんのはどういうわけですか。

- 市長（池田忠雄君） 私への現 課からの報告では、工事は上から開始をしている。一般的な舗装工事は大阪府がやってるわけですが…。

- 29番（藤原要馬君） 若櫻の方からやってると言うんかいな。

- 市長（池田忠雄君） 業者に命じておりますのは、当該申請物件の府の許可を受けた産廃をほかす場所、そこから下にかけて何百メートルかの補強舗装工事をやることです。

- 29番（藤原要馬君） 市長は見てないのか。あの捨て場の前で何も工事はやってませんよ。

- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 一昨日までの報告ですと、現在の投棄場所から青葉台の方に向かって7百メートルにつきまして、一応、下装路盤の工事は終わっております。上層舗装だけが残っておるという報告を聞いております。

- 29番（藤原要馬君） 碎石をほり込んであるのは見ましたが、舗装工事をやるようなことはしていない。われわれが見たときは、工事をやるような形のものではなかった。われわれは、現場を見なければならんから見たんやが、それによって判断せざるを得ない。ところが、いまやってるんなら、われわれの目にもわかるはずですよ。

だから、わしは何も市長とか市を追及するんやない。地元の人間に頼まれたからやるんやない。われわれは議員としてやらなければならない職務なんです。廃棄物を捨てていいのか悪いのか、

判断はわれわれがすべきですよ。ところが、府は何も見ずに、自分の土地でもないから、ただ許可したんだということでやらせようとしている。しかし、うちは前にも府のために国分でやられたわけです。そこでも公害が出てる。色の悪い水が出てるということです。それらを市長は知ってるんかどうか。あんたは議員もしておったわけやから、国分でやったのは、府が許可してやったんです。和泉市はやってませんよ。そういうことをやられ、これは二件目なんですよ。だから、これを押さえなかったら、またやられる憂いがあるんですよ。だから、これを押さえることはわれわれの職務だと思うんです。

だから市長ね、あんたはこここの首長です。あんたは最高です。府に対してもけつまくって、体を張ってでもやるべきがあんたの職務です。あんたが、それをやらせてもらいます、と言うから、今度も無投票当選したんでしょう。できないんやったら、できません、と市民に謝るべきですよ。府が許可したから仕方ない、ということしかないのである。どこまで研究してあるんかということです。

いま、いろいろ公害の問題、道路や空港にしても出てます。それに対して住民が反対して裁判なんかもしている。私は裁判せよとか、裁判所に頼んでやめさせるとかではなく、自分の力で土地を守れ、それをするのが市長やないかということです。あんただけでいいかんだったら、議会も立ち上がってやってもらうべきではないか、それが当然やと思うんです。うちの議会の最高幹部が行ってもだめだったんだから、今度は議員全員が府に乗り込んで談判すべきではないか、私はそれを言ってるんです。あんたがこの間行つてもろうたが、だめやったんでしょう。力が足りなかつたんでしょう。だから、議会が全部体を張って命をかけてやる、市民にも頼んで力を借りてやるんかどうか、そこらの判断を願いたいと頼んでる。わしは文句を言ってるんじゃない。頼んでるんです。

今後、なんぼでもほかしますよ。だから、わしがお願いしたいのは、かぎは直ちに業者から取るべきです。工事をするぐらいなら、かぎで開けて広くしなくともできるはずです。あんたが言ったように、一般道路と違って農道やから簡単にやるんだということです。だから、道も壊れるんです。それは困るんです。やはり産業道路として、いつまでも使えるような形にしておいてもらわんと、後じきに憂いが出てきます。二度と府がああいう勝手に和泉市の土地を左右できない、やれないということにしておかんといけない。

きょうは助役もおらんから余り言いませんけど、うちの廃棄物の捨て場の土地の使用はどうなってるんですか。いまだに使わずにほってあるが、他に廃棄物の捨て場もないでしょう。ほかに捨てないかん形が出てきてるわけですよ。和泉市が買うてる廃棄物の捨て場はいつ使えるんか。和泉市が買うたやつは使えないわ、住民の反対のやつは勝手に使えるわ、そんな不合理きわまる

ことはないと思う。市が市民のために金利払って買うてある。これを買ってから5年も6年もある。これは宇沢君がおる時分に買つたが、いまだに使えないではある。助役の話では、何か環境でやる、機械を買わなければあかんということですが、いまでも内田方面の人らは、これに対して反対の声があるということです。それを解決しなければやれないんでしょう。この和泉市の土地もやれるんかどうか、あわせてひとつ教えてください。

- \*産業衛生部長（広岡史郎君） 納花町の産廃物問題につきましては、議員皆様方には大変御心労を煩わしまして、恐縮に存じております。

ただいま御質問の松尾山の不燃物処分地のことでございますが、昨年1月ごろにも市長から命ぜられまして、従前、和泉市で不燃物の処分場として確保しておる土地を高石市、泉大津市の三市の泉北環境の中で運営していくんだという合意を得たということをお聞きしました。したがって、和泉市だけの処分場としての地元の各団体にいろいろ協議を重ねてまいりましたけれども、その後、三市で行うんだということでの地元でのいろいろ説明会等を開いてまいっております。

市が単独でやる場合でも、また三市でやる場合でも、現状の松尾山4万平米余ございますが、それについては、堀堤工事や水処理機設備等が必要でございます。本年4月1日現在で見積った額でも、それらに投すべき額が約13億円に上るということにもなっております。泉北環境では和泉市の市有財産をいずれ泉北環境へ移していただき、その上で前段、地元のいろんな協議団体等に十分御理解を賜るようお願いしたい、という宿題をいただいております。

過去、地元へ入りまして、いろいろ方針なり、かような設備施設、備品等の状態の中で実施されるという説明もいたしてまいっておりますが、なお、現状では、最終的に御了解を得たことは至っておりません。泉北環境の今後の取り組みでございますけれども、私たちの地元住民に理解を得た設備等をもって、泉北環境では過去、泉大津、高石、本市の計画審議会等が開かれまして現状変更が行われております。舞町の処理場の用地の拡張でございますが、それらを含めて、スムーズにいっても、なお3年ぐらい時間を要するであろうということも聞いております。一応、現状の御報告を終わりたいと思います。

- 29番（藤原要馬君） いまの部長の答弁では、不燃物とか焼却できんものの捨て場を早くつくらんから、ほかから目をつけられて和泉市は迷惑を受けるということです。だから、環境でやるんならやるべく早くしなければいけない。市長、あんたも御承知だと思うけれども、あの土地を買うについても、公団から金を出させていろいろしてあるはずです。その借り金も返してないでしょう。公団などから借りた金で払っておきながら、また、再度国や府からか知りませんが、補助をもらってやろうと考えてるんでしょう。そういうことを考えてるから進行しないんですよ。部長、そういう形になるんでしょう。君は知らんかもしれんが、金は公団から出してもらうて買

うたのにいまだに使用できないのはなぜかと言つてゐる。

だから、環境の方はできなければできないでいい。わしは助役にも言つたが、なぜ和泉市は自分でやれないのか。それほど金を借りてまだ足らんのか、と言つたこともある。こんどの場合とは違うが、関連してくるんで質問してゐるんです。

納花のやつは、納花の住民がどういう形でしたんか知りませんが、金をもううたということも聞いてゐるわけです。だから、納花の方々も、これはもっと自分らの足元を洗わなければなきない。金をもううたんなら返さないかん。その金を使うたのか、議会にも教えてもらわなかん。使いようによつては、市が全部これに対して補償しなければならない費用かもわかりません。どこへ使うたんか知りませんが、そんなことしてゐるからいかんのです。

とにかく、市長は独立独歩でやってるから物事はうまくいかない。議会といふものがあるんやから、すべて議会に相談すべきではないのか、と一番に申し上げてる。市の土地にしても、やろうと思えば、議会に頼んで地元の人らの了解も得て早く土地を利用すべきですよ。それを早く利用せんから、ほかの土地にそういう煩わしいことが出てくる。だから、部長や市長が懸命にやってることは聞いてるけれども、幾ら懸命にやっても、足元を洗つていかないとまくいかない。

環境の問題にしても、これはやはり三役がやらなかつたらできませんよ。幾ら議員がやかましく言うてもあかん。大津の茶谷さんが言ってもだめだとなつてゐる。市長の権限というのは大きいんです。だから、和泉市の首長として徹底的にやらないかん。やれないんならやれないで投げ出したらええ。こっちらが府にも行けば國にも行って、けんかしてでも、体張つてもやりますよ。わしは、今までそれでおさめてきたんや。國にも行けば指導課長とけんかもし、部長ともいろいろやつてます。今度のは小さい問題ですよ。府が許可したからだめだ、府の課長ぐらゐに言われて黙つておさめてたら解決しませんよ。もっと市長も旗を上げて、そして、市会に頼んでこの問題をすっきりせなんだら、また、いろいろな問題が出てきますよ。それを心配してゐるんですよ。

一応、かぎを取りなさいよ。向こうへ預けておくことはないわな。また、市長は、だれに命じて現場に行かせるんか知らんが、道路工事のときはだれもいない。市長、あんたは責任をもつてやってもらわんと、やってもらうまで何回でも質問しますよ。わしは長く言いたくない。何ば言っても一緒やからね。だから、市長はかぎを取るのか取らんのか、それだけ教えてください。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいておりますが、基本的に府が許可したものは取り消せないという、現状の住民の反対があり、いろいろ議員皆さんの御心労を煩して恐縮でござります。

こうした現状の上に立って、なお地元住民とも話し合いをさせていただき、また、府とも交渉させていただきたいと存じます。特に産衛委員の皆さん方には御心労を煩わしておりますので、今後とも御協議をさせていただきながらお力添えもいただき、対応させていただきたいと存じます。よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、御指摘のかぎの問題でございますが、いま、工事中でございます。あの日にやっておったかどうかは別として、現況の報告をいただいておりますように、補強工事の期限は今月いっぱいでございます。そういう中で、業者のもとで補強工事がなされてるのが実態でございます。ひとつかぎの点は今までの経過からいたしまして、補強工事を協定の中でやらせていただくという点で御質問いただきたいと思います。

- 29番（藤原要馬君） 担当の部課長に今まで聞いてなかったが、実際に工事をやってるんか。
- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 先に御説明申し上げましたように、一昨日、農林課長が現地に参ったとき、補強工事は12月末までと会社の方から工事計画書が提出されておりまして、現在の進捗では、恐らく工期内に完成するであろうと考えられます。
- 29番（藤原要馬君） 市長、年末まで何日ありますか。市の監督は休まずに行くんですか。そういう答弁をしておさまるもんかどうかです。きょうは16日、あと14日しかない。その間に完全な舗装ができるんかどうか、7百メートルも8百メートルものね。これがために非常に困っているのは地元の議員です。土地の人らが来て抗議を申し込んでるわけでしょう。地元の議員が抗議を申し込まれたらだれに苦情を言うのか、市長に言わざるを得ない。だから、もうちょっと一般的な市民の意見とか行為をいろいろ知って市長がやらなんたら、今後もやれないということです。私は長くやりたくないし、言いたくもない。しかし、地元の議員は毎晩、地元の人に来られて苦情を聞いてるんです。あんたが聞く苦情を市会議員が聞いてるんです。だから、議会であんたに苦情を言うのは当然なんですよ。

この12月末までに工事が完全に約束してしなかったら、議会で一般質問しても何もなれへん。ほかの工事と違うんです。一番和泉市民がいやがる廃棄物の場所のために工事をさせるんです。これについては、われわれも不服はある。これは今後何回も言うが、いかにごみをほかさせるにしても業者に工事をやらせるのか。それなら、国、府からもらう金はどこへいくか。補助金ははっきりもらわんとね。ごまかしは納得せん。

いままでは市のためや、市民のためやと思ってやってきたが、これは違う。不服言うてるんやからね。不服言うたために入ってきた金は必ず市民にお返ししないと、国、府にもお返ししなければならない。そうせんと、和泉市はやられまっせ。先に買うたやつもそのとおりです。公園か

ら金借りて買うたんやから、二重取りみたいなことを行政がしたら、今度は市がやられますよ。  
われわれもやりますからね。そのつもりでやってください。奥村君も非常に困っとるんです。  
議長、これで終わります。

- 
- 議長（貝淵博治君） 次に、12番・横田憲治郎君。
  - 12番（横田憲治郎君） 午前中も関連する質問が出ましたので、角度を変えまして質問をしたいと思います。

まず第一点としては、市内和気町にございました市新の跡を用地とするダイエー進出と地域関連の開発問題、さらに、行政の立場における対策についての諸点を伺ってまいりたいと思います。

昭和46年、藤木市長の時代に和泉市基本構想なるものが議会の議決を経まして今日に至っているわけでございますけれども、この地域事業計画策定の基本方針でのる述べられているわけでありますけれども、中央丘陵の開発問題、さらには、北部においては当市新の開発、さらには、また、日鉄ロープ跡のニチイの進出等々、重要な和泉市の地殻変動を起こしかねない開発問題が起つてきましたわけでありますけれども、午前中と重複を避けたいと思いますので、以下、そういう重要な諸課題というとらえ方の中でお伺いをいたしてまいりたいと思います。

まず、第一点目といたしましては、総合基本計画の中に中期事業計画がございますが、市民の意志の反映に基づき決定されるべきである基本構想の事業計画、これらについて、現行の諸制度との関連における詳細な検討が、市民の声を反映する中で事前に行われなければならない、このような基本方針の中での結論が述べられているわけでございますが、あれだけの面積、約9万平米になんなんとする市新跡の用地を大資本ダイエーが取得したわけでございますけれども、当市に対する開発の事前協議が果たして用賀前後にあったのか、なかったのか、明確に御答弁を願いたいと思うのであります。

第二点目といたしまして、和泉中央丘陵開発等々も相踏まえる中で、市の基本構想の策定を今日的視点で見直す必要があるかと思うわけであります。これらの点につきましても、在来の議会を通じて主張を述べてきたわけでありますけれども、市新あるいは日鉄ロープ跡等々の開発をも含めました基本構想の現実的見直し作業をいかが取り計らおうとするのか、第二点としてお伺いいたしたいと思います。

さらに、基本構想の考え方の基本的姿勢の中で、現存する自然環境の保全の立場あるいはまた、人口昭和60年に20万を想定する就業確保、生活基盤の整備あるいは文化遺産の保持、さらに関連地域における雇用、職業、事業の転換による変動等々への対応などを述べられているわけでありますが、単に一面的な商業的次元あるいは開発的次元にとどまらず、市の行政全体の視

野の中から、これらに取り組む姿勢を56年度予算措置上に配慮すべきであろうと考えますが、それらへの所見を市長からお述べいただきたいと思います。

さらに、商業振興という立場からも基本構想で述べられているわけでありますけれども、市が基本的、主体的立場を踏まえる中で、既存の商工業者との共存共栄を貫く姿勢を明らかにすべきであろうと思います。これらについても午前中と重複は避けられない問題であります、御答弁をさらにいただきたいと思います。

二点目として、二国56年3月開通に伴う市幹線道路の対策についてお伺いしたいと思います。

その第一点は、泉大津粉河線が第二阪和国道あるいはまた通称小栗街道、市道府中伯太線であります、これを結ぶところが大変な渋滞で市民生活に大きな影響を及ぼしていることは論を待たないところであります、さしつけめ府中伯太線、いわゆる旧小栗街道と泉州線をつなぐ間の用地買収の推移はいかがか、現時点はどうなってるかの御報告を願いたいし、これが拡幅事業計画をどのように府との間で協議が整っているかもお示し願いたい。

第二点は、泉州線から二国までの間の整備が現状、泉大津に向かって左側面の歩道等々の設置が一定なされているやに察見するわけであります、これが開通時における基本的な整備はいかが対策をしようとしているのか、この点について、まず一点お伺いしたい。

第二点目は、北信太高石線であります。これも現況部分開通の中で、変則的な第二阪和への大阪方面への乗り入れの和泉市の起点として利用されているわけであります、これらへの対策はどのようになっているのか。さらにまた、全体的に第二阪和国道和泉市、泉大津地域の開通に伴う一連の交通安全施設の総合的視野に立ったところの点検あるいは対応がなされていくのか、その点についてもお伺いをしておきたいと思います。

以上、基本的趣旨を述べましたので、具体的明快な御答弁を要求いたしたいと思います。答弁の内容いかんによりまして再質問させていただきますことを申し添えまして、終わります。

- 議長（貝沢博治君） 理事者答弁。
- 参与（西川喜久君） 第一点目の端的に申し上げまして、大手スーパーが来ることの事前協議があったのか、という点と、二点目にある程度大手スーパーがくる中での関連を持ちながら中央丘陵開発等々も含め、基本構想について見直しをするのかどうか、という二点について私からお答えを申し上げたいと思います。

まず、午前中も御質問がありましたように、市新あるいは日鉄ロープ跡に大手スーパーが来ることについては、私も聞き及んでおります。しかし、これにつきまして、現時点、正式な協議の申し出がございませんので、その対応策につきましては、具体的な検討に入っていない実情でご

ざいます。

一方、本市の総合基本構想について申し上げますと、基本構想は、長期的展望に立って当面、10年間の目標年次で策定されておりまして、策定の見直しは、相当な社会経済情勢の変動等により行うべきものと考えております。したがいまして、今回のような大型店舗進出に伴いまして、基本構想を大幅に見直すような考えは持ってございません。

そこで、これら大型店舗進出に伴いまして大きく影響される部分、たとえば商業振興面は申すまでもなく、道路なり交通あるいは公害、衛生等の環境面について、ひとつ具体的な検討をする必要があるものと考えております。具体的な方法につきましては、午前中もいろいろ御質問がございましたが、専門家にゆだねる方法もございますし、また、これを行政内部でプロジェクトチームを編成し、検討する方法もあろうかと存じております。

いずれにいたしましても、今後の大手スーパー問題につきましては、進出の動向と相まって具体的に検討を進める必要があると考えております。したがいまして、府議もさることながら、所管委員会とも事前に十分に協議しつつスーパー問題については対応してまいりたい、かように考えるものでございます。

また、中央丘陵等々の開発に伴いまして、基本構想は一定見直すべきであろうと考えております。御承知のように、基本構想そのものについては47年でございましたか、かなり日数も立ておりまして、やはり時代に即応した今後の社会情勢を十分見きわめる中で一応、見直すべきであろうと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 議長（貝渕博治君） 次の答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答えいたします。

大型店舗出店に伴う既存商業者との共存共栄の基本方針はいかがか、というお尋ねでございます。最近、目ざましい大型量販店の多店化政策が立てられ、大型店の増加とともにその出店パターンの変化は、当該出店地域の消費者の便宜を増進する一方、立地条件の変化による影響から、地元の中小小売り業者の間に深刻な対立を増加していることは、御承知のとおりでございます。本市といたしましては、商業振興の基本的な方向として、商業施設の適正な配置による良好なる商業環境の確保と、施設間の連係を図り、消費者ニーズの把握から市民生活発展のために共存共栄に努めようと考えております。

それらに対しまして、大型店舗の大店法に基づく8条なり5条申請がいずれニチイなりダイエーから出されると思いますけれども、これらの商調協の上で十分協議を整えられると考えておりますけれども、現時点で考えられる一つのチェック機関は、公に言って、商業活動調整協議会の存在にあると考えております。それには現在の中小小売業の近代化の見直しを立てた上で、届

け出の大型店舗による小売り業の事業活動等が、その周辺の中小小売り業の活動にいかなる影響を及ぼすかについて、綿密なる審査がなされると考えております。

商調協の委員には、学識経験者、消費者、商業者がそれぞれ同数の5名、15名参加しております。なお、大阪通産局、大阪府商工部、本市から私と、それぞれ特別委員として参加もいたしておりますので、和泉市の実態の上に立って、御質問の趣旨でございます既存業者との共存共栄についていろいろ討議していきたい、かように考えております。

なお、行政の3名は、意見は述べられるけれども、議決、裁決には入れないことになっておりますけれども、私どもとしては、本席上でいろいろと意見を述べ、他の委員さん方の御了解を賜るよう努力してまいりたい、かように考えております。

○ 12番（横田憲治郎君） これは角度が違いますが、53年度の市民平均当たりの担税能力というか、市税の担税能力、これは企業の数等々もありますから一概に言えませんが、高石市では8万4千円、泉大津が6万9千円、本市は4万3千円、いわゆる就業機会でも、本市は非常に微弱であるわけです。今度は中央丘陵が開発され、恐らく他市からの流入人口がふえる、仮にこれが軌道に乗った場合の話ですが、片や、本市の地場産業の最たるものであった繊維業界が斜陽で、その御三家とも言われた市新が閉鎖、こういうことで就業の機会、所得という視点から考えても市民の大きな関心事でもありますし、また、産衛部長から答弁をいただきましたように、既存業者のサイドから見ても非常に深刻な状況であることは、言を多くする必要はないと思います。

そういうことから、その主軸を預かる和泉市の運命を左右する行政という立場から、非常に積極的、能動的な、主体性をもってかからなければならない。市民の生活を守り、また、市民の将来を大きく左右しかねない、左右する課題であろうと思うんです。いまの答弁内容をほじくる気持はさらさらございませんが、商調協に携わる行政の人々の立場はオブザーバーでしかない。午前、午後の答弁を通じて非常に消極的な感じがするわけです。

一方昭和47年、和泉市をどうするんだということで、昭和60年の和泉市人口20万人を想定した積極的な民間エネルギーの抽出、誘導というものを大きくうたっております。お題目だけかどうか、私は、お題目だけであってはいけないと思います。たまたま、市新が「買うとくなはれ」とダイエーへ行ったわけじゃないでしょうが、これだけの大資本が入ってくるわけですから、早く段取りすれば、既存業者との兼ね合いでぐあい悪いとか、立場上の配慮もあって、受け身にならざるを得ない行政面の立場は一応理解しますけれども、昭和47年に1年有余をかけて総合基本構想をつくったわけですから、その意味では、もっともっと主体性ある行政としての立場を明確に打ち出す必要があると思うんです。行政が中心となって、商工関係者また地域住民の代表等々を網羅する中でこれはこれなりに対応の仕方をすべきであり、一方、中央丘陵という大きな

課題を抱える中で、今日的視点に立って基本構想をも見直す必要が当然あるのではないか。

これは一部、部長の方から、そうすべきだ、という意見も出されたので期待はいたしますが、早くやらんことには何の意味もない。現状追認的なものであっては何もなりませんので、来年度当初予算を踏まえる中で、具体的な作業を入れるのかどうか。一連の予算的な措置が日鉄ロープ市新跡に対する行政としての立場上の調査費なり、あるいはそれらへの窓口というかプロジェクトチーム、名称はどうでも結構ですが、それらに対応すべき予算上の配意も当然すべきであると主張したいんですが、市長、部長のさらなる答弁がほしいです、お願いします。

○ 参与（西川喜久君） その点につきましては、ごもっともでございます。私も先ほど申し上げましたように、基本構想そのものについては、昭和47年度に策定したもので、その後、相当社会経済情勢が変わることは事実でございます。単に大手スーパーが来るということで基本構想を見直す形ではなく、中央丘陵の開発等々、その他大きな事業も計画されておることでございます。それらを十分配慮し、考慮に入れた中で当初予算編成に当たってまいりたい、かように考えております。

○ 12番（横田憲治郎君） ダイエーの本市への申し入れが6月、日鉄ロープが9月と聞いておりますが、これは商人さんですから商業ベースの利潤追求ですので、そんなにゆったりしたりして寝かせておくことはせえへん。その意味から、もたもたしてるとまずいんではないか。いろいろ言いたいことはありますが、参与から答弁をいただきましたので、それを是としたいと思いますけれども、その対応を怠りなく、積極的、主体的な方策でやっていただくよう強く要望しておきたいと思いますし、予算市会を一つのめどにして、行政の対応をひとつ楽しみにさせていただきたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 建設部次長（吉田日出男君） ただいまの第二阪和国道の56年度開通に伴う幹線道路の考え方についてお答え申し上げます。

まず、和泉中央線、いわゆる泉大津粉河線の三差路から18号線までの間、延長にして2百メートル、計画幅員は27メートルでございますが、この拡幅工事としてすでに一部買収済みでございまして、ただいまのところ、残る権利等につきましては、目下交渉中でございます。

それから、府道18号線から阪和線を横断、延長にして6百30メートル、幅員は83メートルの計画でございます。これにつきましては早期着工できるよう現在、府と交渉中でございますが、56年度から権利関係等の調査に取り組む方向で、府に強力に要請しておるところでございます。

次に、泉大津阪本線でございますが、これにつきましては、18号線から和泉警察署、郵便局

の前でございますが、小栗街道までの間については、55年度で一部2百メートルの間を目下工事中でございます。小栗街道までの間で一件でございますが、この権利者との交渉につきましては現在、交渉中でございますが、府営住宅の入居を要望しておられますので、その辺を踏まえて交渉を重ねております。

なお、小栗街道から大阪岸和田南海線までの間につきましては、現在、権利者三件ございますが、これらにつきましては、ただいま交渉に入る段階にはなっておりません。引き続き交渉に入っていけるよう、われわれの方で計画を立てております。

続きまして、北信太高石線の関係でございますが、北信太高石線と第二阪和国道との交差点でそれぞれ大阪方面あるいは松原泉大津線方面への相互乗り入れができる方法で計画がなされておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に、全体的に開発に伴う交通安全等につきましては、それらの接続する部分の交差点等の改良につきましては、浪速国道事務所と協議をしながら対応を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○ 12番(横田憲治郎君) まず、粉河線関係ですけれど、まだ一部しか買収が終わっていない二国開通に間に合うのか、と聞く方が無理ですが、聞いてもいたし方ないですけど、27メートルへの拡幅、一部小学校の校庭を割愛してやりよいところから、ということでやっとるわけですが、やはり道が広くなるんだということで校舎の対策あるいは二国の開通するんだということ当然のことながら急いでもらわなければならないわけです。急ぐからといっても、権利者の方々を冒瀆することがあってはいけないのははっきりしたことですが、より積極的な密度の濃い交渉がすべての面で必要だと思います。これも聞くところによると、説明会に入ったのが52年ぐらいの時点から3年越しだと思います。府の予算の張りつけの問題等々、市単費の事業ではないということは理解もいたしますが、府道ですから当然ですが、この拡幅の問題については御答弁いただけなかったが、どういう年次計画の目標ですか。一部しか買収が終わってないから、ということですが、少なくとも、この時期には拡幅工事には入りたいという目標を持って買収折衝に入っているのか否や、その点について再度お伺いをしたいと思います。

それと、泉南線から二国への間ですが、幅33メートルですか、56年から権利調査をして、それで果たして実現のめどがあるのかどうか。また、拡幅すべきなのかどうかということもね。もちろん、拡幅するに越したことはありませんがね。一般質問ですから余り具体的なことは言いたくないが、阪和線を高架化するとかの計画でしたね。そういうことで地域の合意が得られるのかどうか。僕の主觀ですが、恐らく幻ではないかと思います。あそこに河川がありますが、そういうものをを利用して拡幅するぐらいが精いっぱいではないか。それに大津向いて左側は歩道がと

ころどころセツトされてますが、33メートルやつたら、一方の大坂側にばつと広げるのか、われわれ素人は単純に見るわけですが、そんな現実性のないことが、来年度から権利調査を始めてできるのかどうか。その辺の現状との矛盾を感じますので、府との協議が実際問題、たてまえやなく現実はどうなってるのか、この際、お伺いをしておきたいと思います。この粉河線に限ってちょっとお答えしてください。

- 建設部次長（吉田日出男君） 粉河線、13号線の三差路の間につきましては、権利者が31名ございます。地主が10名、借地人が13名、借家人が2名で、そのうちの地主の5人、借地人2名、借家人2名については現在、契約ができております。ただ、買収のおくれの一つの原因といたしましては、商売人さんに出される大阪府の鑑定がおくれている実情でございまして、われわれとしても、全体に対する買収には入れない状態で、大阪府に対して早く鑑定をあげるよう迫っておるところでございます。

なお、泉南線から阪和線を横断する件につきましては、ただいま御指摘いただきましたように、商店街が相当ございますので、おくれるのが実態でございます。この計画といたしましては、両側に拡幅されることになっております。

- 12番（横田憲治郎君） まず、粉河線ですが、もちろん、府の責任もあろうことは私も承知しております。ただ、本市の事業の中央線、これは一車線ということで変則交差を余儀なくされてるわけですが、これらの解消を早くしてもらいたい。せっかくの中央線の取り口の全面的な活用というものを考えなければなりません。小学校の校庭を狭めてまで、校舎がこっちへ来たやないか、と言うかもしれませんけど、そうまでしてるのであるから、早く府の立場を督促して権利者にお示しし、御意見も十分反映する中で円満な解決を図っていただきたい。ええことばっかり言うてもしょうがないが、交渉は短兵急にはいかんわけですから、いつまでにやる、やれなんならあえて聞きまへんが、ひとつ目標をきっちりセツトする中でやっていただくよう要望して、このことは終わっておきます。

泉南線から二国寄りのことについても、両側へ広げるということですが、歩道もこしらえてあるのに、あれを壊してまで両側へ広げるというのは、何とまあ非現実的なことだと思います。だれもが思います。市長さんの見解も聞きたいが、広げていただくのは結構ですが、阪和線の高架橋という大きな問題として出てこようかと思いますので、現実を踏まえた可能な計画を追求することであれば了解もできますが、ちょっと不可能に近いんじゃないかな。それを10年1日のごとく、あるいは20年1日のごとく計画があるとは言いながら、まだ何も買収には入っていないわけでしょう。来年から権利調査に入る段階でしょう。もっと現実を踏まえた実現可能な範囲を最大限に追求してほしいと、これは要望にとどめておきたいと思います。

あと泉大津阪本線ですが、これは3百メートルで一件残ってる、大変な迷惑だと思うんです。しかし反面、たなざらしみたいなかっこうで、いろいろ批判を受ける対象にもなろうかと思いますので、だからといって、こっちのペースで早く解決せよということも問題があろうかと思いますが、せっかく黒鳥の入り口まで、かなりの買収が以前の年度で終わってるわけですから、ひとつ円満に解決する中で、新年度以降に工事を積極的に展開していただきたい、このように要望しておきます。

最後に、二国開通に伴う浪速国道事務所との折衝もあろうかと思いますが、具体的に地域からあがってこようとする安全対策上の問題点もございます。建設部を中心に事前に陳情行政に終始するのではなく、開通時ははっきりわかることですから、そういうことを察知、点検する中で、要求すべきところは事前に要求して対応していただきたい。私どもにまいるそういう要望についても、交通公告、建設部等を通じてあげてまいりたいと思います。浪速国道事務所ひとりを対象にするんじゃなく、警察、公安委員会等との関連もあるので、その対応ができるかどうかだけ次長から聞いて、私の質問を終わっておきたいと思います。

- 建設部次長（吉田日出男君） ただいまの御指摘の件につきましては、公安委員会、警察なり浪速国道事務所と十分協議を重ねながら対策を進めてまいりたいと考えております。
- 12番（横田憲治郎君） 以上で終わります。ありがとうございました。
- 議長（貝渕博治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時30分休憩）

- 
- 議長（貝渕博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問に入ります。8番・原重樹君。
  - 8番（原重樹君） 発言通告に基づきまして一般質問を行います。

まず第一点目に、関西新国際空港問題に関連して質問を行います。

ここ数ヶ月の間に関西新国際空港建設問題での国や府あるいは関西財界の動きが非常に激しくなってきてるわけですが、たとえば府知事が国に建設を前提にした予算を組んでほしいと要望したり、あるいはまた、最近でも12月11日に来阪した鈴木首相に対して岸知事が、来年度予算で運輸省が要求している実施調査費や、あるいは関西新国際空港が第四次空港整備計画の柱に盛り込まれれば、地元も新空港実現のために努力するので、その予算化を認める決断をしてほしい、という、事実上新空港の早期着工を求めるような陳情をしたという報道もされているわけでございます。

また一方では、私たち和泉市を含めまして周辺住民からは、泉州地域だけの二酸化窒素の環境

基準を緩和する発言が出てきたり、また、地域整備計画についても、地元自治体や住民が要求するような整備計画は示されないことが明らかになるなど、まさに住民無視の無暴な空港建設の強行、こうした動きが激しくなっており、住民側からは、本当に地元にメリットがあるのかどうか、これで周辺住民の健康が守れるのかどうかなど、この問題に危惧を抱いておるわけですが、この関西新国際空港建設問題に対しまして、和泉市としてどう対処されていくのか、特に池田市長のお考えを明らかにしていただきたいと思います。

第二点目は、国際障害者年の問題についてでございます。本市においても、市長を本部長に推進本部が設置され、午前中の答弁の中でも、幹事会を開き現課の要望をまとめているということですけれども、この国際障害者年の問題に関連して次の質問をいたします。

まず第一に、本市における障害者（児）の実態の把握はどうなっているのか、お尋ねいたします。

第二番目に、この推進本部は一年間の期限で解消されるということですが、具体的にどんなことをやっていこうとしておるのか、その態度をお聞きしたいと思います。

第三点目は、信太山の自衛隊演習場問題についてでございますけれども、まず、基地交付金に関連をして質問いたしますが、前回、選挙後初めての10月議会において勝部議員の質問に答えて、55年度の基地交付金は10月末に決定されるという答弁をされておるわけですが、この55年度の基地交付金がどれくらいになって、54年度と比べ何%アップしてるのであるのかということを明らかにしていただきたいと思います。

また、さらに56年は台帳価額の評価替えの年に当つておるわけですが56年度評価替えに伴つて、基地交付金の見直しはどうなのかも明らかにしていただきたいと思います。

以上でございますが、再発言の権利を留保いたしまして、終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 参与（西川喜久君） まず、第一点目の関西国際空港問題について私からお答えを申し上げます。現状の政府なり府の動向についての御質問の中で触れられたわけですが、まず、経過といたしましては、昭和46年10月13日に運輸大臣が航空審議会に関西国際空港の規模及び位置を諮問いたしました。その後、49年8月に航空審議会が運輸大臣に泉州沖が適格、という答申をなされております。

51年9月22日には、大阪府知事が航空局長に観測施設の設置を了承する旨回答したわけでございます。このことから運輸省におきましては、環境影響評価等の調査を本格的に始めたわけでございまして、昭和55年9月には、航空審議会が運輸大臣に関西国際空港設置の計画についてを答申しました。内容といたしましては、滑走路の計画なり空域、飛行経路の計画、建設工法

あるいは空港施設の計画等でございます。

その後5・5年1・1月ですが、運輸省航空局が段階的に建設設計画案を発表されております。これは5段階に分かれておりまして、昭和6・5年までに第1次段階の工事を完了し、昭和6・5年に運営を開始、その後、順次残りの4段階の工事を行い、最終的には、昭和8・0年以降に航空審議会答申の規模の空港を完成させるという経過でございます。

現状の考え方あるいは今後の予定については、まず、運輸省におきましては、関西国際空港の計画につきましては、三府県と協議すべく三点セット、すなわち空港建設設計画案、二点目は環境影響評価案、三点目は地域整備大綱案を作成中であります。また、その三点セットの公表は昭和5・6年3月ごろか、あるいは昭和5・6年度にずれ込む予定であるというような状況になっております。

これに対して大阪府の考え方でございますが、運輸省の三点協議に備え大阪府独自で地域整備構想案を作成中でございます。また、三点セットが公表された際には大阪府が実施主体となり、府議会、市議会あるいは市町村利害関係者等の代表を対象として説明会を開催していくという予定になっております。

わが市の今後の予定というか考え方でございますが、来年3月ごろに予定されている三点セットが公表された際には、新空港が住民生活に障害を及ぼすことなく、かつ住民の福祉向上に資するものであること及び地域計画案が、本市の町づくりの推進にプラスになる内容であることを可否判断の基準といたしまして、議会と十分協議の上対応してまいりたい、かように考えるものでございます。

この建設が決定されることになりますと、先ほど申し上げましたように、地域住民の生活に障害を及ぼすことなく、かつ地域住民の福祉の向上に資するものであることを前提とすべきであると判断いたしております。

このような観点から、空港関連の地域整備につきましては、単に空港の機能を維持するために必要な施設の整備にとどまることなく、国際的な施設なり文化的な施設あるいは観光的施設、また道路、公園、下水道など都市基盤施設、その他教育、医療、産業等を含めた全体的な地域整備の実施が望まれるところであります。わが市といたしましても、それらの実現について、実施が決定するということになれば万全の体制をとりたい、かように考えるものでございます。

- 8番(原重樹君) いま、市の態度ということでいろいろ出てきましたけれども、結局、最近の動きを見れば、和泉市は公害だけをもらうような空港建設になるんではないかと思うわけです。たとえば大阪府は5・5年8月5日、いわゆる公害の専門家会議の結果が出ていないのに、空港周辺地域における二酸化窒素の基準を一日平均0.02PPMだったものを0.04PPMにするんだ

言ってるわけです。ということは、この和泉市にとっても大変な影響を受けることになるわけで、先ほどの答弁にもありました公害問題からすれば非常に困った問題だと考える必要があるのではないかと思います。

また、もし空港ができれば、大変な人が移動することになるわけですが、和泉市としても、自動車あるいは電車等の交通問題でも大変な迷惑がかかるという状況になるんではないか。たとえば現在の大坂・伊丹空港では、乗客とか送迎者、見学者あるいは空港職員等の人たちで54年度1日平均5万8千人、約6万人の人たちが移動しておるそうですけれども、今回、建設されようとする新空港の予想ということで運輸省が出しておる数字は、年間26万回の離着陸で約1日平均33万人、16回だと21万人が動くという、伊丹と比較しても大変な人間が動くわけです。こうしたことによって、いま建設されようとしておる近畿自動車道とか第二阪和国道等の車の公害とか、阪和線なども輸送や増強さらに過密ダイヤにされようものなら、現在の踏み切りの安全性の問題とかがあらわれてきて、結局和泉市としては公害だけをもらうことになるんじゃないかなと思います。市民に及ぼす公害という点ではどう考えておられるのか、現時点でお答えを願いたいと思います。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、単に空港ができる市に公害だけ残して云々という考え方には持っておりません。具体的に空港が建設されることになりますと、和泉市としてどのような施設を受け入れるかに触れたいと思いますが、まず、議員さんがおっしゃるように交通網の整備、人口の動き等々も十分承知いたしております。交通網の整備につきましては、まず鉄道の問題ですが、一応の考え方といたしましては、国鉄阪和線の輸送力増強が必要であろうかと考えております。また、大阪外環状線鐵道にしても、空港のアクセス鐵道としての整備も必要かと考えております。

また、道路網につきましては、泉州山手線の整備あるいは近畿自動車道についても早期の着工あるいは大阪岸和田南海線の整備、早期着工が必要でございます。また、大阪外環状線道路の早期整備、また南大阪湾岸流域下水道についても整備促進を図らなければならないと考えております。特に和泉中央丘陵の開発事業についても、関連の住宅地開発としての位置づけ整備あるいは教育文化施設、本市の総合基本構想では、中部には大学なり各種研究機関の積極的誘致による研究学園エリアの設定あるいは南大阪流通センターも早期整備が必要かと考えております。

また、内陸産業施設につきましては、公害の発生しない用地計数の低い、かつ付加価値の高い都市型加工産業あるいは新空港関連産業の立地が期待されるものと考えております。

スポーツ、レクリエーション施設も全国的あるいは国際的なスポーツのレクリエーション施設

の整備も必要かと考えます。特に和泉市の場合、自然系のレクリエーション施設が必要かと考えます。

これらにつきまして、空港が泉州沖に建設することになれば、ただいま申し上げた諸事業について積極的に早期完成に取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

- 8番(原重樹君) いま、地域整備という点でかなりいろいろ挙げられておったわけでございますけれども、まさにいまの発言の内容になつたらいいわけですが、たとえば池田市長さんも54年9月議会で直村議員の質問に対して、空港建設の可否判断ということで、一つは公害を挙げられ、もう一つは地域整備、この二つを基準にして判断していくんだと言われておりますけれども最近の動きの中では、空港の建設が和泉市あるいは和泉市だけでなく、泉州地域の整備に実際に役立つと考えておるのかどうか、明確にしていただきたいと思うんです。もし役立たないとお考えならば、どのように対処するのかも明らかにしていただきたい。その辺いかがでしょうか。
- 市長(池田忠雄君) 西川参与から新空港問題についてお答えさせていただいたところでございます。新空港建設が生活障害あるいはいろんな環境アセスメント、それから地元泉州、大阪としての地域整備の大綱の内容、これらは来年には、国が三府県と協議に入り、その段階で大阪府として、知事が地元市町村に対して説明なり協議というものがあろうかと思います。したがって、本件については三点セットをじつにらんで、また、担当の所管委員会もございますし、議会とも御協議させていただきたい、このように存じております。

ただ言えることは、新空港は国家的な事業でございまして、日本の国際空港、海外に対する窓口となる壮大な国家的プロジェクトが泉州にやってくる、こうした大きな問題がからんでいるわけでございます。何人も空港の必要性を否定することはなかろうと思います。

ただ、そうした国家的な問題の把握と、地元の近いところにくることに伴う公害、生活障害がないのかということが、大きな関心事ではなかろうかと思います。海上5キロ沖とお聞きしておりますが、生活障害、周辺住民にどのような影響があるのかが、一つの大きなポイントではなかろうかと思います。したがって、地域条件の整備につきましては、国、府の態度あるいは参与をお答えしましたように、海を持たない和泉市として通過公害だけもらうことなく、積極的な話し合いが必要かと思います。

ただ、空港がくるから泉州が一遍によくなるというバラ色の幻想は当たらないのではないかと静かに考えております。何らか泉州全体が公害がなくかさ上げされて、北高南低の是正の大きな一つの原動力になるのかどうかということが、地域条件整備の自治体の考え方、ながめ方でなければならんとも考えております。バラ色の幻想は持つべきではないが、生活障害がなく、そして、北高南低是正の大きな引き金となり、本市としても一つの大きな発展のかなめになるならば、三点

セットをにらんだ上で可否を決めたい、このように思っております。

恐らく来年、国が示し、知事がわれわれに示すであろうものを静かに待たせていただいている現状でございます。こうした経緯を待って議会の皆さん方とも率直にこの問題について協議をさせていただき、三点セットをにらんだ上で可否判断の一つの態度を来年、決めなければならないと存じております。御理解いただきたいと存じます。

- 8番（原重樹君） 池田市長は、52年2月16日に設置された関西空港調査懇談会の委員として、空港建設問題に伴う資料報告も受け、また、発言する場も得ていろいろおわかりかと思いますが、一つは、来年3月になったら国や府が協議に入ってくるとおっしゃっておりますけれども、現在、はっきりしている内容で言えば、いわゆる周辺の地域整備計画の国が発表する内容は、結局は大綱だけ、しかも空港へのアクセスの手段と関連の地域の根幹的交通体系に限られるんだということです。結局、このままで幾ら待っても、たとえば和泉市に関連するような、先ほどの中央丘陵に関連してどうのこうの、とかいう具体的な地域整備は出てこないと思うんです。

池田市長が54年9月議会で直村議員に答弁された二つのメニューの内容あるいは先ほど答弁があった公害、福祉、町づくりという三点、本当に市民の利益を擁護する立場で答弁されているものならば、出てくる地域整備計画は、やはりきっちりした、つまり地元の市や町の意見をもとに民主的に策定されたもの、また、その計画が財政的にも裏づけされているものでない限り、たとい国が府が地元協議に入ってきたとしても空港建設は受け入れられない、こういう立場をとるのかどうか。当然いまの状況、そして、池田市長の答弁から考えれば、これはそういうものを前提としなければ受け入れられることになると思いますが、その点だけ明確にお答え願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございますが、先ほどから申し上げておりますように、これは泉州の住民に生活障害がないのか、公害といつても幅広うございますが、人間の生活に障害がないかどうかが一つのポイントであり、また、地域整備が大きく泉州のかさ上げになるのかどうかでございます。

空港計画については御案内のとおり、運輸省、大蔵省が火花を散らしております。大蔵はぜにがないということでクレームをつけており、国の動きも流動的な面をあろうかと思います。国の財政難の中、何兆円という大プロジェクトですから、今までのような仮定の論議ではなく、現実に予算を伴っての論議に入っていることは御存知のとおりでございます。

そういう中で新空港問題をとらえる場合、私たちとしては慎重を期さなければならない。したがって、こうした三点セットが出た中で、私たち理事者としても十分これを精査し、また、議会の担当委員会の皆さんとも協議させていただき、この上に立って可否判断をしていくのは来春以

降であると存じております。

ただ言えることは、地域整備の大綱についてバラ色の幻想は、いまの財政実態から考えて持つべきではないと思っております。整備大綱が示され、大阪府がどう対応していくか、大阪府と市町村が、どのように国と煮詰めていくかにかかるんではないかと存じております。

國の示される大綱に対して協議に入っていく大阪府の体制、泉州8市5町が地元でございまして、これらの実態を一番つまびらかにしておりますのが8市5町、これを綜轄するのが大阪府でございます。運輸省といえども、詳しいことはまだまだつかんでおらないと存じております。したがって、國、府、地元がこの大綱をめぐって白熱化していくか、これも来春以降にかかるてまいると存じております。

いま、空港の計画案の予算をめぐって運輸、大蔵が火花を散らしておりますので、まだまだ流動性があるのではないか。したがって、従来のテンポではなくなるべくんではないかという気もいたします。しかしどうあれ、國が示すものについて、府と市が綿密に協議に預かり、いかにこの問題に対応するかは、それらの資料の上に立って考えてまいりたいと思います。いま、軽々に新空港の可否を論ずるのは早計ではないかと存じますので、そうした時期をにらみ合わせて御猶予をいただき、またその節、御協議させていただきたいと思っております。きょうの時点、可否判断をお示しさせていただくことは、まだその時期ではないということで御了承を賜りたいと存じます。

○ 8番(原重樹君) 空港の可否問題を質問しているわけではないんです。可否問題だけを言えば、私自身としても、いまの段階では、判断を下すべきではないことは十分わかっております。いまの質問の内容は、いまの動きの中で先ほど言った公害問題、通過公害だけもらうことのないように、あるいは福祉問題でも地域が充実するように、もう一つは町づくりの問題など、財源的にも、また、実際に地元の市町村として役立つようにならない限り、その可否判断をすべきではない。そういうものの前提があってこそ、どうなるのかということが言えるわけです。

地域の整備計画にしても、最初は全部やると言ったものが、だんだん後退して大綱だけになったとか、公害問題でも結局0.04PPMがまかり通るといったように後退している状況があります。そういう中、市長さんが答弁した三点あるいは54年9月に答弁した二つのメニューが、本当に市民の立場で満たされるのかどうかを追求する必要があるだろうし、逆にそれが満たされなければ国や府がどうこういうことではなく、和泉市の態度としてはゴーサインを出すことはできない、という態度をとるべきではないかと思います。その辺をしっかり踏まえて対処していただきたい。

最後に、意見として申し上げますが、三点セットということでよく言われておりましたが、三

点セットの説明は省きますが、いま、一番流動的なのは財政の問題でしょう。地域の一部負担などという言葉も含めていろんな内容が出てきておるわけですが、そうした三点セットプラス四つ目には、財政的にも裏付けられた形でなければいけないと考えております。和泉市としても、本当に市民の立場に立った形でこの問題に取り組んでいただけるよう強く要望し、この問題は終わります。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 第二点目の国際障害者年問題についてお答えいたします。

まず、第一点目の本市における障害者数の把握でございますが、本年10月1日現在、身体障害者手帳所有者、これは1級から6級までいろんな障害に分かれておりますが、合計で2千4百93名でございます。これ以外に精神薄弱者の療育手帳の交付者が2百3名、以上が当市の障害者の現在の数字でございます。

第二点目に、国際障害者年における具体的な取り組みでございますが、11月に当市の障害者年の推進本部を設置し、11月21日に幹事会を発足させております。

これには関係課長20名で構成し、障害者年についての理解を全庁的に深めていくことと、当市の障害者年本部の設置の内容、幹事会設置の経過並びに障害者対策の現状の理解及び各課での対応策等について話し合いを行っております。

現在のところ、具体的な取り組みとして非常に不十分ですが、当面の取り組みといたしましては、障害者年を市民にアピールするために来年早々、市の庁舎正面に懸垂幕を吊るすということで現在、注文をしております。

第二点目には、障害者に対して理解と協力、社会参加を求めて啓発活動を強めていくということで、市の広報を利用した取り組みを計画しております。

第三点目に、障害者団体との話し合いを行い、団体の意見を聞きながら具体的な対策を考えていきたいと考えております。

それ以外に職員の障害者問題に対する研修とか、あるいは市民を対象とした講演会等についても今後、検討していきたいと思います。

なお、現在のところ、まだ具体的な段階に入っておりませんが、今後、国、府、他市町村の動きなどをにらみ合わせながら検討してまいり次第でございます。

なお、推進本部の期間が1年であるというのは、この1年間でわれわれとしても、障害者問題の方向づけが決定するというぐあいには考えておりませんが、当面、まずこの1年間で全力を投するということでの1年という設定でございますので、必要ならば、その段階でさらに延長等の問題も検討はされるというぐあいに考えております。

以上でございます。

- 8番(原重樹君) まず、第一点目の問題についてちょっとお伺いいたします。

一級から六級まで約2千5百名、精神博弱者が2百名程度ということですが、障害者(児)の取り組みの前提ともなった障害者の権利宣言、これは国連の話ですが、それによれば、障害者は、身体的ないしは精神的な能力の損傷の結果、生活の必要を満たすことが自分自身でできない人を意味する、これが障害者なんだと規定しておる訳です。

これから言えば、先ほど午前中にもありましたように、寝たきり老人というのは、自分自身で生活を満たすことができず、結局、障害者になると思うんです。非常にむずかしい規定というところはありますが、やはり和泉市としても、手帳交付の数だけが障害者なんだという把握では非常に不十分だと思うんです。ですから、この機会に実態調査というか、そういうことが必要ではないか、その点についてはどう考えてるのか、ひとつお尋ねしたい。

二点目の具体的にはどうするか、という点については、もちろん、この1年間で終わるものではない、ということで大変結構だと思います。そして、国連でも10年の計画立案をやっていくとしておりますので、10年間の長期的な展望に立った計画を持つこと。もう一つは、さしあたって急がれていることを具体化する必要があると思うんです。

たとえば私たちが調査した内容ですけれども、一つには、やはり公共施設の総点検というか、障害者年に当たってやる必要があると思うんです。先日、市役所に来た障害者がトイレに行きたくなつたが、そういう施設が完備されていないので、わざわざ家に帰つて用を足したという話を聞きます。また、町づくりの立場からの総点検という点では、いま青少年ホームですか、盲の方々のために点字ブロックがあるのですが、盲人の方に直接聞くと、結局、あそこにあるだけで、そこに行くまでのルートにはさっぱりない。盲人の人は、何もそこに飛んで行くわけではないで、駅なりバス停にきっちりした点字ブロックも必要ではないかとも言っております。そういう町づくりの面から考えて公共施設の総点検をすべきではないかと思います。

さらに、たとえば民生委員とか保健婦とか、実際に障害者対策に携わっている人たちがおりますが、これらの人たちは分野、分野でやってるだけで、有機的なつながりのある体制ではないと思います。そういうふうにがんばつておる人たちの参加によってこの障害者年が充実されるように、そういう人たちの協力を得て総合的、有機的なネットワークをつくっていく必要があるのではないかと思います。

以上の二点についてお伺いいたします。

- 市民部次長(中川鉄也君) 第一点の障害者(児)の把握でございますが、先ほど手帳の所有

者ということでお答え申し上げましたが、われわれが正確に把握しておるのは、現在、残念ながらその数値だけでございます。ただ、寝たきり老人等の問題は、老人対策等のセクションでそれぞれ把握しておりますが、参考までに寝たきり老人の現在の数は、約3百名という数字になっております。それらについても、全市民的な取り組み、特に広く市民に対する協力、理解の運動という形に重きを置いておりますので、個々の障害者対策もさることながら、すべての障害を持つ者に対する理解、協力ということで運動を考えていきたいと思っております。

それから、二点目の公共施設の総点検問題でございますが、具体的に先ほど出ました市役所内での障害者用トイレ問題ですが、これについてもすでに提起されておりまして、過日の第一回幹事会でも論議になっております。いろいろスペースの問題等でむずかしい点があるわけですが、今後、極力考えていくうという意見でこの前は集約されております。

それから、町づくりというかなり大きな問題提起でございますが、これらについてはわれわれのサイドだけでなく、もっと大きな面から考えていきたい。具体的には、岸和田、貝塚等では、公共施設あるいはそれに準ずる一般住民がかなり利用される銀行とかスーパー等の施設についても、現実の立場からそれぞれチェックするということも聞いておりますので、われわれの幹事会の中でもこの前、若干話は出ておりますので、さらに検討していきたいというぐあいに考えております。

最後に、民生委員さんとか医師会の諸先生方についても、民生委員については、われわれ市民部の所管になっておりますので、そういう意見はすでに聞いており、今後も聞く機会がありますが、医師会等の諸団体についても、できるだけ協力を得られるよう進めていきたいと考えております。

○ 8番（原重樹君） これは要望しておきますが、セクションの問題とかで、寝たきり老人はちょっと違うとかいう話が出てますが、結局、本部体制までつくってやってるんですから、障害者については、国連の言う精神、内容に即して市が当たっていくことが必要じゃないかと思いますので、その点十分考慮してやっていただきたいと思います。

あと一点お聞きいたしますが、先ほど出ましたが、さしあたってやるということでアピール問題、団体との話し合いとか出てました。先ほど私が言った身障者用のトイレの問題にしても予算が要ると思うんです。そういう面で、国際障害者年に当たっての56年度の予算編成については障害者問題はどうなってるのかを簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 56年度予算については、主管課としては一定の要望はしておりますけれども、まだ現在の段階ではヒアリングまでいっておりませんので、具体的な内容については、次の段階までお待ち願いたいと思います。

○ 8番（原重樹君） 一言、参考までに言っておきますが、いま國の方でも予算編成が行われております。たとえば厚生省の障害者対策は9.8%増、労働省の障害関係費は5.2.2%増ということです。文部省の障害児教育費は1.2.9%増と、大蔵省が各省に示しておる予算の枠7.9%増を上回る予算要求になっております。市としても特別な措置をとっていかなくてはならないと思いますので、その意味では、予算の上からも財政的に裏づけられた障害者年になることが必要だと思いますので、その点を十分考えていただきたいと思います。

それと、予算に関連してですが、福祉問題はお金もかかり、市だけではなかなか大変なところもあるかと思います。結局、国に対しても、財政上の要求をしていくことが必要ではないかと思います。たとえば1976年に改正された身体障害者雇用促進法では、各企業が1.5%の雇用を義務づけられており、この法定雇用率に達しない場合、1人月額3万円の納入が課せられております。その納付金が現在、約2百億円以上あると言われますが、こうしたお金は、障害者のために使われて当然だと思います。その意味からも、国に対して強く要望なりをしていただきたいと申し上げておきます。

あと一点は、先日、身体障害者の娘さんを持つお父さんに会っていろいろお話を聞いたんですが、結局、障害者年の取り組みに当たってお祭り行事に終わらせないでほしいと言ってます。たとえば市民へのアピール、広報等を使うとか垂れ幕を吊るすことも必要だとは思いますが、そういったことだけで終わらせない、実のあるものにしていくことが大事で、本当に国連の身障者年の趣旨を踏まえた内容のあるものにしていただけるよう強く要望いたしまして、この問題は終わっておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 基地交付金問題についてお答え申し上げます。

基地交付金の増額につきましては、平素から議長さんはじめ議員各位のお力添えを賜わりまして、深く感謝申し上げる次第でございます。55年度の交付金の額が仰せのとおり、55年10月31日付をもって1億1千2百11万1千円の交付決定通知がございました。前年度比千百18万8千円、11.1%の増になっておる次第でございます。

二番目の56年度の見通しでございますが、来年は国有財産台帳の書き替えの年でございまして、現在、議長さんはじめ関係各位の御協力をいただきながら、政府のいわゆる評価額引き上げに努力しているのが現状でございます。現在、防衛施設庁の方で書き換え作業中であるというふうに承っております。

56年度の交付金につきましては、間もなく政府原案の内示が12月22日に行われるようですが、その中に示されるであろうということですが、台帳価額の引き上げ等々を勘案し

て、56年度の交付金が決定されてくるという段取りになっております。

- 8番(原重樹君) ちょっと数字のことでもう一回お伺いしたいんですが、いわゆる台帳価額による配分、もう一つは、自治省配分があると聞いておりますが、その内訳、1億1千2百11万1千円のうち、台帳価額による分と自治省配分は幾らか、教えていただきたい。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、遺憾ながら現時点では、台帳価額に基づく交付額と、いわゆる財政事情を参照した自治省交付額は公表されてまいっておりません。なにより関係当局へ内訳明細を示していただくよう働きかけておりますが、現時点では公表されておりませんので、総額の交付決定になっております。
- 8番(原重樹君) 公表されていないということは、市にはわかっていないということですか。
- 財務部長(麻生和義君) そうです。
- 8番(原重樹君) もう一つは、府にはわかってるんですか。
- 財務部長(麻生和義君) 府がわかっておるかどうかも、私はちょっと存じておりません。適当な機会に府の方へもお聞きにあがりたいと思っております。
- 8番(原重樹君) あと意見だけ申し上げておきますが、基地交付金増額で大変努力もされておると思いますが、自衛隊の基地によって非常に迷惑をこうむっているということも明らかにしつつ、基地交付金増額を迫っていっておると思いますが、経済的な面だけでなく、たとえば水道管の迂回等本当にいまの基地問題を含めた町づくりの青写真をつくっていけば、これは払い下げの問題ともからみ合いますが、そういう計画の青写真をつくってこそ、初めて和泉市全体の町づくりに自衛隊の基地がこれだけ弊害になってるということも明らかにされ、それだけ強い訴えもできると思います。そういう観点から基地交付金の増額ということにもつながると思いますので、その辺も十分考えていただき、増額に力を入れていっていただきたいということで、終わりたいと思います。

- 
- 議長(貝瀬博治君) 次に、15番・穴瀬克巳君。
  - 15番(穴瀬克巳君) 通告順に従いまして一般質問を行います。

簡単に要旨のみを申し上げます。

最初に通学道路対策についてお伺いいたします。自動車の交通量も日増しに増大する一方の中で、子供を持った父兄としては、学校への行き帰りが心配の種でございます。先生方も子供が家に帰るまで心配で、毎日々々が本当に子供の安全について気をもんでいるという声を聞いております。そういったことで、現在も関係機関におかれましては十分に協議され、児童の安全確保に全力を尽くしているように思いますが、どのような形で協議し、安全確保のための措置がなされ

ているのかどうか、お伺いいたします。

それから、二点目の老朽ため池対策でございます。市内に6百数10カ所あるよう聞いておりますが、かんがい用水路の確保と災害の未然防止のための点検活動がなされているのかどうか、その点についてお伺いいたします。また、老朽ため池事業の補助金等につきましてどうなってるのかもお伺いいたします。

三点目の福祉行政についてでございますが、特にこの年末年始を迎えるに当たりまして、先ほどの答弁の中にも独居老人、寝たきり老人に対し、ホームヘルパーまたは医療ヘルパーをどのように対応されるようになってるのか、その点をお伺いいたします。

それから、補助金等支給される対象者もあろうかと思いますので、その対象はどのような方になってるのか、お示し願いたい。

もう一点は、シルバー人材センターの開設の件でございますが、大阪府の府政によりシルバー人材センターの発足ということで大きく報道されておるわけです。お年寄りの願いは、元気に暮らしたい、社会の役に立ちたい、このような言葉に代表されますが、このシルバー人材センターはその願いをかなえようとするもので、内容は、センターが民間企業、個人、官公庁などから仕事を受注し、同センターの会員にその仕事をやってもらう、そのための施設でございます。

これが55年度に設置された市は、摂津、吹田、東大阪、枚方、池田、門真、守口の7市、56年度設置のため準備中の市として豊中、松原、岸和田、堺、茨木、箕面、高石、富田林、羽曳野の9市、和泉市はその次に出てくるんかな、と読んでも、56年度設置のため検討中の市として泉佐野、貝塚、高槻、大東の4市、和泉市の名前が載ってないわけです。前回の議会でもシルバー人材センターということで質問がなされたと思いますが、そういった意味で積極的に取り組んでるのかどうか。今後、和泉市においてそのセンターの発足を計画してののかどうか、その点をお伺いいたします。

最後に、年末年始の救急医療体制についてでございます。救急体制については1年3百65日、同じような体制で取り組んでいただいていると思いますが、特に第二種病院について、この年末年始に際しどのような府下の医師会、また市内の医師会との協議がされてるのかどうか、お答え願いたいと思います。

特に市の広報の中にも休日医療センターの開設が81日から4日までと報道されておりますが、住民の皆さんの希望は、歯科を何とかならないか、ということですが、民間の歯科医との連係で協力を呼びかけられてるのかどうか、その点について御答弁をお願いいたします。再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

交通公害で通学路対策についてのお尋ねでございます。基本的に通学路対策としてどのような形で協議し、施設等の対策はどうなっているのか、というお尋ねでございます。一般論として通学路対策は通園、通学路の中に事を発しまして、地元幼稚園・保育園・学校関係者、和泉警察署交通課、市教育委員会、土木、交通公害課の五者で互いに通園、通学路対策について協議をいたしております。

信号機、横断歩道等の設置については警察サイドで、通園、通学路につきましては、その規模によって郡、府の補助事業または市単独事業として設置しているのが現状でございます。

過去、設置いたしました状況等を見ますと、信号機は年間10カ所程度、通園、通学路につきましては2ないし3路線、ガードレールは10カ所程度設置しております。

以上、お答え申し上げます。

- 15番（穴瀬克巳君） 具体的には、定期的な協議会等がなされていないように思うんですけど、学校当局からいろんな問題等を申し出られて初めてそういう協議の場が設けられるのかどうか、その点をお伺いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 御指摘のように、もちろん学校、園からそれぞれ申し出があった場合、関係者が寄っていろいろ協議をするというケースが多いようでございます。

- 15番（穴瀬克巳君） と言うと、中心的には交通公害課が指導を担当してやるようと考えるわけですけれども、特に限定した地域で申しわけないので、伯太地域の伯太小学校、伯太幼稚園、和泉保育園、和泉中学校、伯太高校の5つの学校、園の児童、生徒が小栗街道筋を通るわけでして、約2千名に達しております。こういった中で、本当に児童、生徒の安全を守るために施策がなされるのかどうか、疑問でならないわけです。何一つなくて、ただ歩道ラインが一本引かれてるだけです。市の交通公害課なりがパトロールを行いながら、本当に子供の通学の安全を確保し、さらに、よりよい設備を充実させていくという形の中で点検作業がなされなければならないと思います。

そういう現場を見まして、現在の通路測溝の上に鉄板を敷いて歩道にするとか、信号機を特設するとか、こういった点でいままで検討されたのかどうか、その点をひとつ限定して申しわけないですが、お伺いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま御指摘ございました小栗街道を中心とした伯太校区で一昨年でしたが、府立伯太高校が新設されまして、周辺の小栗街道を通行する方が、ただいま御指摘されましたように約2千名に上るということについては、私たちも実態を把握しております。現状の通路の中で歩道の設置等いろいろ研究してまいっておりますけれども、まず、自衛隊正門前の交差点の信号機の設置につきまして、常に交通公害課においていろいろ論議するところでござ

ざいます。御承知のように、伯太校区の通学路は狭いの上、自衛隊前の信号機の設置につきましては過去、いろんな角度で検討してきたわけでございます。和泉警察の交通課としても、道路の交差点が変形であり、その上に道路が信号機設置の要件に満たないということでございます。今後、さらに警察及び地元の方々と協議を重ね、設置に向けて努力していきたいと思います。

それから、測溝に鉄板を敷いて歩道にするという御提唱がございましたが、現況の通路自体が大変狭いでございますので、いろいろ方策についてなお熟慮して検討していきたい、かように思っております。

- 15番(穴瀬克巳君) 特にいまの答弁にありましたように、自衛隊正門前は自衛隊の大型車、泉北ニュータウンの方からの流れ込み等で四差路、五差路ぐらいになっております。その中を見童生徒約2千名が朝、下校時に往来するわけです。そういうところに何の安全防護策も打たれていないという形、産衛の方からお答えをいただいておりますが、教育委員会としても、そういう声が上がっているにもかかわらず一つも手を打っていない。非常に子を持つ親として、朝、学校へ行ってから帰ってくるまで、無事に帰るかどうか心配が尽きない。

頻繁に事故が起こっております。教育委員会に報告が入っていると思いますけど、きのうも和泉中学校の交差点の前で、児童が右折する車にはねられて病院へ運ばれました。和泉中学校の生徒が千百82名、それと伯太高校千6百35名、伯太地域から3百20名来ておりますが、それを引いても2千5百名ほどの生徒が一時に流れ込んでます。時間帯が同じですからね。この間についても事故が多発しているにもかかわらず、そういう対応が何もなされていない。

学校関係者からも、陸橋にしてほしい、という要望が父兄や先生方からも聞いております。こういった協議会等がなされておったならば、そういう意見等がどんどん出てるはずなんですが、片方からの要請がなかったら聞けないという形で取り組んでおり、市の教育委員会、交通公害にしてもバラバラの状態です。皆真剣に考えてるんですが、それが一つの行動となっていかないのが実態であると思います。そういうことであってはいけないので、定期的な協議会がなされるようにならぬといふんです。

それで、和泉中学の前の歩道橋の設置等について、最近は、交通法の中でもなかなか歩道橋は賛成されないと聞いておりますが、現状を考えますと、どうしても学童の安全のために必要ではないかと思うわけですが、その点についての考え方がありましたら、ひとつお伺いしたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 和泉中学校周辺の歩道橋につきましては、全くお説のとおりでございまして、私たちも常々必要性を痛感しております。内部でも、また警察とも協議して実現するよう、あらゆる角度から努力してまいりたいと思います。

- 15番（穴瀬克巳君） もう一点、御提案でございますけれども、小栗街道の通学路について、ちょうど自衛隊から放光池に向かっての通路ですが、この間、前奈池に沿った堤防敷であって市道敷でございますが、堤防も老朽化して非常に危険な状態にあります。そういった中で、地元の住民要望といたしましては、堤防の補強と市道の拡幅、それから学童用の通学路、棧橋歩道というか、池の上に橋を乗せるような形ですが、それを非常に要望しておるわけです。
- それというのも、あそこは時間規制されておらない。逆に小学校の前の方は時間規制されておるんです。それで、小学校や中学校、高校、幼稚園に行く児童が殺到し、朝なんか車が通れない子供たちの方も車とすれすれに歩いてる状況でございます。こういった点で、先ほどから産衛さんばかりにお答えをいただいてますが、教育委員会として、その実態にどう対応していくとされるのか、お答え願いたいと思います。
- 管理部長（杉本弘文君） 先ほどから御指摘のとおり、児童生徒の安全な通学を図ることは、学校教育の上からも申し上げるまでもなく、加えて今日、交通戦争と言われる非常に厳しい実態でございます。常に通学に神経を使っておられるところでございまして、学校現場におきましては、学校の実態に即してでき得る限り安全な道路を選び、児童生徒の通学に対する指導も行ってるところでございますが、御指摘のとおり、道路の狭いの中でなかなかむずかしい点もございます。また、学校におかれましては、低学年に対して、交通公害課の御指導のもと、交通教室も開きまして、児童の安全通学に対する指導も行ってるところでございます。
- 御要望の点につきましては、関係機関とも協議を重ね取り組んでまいりたいと考えておりますが、御指摘のありました自衛隊前の交差点につきましては一応、現状、学童交通の専従員を配置して何とか安全確保に取り組んでる実態でございます。
- 15番（穴瀬克巳君） 伯太地域、和泉中学校前だけを申し上げて恐縮でございますが、これは全校区において同じような条件ではないかと思います。そういった中で、今後、定期的な形で連絡協議会をやっていただけるような機関を設けていただきたい。そこで十二分に父兄や先生方、また、警察当局等の意見を集約できるよう、この点について、定期的に開催していただけるかどうか、お答えを願いたいと思います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 日常、現課には電話なりお客様が見えまして、いろいろと御注文を聞いてるわけです。それらをまとめまして、定期的に五者会談等を開くなどして早期実現に努力してまいりたいと思います。
- 議長（貝渕博治君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 老朽ため池につきましてお答え申し上げます。
- 点検活動がなされているか、という最初の御質問でございますが、年1回以上、実地点検等を

行って、農林課で実態を十分把握いたしております。

二点目に、補助金はどうなってるか、ということでございますけれども、53年度より国費が5%ダウン、府の単独補助が60%から50%に10%ダウンした経過がございます。53、54、55年度と機会あるごとに阪南8市の関係課長の連名でいろいろと実務レベルから要望書を提出いたしまして、補助率アップ等に懸命の努力をいたしております実態でございます。

しかし一方では、補助率アップも当然ではございますが、一ヵ所のため池を完了するのに5～6年を要しておる実態でございまして、最近の物価上昇等から、早期に完了に向け予算枠の拡大に特に力を入れておるところでございます。過去、府の単独のマイナス10%がございましたが、府は早期に事業が完了するようにと、大幅な予算枠を獲得をしたという経過がございまして、最近、府のサイドの補助事業が特にふえてきたという形をとってきております。

○ 15番(穴瀬克巳君) 年1～2回の点検作業をしておるということですが、危険個所の堤防が壊れているとかひが故障している、動かないとかは何カ所あるのか。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 現在、本市には6百カ所のため池がございまして、すでに37カ所については、改修が完了しております。現在改修中のところが6カ所ございまして、なお、改修が必要であろうということで、地元の要望なり本市の職員が現地の実態調査をした中では、15カ所あるようございます。

○ 15番(穴瀬克巳君) まだ15カ所も補修工事をやらなければならない中で、国、府に補助率のアップを要望しているにもかかわらずダウンしている現状ですね。本当にまだ老朽ため池で補強しなければならないのに、なぜ私がこの問題を取り上げたかと言いますと、最近、水利権者の方で非常に利用度が少なくなっている中で、老朽ため池の水路、それと生活水路としても荒廃しております。そのために少し雨が降れば水浸しになっている。市街地に入ると建設部の所管に入り、山手の方だけが農林課の管轄という、あいまいな形にもなっております。そういう形をいつまでも続けておるが故に、現在の生活水路問題も解決しない状況なんです。

また、農業用のため池にしても、だんだん利用度が低下して水利権者の関心度も低くなっています。荒れ放題のところがかなりあると思います。はっきりとかんがい用水として残さなければならぬため池が何箇所あって、これは不必要だと判断に立つ池が幾らあるかという現実、恐らく私は把握されてると思いますので、ひとつ御報告願いたいと同時に、15カ所の危険な中に前奈池が入ってるかどうか、ひとつお答え願いたい。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 現状、受益地がなくなれば、防災上の見地から、埋め立て等によって貯水できない状態にするようお願いしている現状でございます。いわゆる受益がないため池は何カ所あるかについては、今後、なお実態等を見ながら数字を確認してまいりたいと思

ます。

それから、前奈池は要改修の件数に入ってるかどうかにつきましては、入っていると確認しております。

○ 15番(穴瀬克巳君) なぜ聞くかと言いますと、岸和田南海線は、和泉市内では工事にかかっていないが、工事はスタートしたわけですね。当然、放光池それから前奈池が公園指定されているわけですから、そこがなくなると、今までかんがい用として使っておったのがどう対応するのか。また、自然破壊が未然に防げるのかどうか、この点が心配でなりませんので、農林課としても十二分に調査もされていると思いますので、それでお聞きしたわけです。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 前奈池は御提起があったように、岸和田南海線と市の公園計画に入っております。地元から前奈池の改廃等の要望等も耳にしたことがございます。これらのからみの中で、前奈池は部落有財産でもございますので、地元の水利権者の方々、町会等の意見を聞きながら、いろんな角度で関係者が寄って相談してまいりたい、かように思います。現状、前奈池は受益地がございませんので、そういうことも含めて協議に入りたいと思います。

○ 15番(穴瀬克巳君) その点はこれぐらいにしておきますが、ため池事業の補助金は、地元負担が20~30%と非常に高額な負担なんですよ。これに対して、地元が幾ら改修したくても手をつけられない実態だと思うんです。こういう6百数10のため池を持つわが市が、国、府等へ補助金のアップを働きかけをなされていると思うんですが、現実は逆にダウンしている実態です。これに対して本当に誠心誠意取り組んでるのかどうか、お伺いいたします。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 国費の場合は地元負担が20%, 府単独では30%の地元分担金でございます。先ほど申し上げましたように、53年度に府が10%, 国において5%ダウンをいたしました。これは物価上昇等の中で早期に事業を完了するよう、長年経過しているとかえて割り高になるということで、陳情にあがったときに府の課長からもお聞きしました。仮に府が1億予算措置をしておって、ダウンしたから9千万円でいいということではなく、53年度ダウンした当時、1.5倍の予算措置をし、翌年、2倍の予算措置をしたという計算上の説明もいただいております。これは早期に完了したいという考え方の中から、なおまた、数多く採択したいということでそうなったということを申し上げておりました。

なお今後、本市においても阪南8市の担当課長、部長の協議会の中で、どんどん府の方へ要請してまいろうということで、お互いに共同で対応してまいりたい、かように思います。

○ 15番(穴瀬克巳君) その点につきましては、具体的に補助率アップという形で獲得していただきたい。そうでないとあと15カ所、年間に大体3、4カ所できて上々だろうと思います。地元負担を軽減して、老朽ため池事業の推進を図っていただきたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 次、福祉、医療は一遍に答弁してください。
- 市民部長（富田宏之君） まず、独居の寝たきり老人の件でございますが、現在、16人の世帯に対しまして、ホームヘルパーの派遣をしておりますが、過去数年間、年末年始に際しましても同世帯につきましては、ホームヘルパーの経験がございます。その中で、本年ならば、過におむね2回派遣してまいりわけございますが、年末年始につきましては、6日間の空白がございますので、ホームヘルパーと本人さんとの話し合い、御相談の上、12月初めからいろいろそのための準備も進めしております。特に心身に障害がある人とか付近に親戚のないお方があれば、短期収容施設の方法もございますので、その辺で対処していきたいと考えております。

また、寝たきり老人に対する給付金でございますが、本市といたしましては、年末に際しての給付金なり見舞金というものはございません。ただし、年間を通じて3千円程度の見舞金の配付と、社会福祉協議会の方から、年末に際して2千円ほどの見舞金が支給されるという予定でございます。

三点目のシルバー人材センターの件でございますが、大阪府下におきましても、生きがいを目的とし、収入を目的とせず運営をする社団法人の設置が各市で行われております。本市におきましても、担当者及び社会福祉協議会とも十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 年末年始の救急医療体制についてお答えいたします。  
御質問にございました二次搬送問題でございますが、救急医療機関といたしまして、本市には6院ございます。それらの医療機関に、年末年始にかけての救急体制の中で搬送された患者の入院とか外来治療とかいろいろお願ひしておるわけで、本年も年末が近づいてきましたので、各医療機関を回って絶大な御協力を願いしてまいりたいと思います。

それから、歯科開設についての御要望でございますが、かねがね休日急病診療所内に歯科を開設していただきたいという御要望をいただいておりますけれども、現状の施設の中でできるかどうか、なお、医師の確保等いろいろ問題がございますので、本日を契機に十分検討してまいりたいと思います。

なお、昨年、一昨年も高石市の中で行われております休日急病診療所の歯科に搬送してお願いしたという経過もございます。昨年の年末年始6日間に19名の方が高石の診療所で受診されております。こちらからいろいろ電話のお願いをしておるわけですが、全く待ち時間等もなく、スムーズに受診されてるということを聞いております。これは他人事で大変申しわけございませんが、本市も積極的に取り組んでいかなければならぬと考えております。

以上、お答えいたします。

○ 15番（穴瀬克巳君） 寝たきり老人に対する正月休みの6日間、それまでもホームヘルパー 医療ヘルパーが出て問題のないように対応されてるような答弁ですが、事実上は寝たきり老人で すから6日間の休みの間は手の施しようがないと思うんです。その点、6日間を野放しにするん じゃなく、その間、ホームヘルパー等の協力を得られるものかどうか、もう強められるものかど うか。その辺の対応をしていただきたいと思うわけです。

それから、各給付金の制度でございますが、和泉市の補助金は非常に低い。逆に泉大津を例に とりますと、倍の給付金を出している。これだけ隣接した市の中で、片方が半額しか出していな いということは、もっと日の当たらない方々に温かい心を具体的にあらわしていく中で本当にこ たえてるのかどうか疑問でなりません。他市との比較の中、特に岸和田、高石、泉大津の中での 三市の中で泉大津は最高額ですが、他の高石、岸和田に比べても和泉市は低うございます。

もっと和泉市としても給付額をアップしなければならない、このように思いますが、お答えを 願いたいと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） ちょっと私の答弁に不十分な点がございましたので、おわび申し上 げます。現在、16世帯につきましては独居老人でございまして、寝たきりの独居老人につきま しては、すべて公的な施設に収容しておりますので、その点は御心配いらないと考えております。 それから、各種の給付金でございますが、これにつきましては、10月の大阪府議会でも市町村 間に大きな格差があり、これらのは正について府当局に指導援助を行うよう強い意見が出された ということを担当課長より聞き及んでおります。それに対しまして福祉事務所長会でも検討を行 い、市長会全体で検討すべきであるというまとめが得られております。そういう中で今後、大阪 府下の所長会の連絡調整の中で、一定の枠内で格差は正を行っていくようわれわれも努力してま いりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 15番（穴瀬克巳君） 少しぐらいの差であれば何ですが、心身障害者などに対しては当市は 1万2千円、泉大津は2万1千5百円、倍ですよ。せめて隣接市の平均ぐらいは出さなければな らない。そういうふうにやるべきだと思います。高いところがあって、全体的なバランスを考え なければならないところまでてるんなら早急に手を打つべきである。ただ、理論的に平均的に しなければならない、しなければならないと言いながら、現実の対策は開きのある今まで進んで いってる。やはりきっちと対応すべきだと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） その点につきましてはただいま御答弁申し上げましたように、各市 の財政状況等もございまして、格差があることは事実でございます。この辺、やはり大阪府下一 円の中で討議をし、各市の調整をしてまいいる必要があると考えておりますので、担当者会議で十 分意見を申し上げ、なお一層早い時期に解消できるよう努力してまいりたいと考えております。

○ 15番(穴瀬克己君) 特に日の当たらない大変な方々について、そういう格差があるということは非常に問題でございますので、各市とも一定した中で措置を講じてもらいたいとお願ひいたします。

シルバー人材センターの件については検討されてあるわけですか。

○ 市民部長(富田宏之君) いま、各市がやっておりますような社団法人設置の本格的な事業開始ということにつきましては、これはいろんなケースがございまして、すでに設置をしております先進都市についても、その運営でかなり問題があるよう聞き及んでおります。当市といたしましても、当初から本格的な社団法人設置がいいのかということについては、担当者の中でもいま議論が交されるわけでございますが、でき得るならば、人材登録制度の活用から始まり、和泉市全体の中で老人の再雇用問題、定年制の延長も含めまして、老人福祉問題の認識が市民の中で十分理解されていく中での本格的な運営に発展する方がいいのではないかという考え方もございます。何らかの形で老人福祉も推進していかなければならない時期でございますので、この点につきましては現在も検討しておりますが、今後、なお一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 15番(穴瀬克己君) 高齢化社会の傾向は、各市、国においても深刻な問題でございます。その中で、大阪府下でほとんどのところが検討し、あるいは実施に踏み切っているところが7市、来年度が9市という状況なんです。この中で、まだいろんな懸念があるという考え方を持ってるが、55年度設置されたところ、来年度設置されるところの資料も検討し、わが市の取り組み方の研究はなされてるのか、実態を報告してください。

○ 市民部長(富田宏之君) その点につきましては今後、調査し検討してまいりたいと考えております。

○ 15番(穴瀬克己君) 全然やってないわけですか。それなら、やってるような答弁をしなさんな。いかにも考えてる、推進してるという答弁の仕方をして、これから資料を求めていきますとか、やってないんじゃないですか。そんないいかげんな答弁の仕方はやめてください。これは大きな問題であるが故に積極的な取り組みが必要んですよ。あなた方も皆定年退職していくでしょう。本当に仕事に行きたくても雇用してくれるところがないという形の中で、シルバー人材センターは、8項目にわたっていろんな事業の整備をしてるんです。老人が思い切り働いて生きがいを求められる場を提供してるんです。各市は積極的に取り組んでる。府政だよりを読んで本当に情けない、恥ずかしい思いをしましたよ。和泉市は載ってない。いつ出てくるか、最後まで出てきまへん。そして、いまの答弁を聞いたら、いろんな懸念される問題があります、何を懸念されるんでか。今まで実施されたところから資料ももらって万全の検討をされてるのか、と言

ったら、これからやります。とね。

- 市民部長（富田宏之君） われわれとしても多くの市は調査しておりませんが、2市につきましては資料もいただき、調査もいたしております。ただ、その市の置かれている地域的な事情等もございまして、当市のように企業の少ない地域での協力を得られるような条件も整っていないところもたくさんあると思います。そういうもろもろの心配をしているのが事実でございまして、それにはかわる方法がないかということを含めて今後、われわれは勉強もしていきたいと考えております。
- 15番（穴瀬克己君） シルバー人材センターにつきましては今後、精力的に各市の資料等も検討していただき、早急に取り組んでいっていただきたい。発足できるように進めていただきたいと要望して、終わります。ありがとうございました。

- 
- 議長（貝割博治君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

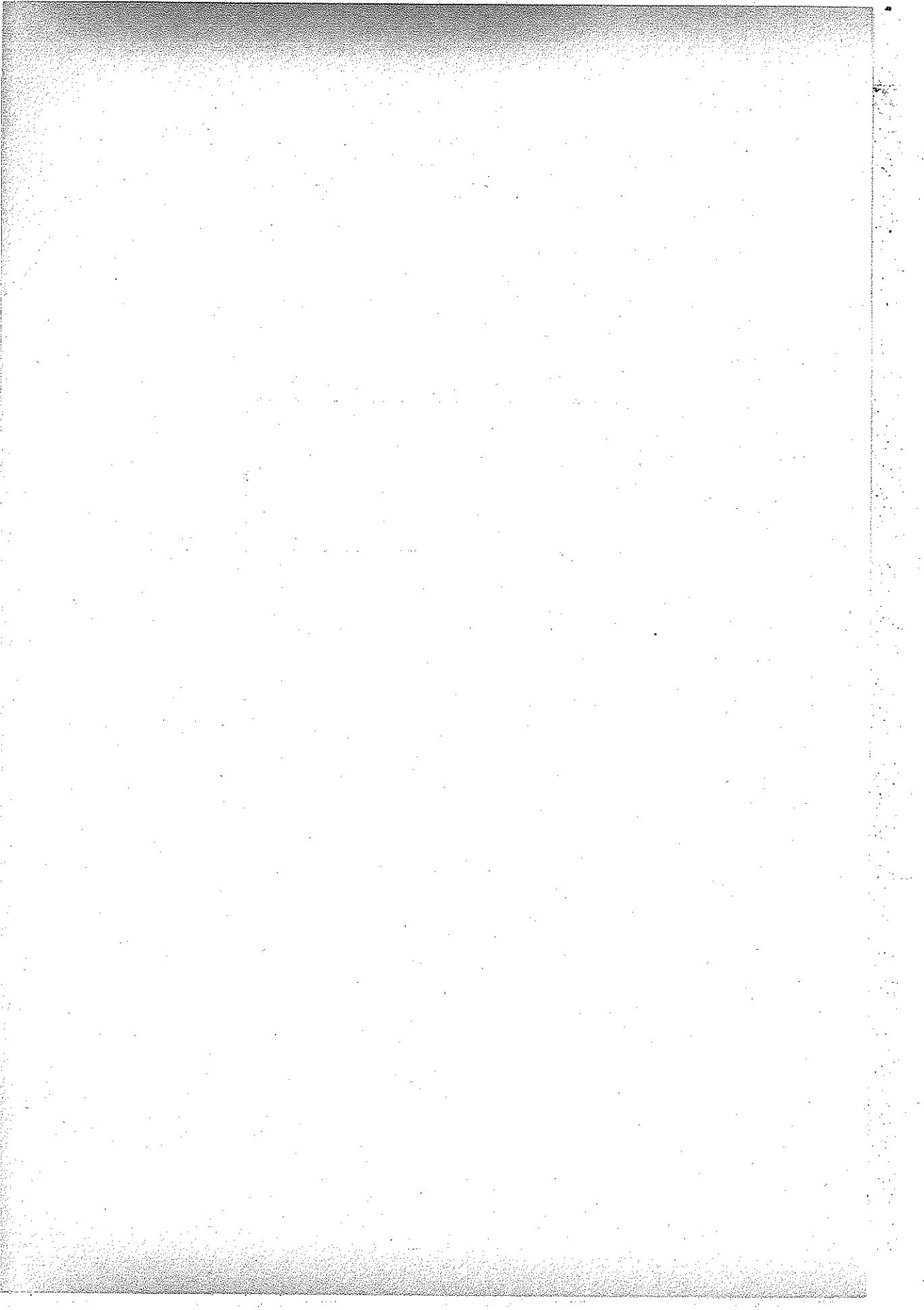
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続けますので、定刻御参集をお願いいたします。本当に御協力ありがとうございました。

（午後4時38分散会）

---

第 2 日



昭和55年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 若浜 記久男 君	16番 赤阪 和見 君
2番 竹内修一 君	17番 橋本 佳行 君
3番 辻村 靖英 君	18番 松尾 孝明 君
5番 田中包治 君	19番 大谷 昌幸 君
6番 三井正光 君	20番 出原 平男 君
7番 勝部津喜枝 君	21番 池辺秀夫 君
8番 原重樹 君	22番 飯坂楠次 君
9番 直村 静二 君	23番 田中昭一 君
10番 天堀 博 君	25番 奥村 圭一郎 君
11番 成田秀益 君	26番 仁井 明 君
12番 横田憲治郎 君	27番 柳瀬美樹 君
13番 並河道雄 君	28番 貝淵博治 君
15番 穴瀬克己 君	29番 藤原要馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	記	職名	氏名
市助役	長 池田忠雄		同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔之
収入役	役坂口禮之助		市民部長	富田 宏
参与兼市長公室長取務	役中塚白		市民部次長兼長	川鉄也
参与兼都市整備部長取務	長西川喜久		福祉事業部長	岡史郎
秘書広報課長	長林徳次		産業衛生部長	谷泰夫
財務部長	長石本博信		産業衛生部次長	角野一郎
財務部次長	長麻生和義		建設部長	逢吉田
財政課長	長北野敦雄		建設部次長兼取扱	日出男
同和対策部長	長大塚孝之		都市整備部理事	中山重光
	橋本昭夫		都市整備部理事	門川碌朗
			都市整備部次長	萩本啓介

職名	氏名	職名
都市整備部次長	青木孝之	教育長
改良事業部長	西川武雄	教育次長
改良事業部次長兼	前田守正	管理部次長
改良総務課長事務取扱	竹林淳	指導部次長
病院長	内田繁	選挙管理委員会委員長
病院事務局長	藤原光夫	選挙管理委員会事務局長
病院事務局次長兼取扱	田中稔	監査委員
水道部長	赤田信	監査事務局長兼
会計課長	松村堯	公平委員会事務局長
消防防署長	湯川行夫	農業委員会会長
用地担当理事	平野誠	農業委員会事務局長
土地開発公社事務局長	岩井益一	
用地担当参考事		
土地開発公社事務局次長	堀内由延	
教育委員長		

\* 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	川崎政勝
議事係	佐々谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

## 昭和55年和泉市議会第4回定期会議事日程

(12月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
		一般質問について	

## 昭和55年和泉市議会第4回定期会議事日程

(12月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
2	認 定 第 1 号	昭和54年和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
3	認 定 第 2 号	昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	議 案 第 54 号	市道の路線認定について(納花青葉台線外52路線) (建設水道委員長報告)	
5	監査報告 第 35 号	例月出納検査結果報告(収入役昭和55年7月分)	P. 1
6	監査報告 第 36 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員昭和55年8月分)	P. 11
7	監査報告 第 37 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員昭和55年9月分)	P. 17
8	監査報告 第 38 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員昭和55年8月分)	P. 23
9	監査報告 第 39 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員昭和55年9月分)	P. 28
10	監査報告 第 40 号	例月出納検査結果報告(収入役昭和55年8月分)	P. 33
11	認 定 第 3 号	昭和54年度和泉市歳末歳出決算認定について	P. 1
12	議 案 第 60 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について	P. 2
13	議 案 第 61 号	昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関する 条例制定について	P. 15
14	議 案 第 62 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例制定について	P. 20
15	議 案 第 63 号	昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	P. 27
16	議 案 第 64 号	昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)	P. 93
17	議 案 第 65 号	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	P. 101
18	議 案 第 66 号	昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 111
19	議 案 第 67 号	工事請負契約締結について(旭第一団地2期建設工事)	P. 133
20	議 案 第 68 号	工事請負契約締結について(幸第二団地4期建設工事)	P. 135
21	請 願 第 1 号	和気小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請願	
22	請 願 第 2 号	和泉市立横山第1、第2保育園の建て替え設備充実に 関する請願	
23	決 議 第 5 号	「同和対策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議 の早期実現に関する要望決議	
24	決 議 第 6 号	同和対策協議会の早期再開による国会附帯決議具体化 と同和対策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する 要望決議	
25	意 見 第 1 号	国際障害者年の国内行動計画の策定と障害者施策の拡 充に関する意見書	

(午前10時3分開議)

- 議長(貝渕博治君) おはようございます。議員のみなさんには公私何かとお忙しい中、連日御出席ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席届のある議員さんはございません。橋本議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、19名でございます。

- 議長(貝渕博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

- 議長(貝渕博治君) 日程第1「一般質問」をきのうに引き続き行います。それでは、19番、大谷昌幸君。

- 19番(大谷昌幸君) 通告に基づきまして、一般質問の要旨を御説明申し上げます。

まず、1番に「道路問題について」という表題でございますが、過日からの一般質問にも再三出ておりますが、二つのショッピングセンターが協議の申し込みをしている以上、近い将来、これが実現するものと仮定の上に立って、その対応を進めていかざるを得ないのではないかと思います。

私どもがこの対応策で一番気をもむのは、過日の3月定例会で御指摘申し上げました児童生徒の非行化もその大きな一端ではございますが、まず、市民の日常生活におきまして最もつながりの深いのは、道路の混乱であろうかと思われます。これに対応していただくということを中心にして、道路問題を市道、府道、国道の三つの要素に分けて、私の危惧するところをおね申し上げたいと思います。

まず、市道につきましては府中和気西線。これは非常に現実離れした名称で、その位置がピンとこないのであります。端的に申し上げますと、府中南二番踏み切りを西に渡った、現在、日鉄ロープのあるところから繁和町に至る道路のことです。この道路は、両ショッピングセンターに非常に大きなかかわりを持つ道路になる予定であろうかと思いますので、当然、現在の幅員では大きな無理が生ずるはずであります。この道路の拡幅対策は、当然、ショッピングセンターを施設する側においてやっていただくのは当然であるとはしながらも、市としてこの市道にいかように対処されるか。

それに関連しまして、この阪和線の東側にある露越今池線。これもなぜこんななつかしい名前がついたのか全然わかりませんが、要するに阪和線の東側に、阪和線と平行して横尾川に至る道路でありますが、この横尾川と交差するところは現在、橋がかかっておりませんので、当然、この架橋も必要かと思います。これを今後、いかように対処。また、相手側に指導していくか。

次に、府道泉大津粉河線ですが、府中南二番踏み切りについて、これも昨年の定例会で指摘したと思いますが、この踏み切りは、粉河線の工事で高架になるか、あるいは阪和線が高架になるかだと思いますが、いずれにしても、相当年限的には先のことであると思います。したがいまして、それまでの対策といたしまして、現在でも1日に3分の1の8時間近い間、踏み切りが遮断されているために、歩行者用のいわゆる歩道の地下道を設置してもらいたいということは、以前にも要望しているはずでございます。これもいよいよせっぱ詰まった段階に至っては、当然、対処しなければならないのではないかと思います。

次に、国道でありますが、第二阪和国道も当初の予定がこの55年度末に和泉市内開通ということをお聞きしておりますが、遺跡その他の関係により、1年近く延引されると聞き及んでおります。当然、この二国（？）の進捗しております工事とあわせて、先ほど申しました府道。また、その他の市道との取りつけ面、この面の完壁を期してもらいたい。特に泉大津粉河線から肥子町及び繁和町、隣接泉大津市の板原町、この間の道路の整備は、特に市境である以上、一方ができても一方ができないということが、現在、水路の関係でも非常にトラブルが起きている現状でございます。これらをいかように対処されるのでしょうか。

この道路問題につきまして、以上3点に分けてお伺いいたします。

次に、通告の2番目の「職務の権限とその範囲」についてでございますが、これは非常にデリケートな問題でございます。と申しますのは、市の職員さんの勤務状況のあらゆる面について、私どもは平常念願しておることをいろいろお願ひもし、また、改めてもいただきたいと思うのですが、非常にデリケートな問題がございますので、1、2の実例を挙げるといたしましても、その他の面につきましては、フィクション的にお話させていただきます。したがいまして、この件につきましては、御答弁は十分いただけなくとも、フィクションに対するフィクションということでお答えいただけたらと思います。

実例といたしまして、市は現在、130台ぐらいの車を持っていると記憶いたしております。当市役所の建設が20年以上も昔のものであり、敷地も庁舎も狭い関係上、他市のように駐車場は十分とられておらない。そういう関係であらゆるところ、と申し上げましたら恐縮でございますけれども、庁舎敷地のあらゆるスペースのところにこの130数台の車が駐車されてい

るわけでございます。

これを管理していく担当課も大変な御苦労であろうと思います。その担当課が過日より各車の登録ナンバーを付した固定駐車位置を決めながら、それがほとんど守られていない現状であります。違う番号の車が1台でも違うところへ入れば、その駐車された車がまた違うところへとめる。この繰り返しによって、何日たってもせっかくの試みが実行されない。この責任は、果たして管理する課にあるのか、それとも、この車を貸与され、使用している課にあるのか、こういう点に、この職員さんの勤務に対する態度の一端が問われるのではないかと思いま

過日実施されました市職員採用テストにおきましても、わずか数名とるのに、それに何十倍する応募者がある。現在、公務員は、就職希望者の最高の目標であろうかと思われます。いまは、俗に申しまして、公務員の株が最高に上がっている時期であります。したがって、市民のこの公務員を見る目も、10年も20年も前とは当然に変わっているはずであります。その構えは十分できてると思いますが、それを日々の勤務状況におきまして、私ども議員として、市民の代表の一員としていろいろお話し合いをするわけでございますけれども、十分にその職務が發揮されていないと受けとめる面が多くあるように思います。どうかその点は今後、どのように幹部の方が指導し、いわゆる職員の人格と教養の向上に徹せられるのか。以上、お伺いいたします。

その他いろいろお伺いしたいことがございますが、御答弁の内容によりまして、再度、御質問させていただくことをお願いいたしまして、一応、通告要旨の御説明を終わらせていただきます。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（吉田日出男君） ただいまの3点の御質問にお答え申し上げます。

まず、市道府中和気西線並びに露越今池線でございますが、これらについての橋の架橋とか道路の拡幅計画があるのかどうか、ということでございました。現在のところ、率直に申し上げまして、これらの具体的な計画はないのが現状でございます。これらに対処いたしまして、ダイエーの具体的な計画が出た時点で、市、またダイエーの改善計画とあわせて、改良ないしは楨尾川の堤防整備も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の泉大津粉河線についてでございますが、この件につきましては、昨日も回答申し上げましたとおり、実施にかなりの年月がかかると思われますので、当面の対応策として地下道の設置の要望等もございましたが、これらについても当面の措置として、また、府なりこれらの開発にあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、国道、第二阪和国道の開通でございますが、当初55年の開通見込みでございましたが、仰せのとおり、遺跡調査等で開通、供用開始がおくれてる現状でございます。56年度3月末の開通予定となっております。

これらの市道の卸りつけにつきましては、泉大津市板原等との関係もございまして、浪速国道路事務所とも十分協議しながら改良をしてまいりたいと考えております。

次に、水路関係いろいろトラブルがございましたが、せんたって粉河線を中心にして北に向かって約85メーターございますが、この間につきましては、一応、しゅんせつ工事として整備いたしております。さらに、粉河線から第二阪和に沿って西側でございますが、泉大津の区画整理で進めてまいっておりますまでの水路の間、約95メートルにつきましては、測量設計に入る計画を漸次立てておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 19番(大谷昌幸君) ダイエーが9月2日に1万8千坪、6万平米余を移転答記したいということは、ここの中産税課にも連絡が入ってるはずでございます。だから、いまのところ、6月に計画の図面が商工会及び商工課に提示されたままになってるようでございますが、すでにこの夏から整地作業、今までの建物が撤去されて、いわゆる更地になってるのが、この市役所の窓からでも望見されるところでございます。したがって、これは確実にくるものということは十分に考えておかなければならぬと思います。

それで、この市新がダイエーに資産を売却された事実から考えまして、私が一つ懸念するのは、先ほどお願いしております府中和気西線の拡幅工事、これは当然やってもらわなければいけないわけでございますが、この道路の現在の西側、すなわち日鉄ロープ側のところに歩道がありますが、この下に、昭和25年に6百ミリのヒューム管を市新の工業用排出の専用管として敷設されたことは、当時は和泉町の時分ですから、本市の現在の役職にある方はほとんど御存知ないと思うんです。

2、3年前でしたか、府中北幹線の下水工事で2千ミリのヒューム管を敷設したわけでございますけれども、当然、板原町井ノ口線の付近で上下にこれと交差してるはずないんです。恐らく市新の排水管は、それよりも上になってるはずです。これが府中病院の角のところ、府中南2番踏み切りの西側のところから、1本は、泉大津粉河線に沿って泉大津の方に、1本は、府中病院の前から南1番踏み切りの、今度の下水道幹線を敷設するところの地点から肥子町の方へ入ってそれから府中病院の裏門のところから山本農業さんの方へ曲がり、さらに、母子寮の裏側から和泉市と泉大津市境のところで初めて露出しておりまして、この2本の排水管が、今まで操業中は使用されておったわけなんです。

このいきさつは、非常に話が込み入るので申し上げるのは避けますが、当然、市新が敷設

したものであるから、市新がその権益を持っており、今まで市新が使用してきたんだと思いますが、敷地がダイエーに売却された、すなわち市新が株式会社ダイエーに吸収合併されたんではなく、その資産が売却されたその段階において、この市新が昭和25年に埋めたこの排水管はすでにその権益を失している、私はそう理解するもんです。されば、この道路の拡幅あるいは以後の改修工事なんかをする場合、このヒューム管をどのように措置されていくのか、お伺いいたします。

○ 建設部次長（吉田日出男君） ただいまの下水管の専用についてどうされるのか、これらの契約内容を御説明申し上げますと、契約は、31年から35年の5年間の契約でして、どちらか一方からの申し入れがない限り1年更新ということで、異議ない場合は継続されるという契約になってございます。内容といたしましては、権利の譲渡ができないこととなっております。それで、市新の管財人である弁護士ともお話しておるものでございますが、これらの計画についての具体的なことはまだ聞いておりませんが、契約内容からいたしますと、原状に復旧して返還するという内容のものでございますので、そのように管財人ともお話し申し上げてまいりたいと考えております。

○ 19番（大谷昌幸君） この件については先ほども申し上げましたように、2本あるわけとして、府中病院のところから粉河線を西へ下っていくと、肥子町に入っていく、市道ばかりを通していく2本あるわけです。この2本ともそういう契約、恐らく市になってから結んだものと思います。昭和25年に粉河線が開通し、そして、完全舗装されるまで2年間の余裕があったので、その間に敷設したわけですが、それらも含めて今後、この問題はどのようにされるのか。

私が1番懸念するのは、今度買うた所有者が、そのまま使用を申し入れてくるのではないかと考えるわけなんです。粉河線を通ってる分については、泉大津市の虫取町まで延長されておるので、和泉市としては一応、その排水の面について被害はないわけですけれど、山本農業さんの方から母子寮に回ってる分については、これは肥子1丁目の北の方でかなりの間、露出している部分があります。これは現在、泉大津の要団地に落ちてますので、向こうの方から当然何らかの申し入れがあると思いますが、その点は十分考慮されることを要望しておきたいと思います。

次に、粉河線の地下道の問題ですが、相手が国鉄で非常に工事がむずかしいと思いますが、開発指導要綱でこういう商業施設については規制することはできないことは、私どもも十分わかっておりますけれども、先方も以前から住んでおる先住民の生活環境をあえて崩してまでそういう施設を実施することには、やはり市の方の態度も毅然と対応してもらいたい。し

たがって、そういうような工事については当然、先方の経費によってやってもらうべきであると私は考えるわけです。したがって、むづかしいと思いますけれども、それにどう対処されるか、そのつもりだけお聞かせいただけませんか。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 仰せのとおり、先方の経費でもって施工されるよう、こちらとしても協議を重ねてまいりたいと考えております。

○ 19番（大谷昌幸君） それで、府道につきましては泉大津粉河線だけでございますけれども、この13号線もつかえてくる、車の混雑が予想されます。この13号線のバイパスとして、かねて都市計画化されております岸和田南海線、これが聞くところによりますと、56年か57年でしたか、もう1年早かったか、ちょっとうっかりしましたが、向こうの大阪府住宅供給公社の敷地内のみ、と言うと語弊がありますが、敷地の近のところ、すなわち和泉中央線から和氣父鬼線のところまでをこの2年の間に供用すると聞いておりますが、この際、岸和田市の境いまで延伸してもらえないものか。と申しますのは、岸和田の方は、名前は知りませんが、磯ノ上のところから箕土路を通って包近のところまで相当広い道路、20メートル以上あると思いますが、現在、持ってきております。つまり第二阪和と交差しておりますが、この道路に続けてもらいたいと要望するわけでございます。

と申しますのは、小田町については、和泉市となって25年、その昔の和泉町の時代からの道路状況は全く同じなんです。道路の改修はされますが、1本の新設道路もつくられておらない。その小田町がこのショッピングセンターの開設によって、13号線が動きがとれない、特に日曜なんかはね。そうなると、小田町の人は、特と泉南との行き来が濃厚なんです。まして、和泉府中あたりとの行き来は推測するに余りあります。この小田町に新しい道が1本もないということは、余りにも行政の陰間に隠れた町民ではなかろうかと思います。この交渉を今後、実施されるかどうかということをこの際お聞きしておきます。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 現在のところ、計画はございますが、着工の見込みとしては立ってございません。大阪府とも今後、十分交渉を持って努力していきたいと考えます。

○ 19番（大谷昌幸君） 次に、二国との関係ですが、私、もう1つ懸念するのは、板原井ノ口線が二国と交差するところ、すなわち東洋繊維さんの南西側、コデラ池に入る水路に沿った道、最近、東洋繊維の裏側に建て売りができましたので、それに関連して簡易舗装されたと思いますが、その道路は、泉大津市側、すなわち板原町地内はすでに6メートル道路ができるわけですが、和泉市側だけは何もできていない。すなわち昔の里道のままなんです。向こうの方は二国がついて、いろいろと和泉市と条件が違ったのでその道路ができたんだと言えばそれまででございますが、この道路は距離はしれてるわけです。わずか2百メートルぐらいです

が、この道路ができますと、現在、繁和町を通って府中病院へ出てくる車なんか相当量減るはずだと思います。これをどのようにお考えですか。

○建設部次長（吉田日出男君） 泉大津市側は、区画整理事業でやっておりまして、本市の方は、水路に沿った堤防敷、里道でございますが、それらの整備につきましては、せんだって実施したところでございますが、拡幅計画については、現在のところございません。

○19番（大谷昌幸君） 非常に残念なお返事をいただくわけです。この第二阪和国道は、当市にとりましては非常に運の悪いことに、泉大津市境とわずか数メートルのところを通過する関係上、ほとんど和泉市の方が協議に預かっておらない現状だと思います。

以前にも前田守正氏が課長の時分に御経験されたと思いますが、府中南1番踏み切りから肥子1丁目までを通る市道か何か知りませんが、この市道が肥子町と繁和町の3百7拾数年前の地図にちゃんと表記されているにもかかわらず、そのわずか8メートルのところで、市境であるがために、泉大津市側の要望によってこの道路が消されたんです。繁和町というのは、昔から肥子町及び府中町と行き来しながら、繁和町から肥子町に連絡があって、ここを何とか通そうやないかという申し出がありました。私ども、泉大津市の警察署へも市役所へも行き、ようやく現在、押しボタン方式で、しかも直接ではなく、コの字型、L字型に曲がった変則の道路になってしまったという、非常に苦い経験を持っております。

ところがいや申し上げましたように、板原井ノ口線も関係ないかと思いますが、後にそういうことも考えられますし、また、富秋町のところでは、和泉工業高校の西側の辯のちょうど中間地点、すなわち西側が泉大津市の千原町、北側が和泉市の富秋町で、さらに土地が入り込んでおり、ここも60メートルほどの道路があるはずです。これも大津の方は、取りつけ道路が二国の工事の関係で整備されると思いますが、当市側は、これも負担しなければいけないと思いますが、これも開通されない。このような状態のところが方々にございます。

その他水路も先ほどお聞きしたので申し上げませんが、いまの富秋町の北側には、たしか安治川という川がありまして、和泉市側はすでに改修工事をしましたが、大津市側はできないという現状がございます。そういう点から、改めて二国開通時までに、その工事をやってる間に十分に申し入れていただきたいということを強く要望して、この問題を終わります。

○議長（貝渕博治君） 次の答弁。

○財務部長（麻生和義君） 自動車の管理等につきましてお答え申し上げたいと思います。

御指摘の点、常々留意しているつもりでございますが、遺憾ながら、そういった状態であるということでございます。今後、なおよく注意してまいりたいと考えておる次第でございます。

御指摘の責任問題、使用する側にあるのか、貸与している側、すなわち財務部管理課にある

のか、というお尋ねでございますが、現に使用している主管課の責任において管理されるべきが今用自動車であると考えてる次第でございます。しかしながら、財務部に一切責任なしということを申し上げるつもりはないわけでございまして、責任の一端は、わが財務部にもあると考えております。しかし、日常業務における責任は、現に使用している主管課において管理してもらわなければならぬ問題であると考えております。今後とも、こういった公用車の管理について、使用している各主管課におきまして車輌の責任者を設置し、なお適正な管理に努めてまいるべく対処していきたいと考えております。

なお、その上で乱雑な使用等につきましては厳重にチェックし、注意いたしますとともに、聞き入れられない場合は、その車輌を集中的に管理いたしております財務部の方へ引き揚げ措置も考えております。今後とも厳しい態度で公用車の管理に臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 19番(大谷昌幸君) 私、先ほど申し上げましたようにデリケートな問題で、余り例を挙げたくないということですが、これだけは市民の目にすぐつきますので、1つの実例を挙げたのでして、そのことだけ御答弁いただいたわけですが、日常の勤務、これはどのように管理するか、あるいは管理されると言うと非常に感情的によいことではないと思うんですけど、その管理する側が、どのようにあらゆる面をチェックして居るのかということは、私ども非常に聞きづらいところなんです。間もなくあと半月ほどしますと正月がきますが、正月休みといえば、毎朝9時、12時、12時45分、5時になったら、私ども、この近くの者は、否応なしに屋上からチャイムの音を聞かされます。だれが、だれのために、何のために鳴るのか、理解に苦しみます。いまさらのことではなく、もう10年からなると思いますが、そういうチャイムで合図しなくとも、就業規則、その他の面については、ちゃんと決まってるはずだと思います。そういう面のチェックもまた完全にしてもらいたい。お聞きしたことはまた返ってきますから、完全にしてほしいと要望するだけです。

その他、私どもがいろんな交渉あるいはお願ひ事に行きます。できるだけ筋道を立てて、まず、その担当の窓口から1回、また、次の段階で2回、3回、4回と回を重ねるにしたがって課長や部長のところへ行くわけです。ときによると、それがある段階まで行ってるのに、また、話が下へ戻ってくるというようなことがままあるわけなんです。実例では申し上げませんが、私どもは一市民であるとともに市民の代表者として、あるいは市民個人あるいは市民の団体から委嘱、依頼された用件について話に來るわけなんです。それが3回も4回も同じ道をたどっていかなければ答えが得られない。また、主管課が交錯する場合は承知しておりますが、そ

れでも、議員が言うてきたとき、うちの主管するところではないけれども、その課から次の課へ連絡せないかんことは、進んで連絡してもらえることが課長の仕事ではなかろうかと思うわけです。それが現実にされない場合があるんです。市民から委託されて来た仕事でもそれが取り上げられず、われわれ議員がなめられてるのかしりませんが、また、再び依頼された本人さん、複数の場合もありますが、また一緒に来ていただき、交渉しなければいけないことがあるわけなんです。こういう点、管理者の方々、理事者の方々はどのようにお考えですか。フィクションで答えてください。

- 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

特に御指摘の点でございますが、公務員としてのモラルの問題であろうかと私は考えております。御承知のように公務員は、全体の奉仕者であることは言うまでもございません。特に市職員となった以上は、職員の服務規律は守らなければなりません。御指摘の点肝に銘じまして、服務規律を正すことによって解消できるものと私は判断するものでございます。先ほどの御指摘の点、服務規律の面からひとつ厳正に各部課長を通じながら指導してまいりたい、かよう考えておりますので、ひとつ御了解を賜りたいと思います。

- 19番（大谷昌幸君） そのつもりで答えていただき、心強く思います。とにかく先ほど申し上げましたように、公務員は、市民の勤労者の中では最高のあこがれの職業であると言われるわざですから、そういう点を十分認識されますように、議場に入っておられる方々に対して、こんなことを申し上げるのはおこがましいのですが、ひとつ各職場で今後そういうことを徹底していただき、より一層市民サービスに努めてもらいた。私は、いつも市は企業意識に徹して市民のためにやってもらいたい、それがすなわち自分たちのためであるということを念願しておるわけでございます。どうかそういう点を今後十分御認識いただき、より和泉市の飛躍のために御尽力いただきますことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、10番天堀博君。

- 10番（天堀博君） サービスセンター設置についてのみ、今回は質問させていただきます。この件につきましては、今までにも幾度となく質問させていただきまして、その必要性かつまたその緊急性等についてはもうお話ししているところでありますので、今回、通告の要旨の説明等もそう必要でないと思いますが、特に前回、第3回定例会におきまして一定の回答といふか答弁もいただいておりますので、その後の経過その他についてお聞かせ願い、そして、答弁のいかんによっては再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（貝沢博治君） 理事者答弁。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと存じます。

サービスセンター設置につきましては御承知のとおり、過去一連の経過がございまして、市といたしましての基本的な考え方をたびたび申し上げてまいってございます。特に本年度、少額でございましたが、調査費を計上いたしまして、より積極的に取り組んでまいった次第でございます。模写電送方式で設置した場合、機械導入費あるいは運営経費等で財政上かなりの負担を要しますとともに、それに対する行政効果の点あるいは設置場所の確保といった問題等々が、具体的検討を進める中で理論と現実のギャップが生じてまいりまして、検討が長期化しているものでございます。

しかしながら、市民の根強い要望に的確に対応し、住民サービスの向上を図るという自治体の使命を痛感いたしますとき、一定の昭和56年度実施の方針を打ち出す時期であろうかと判断いたしたものでございます。設置についての具体的な内容につきましては、今後、関係の所管委員会等にも御協議も申し上げる予定でございますが、基本的には、将来において模写電送方式を導入するという前提で、ひとつ今回は、模写電送方式によらない試行型のサービスセンターを委託なり直営なりしながら、特に市の主体性をもって2ないし3カ所設置するための検討をしながら考えてまいりたい、かよう考るものでございます。また、設置時期につきましては、現在、56年度の予算編成時期でもございますから、来年度4月を目指として進めてまいりたい、かよう考えておりますので、御了承を賜りたいと思います。

○ 10番（天堀博君） 以前の質問に対していろいろお答えを願ってるわけですから、いまの大分の御答弁は、そのときにいただいてるわけです。いま、公室長から答弁がありましたように、調査費その他もつけて積極的に取り組んできたということですけれども、時期は56年度ということで、しかも内容としては、当面は模写電送方式でなく、委託その他いろんな方法はあるでしょけれども、市の主体性をもって2、3カ所サービスセンターを設置していくということですね。

やはり以前からいろいろと私も質問し、研究調査もされてきているはずなんです。そのように私自身も思い込んでおります。前回の議会から今日まで日時もたっておられます。その方式や設置場所についても、いまだにどうも決まってないような御答弁ですので、これでは、来年4月に果たしてそういうことができるのかどうかという心配があるわけです。相当長い間かかるてきてるわけです。模写電送方式を導入すれば一番いいことは、言わばそうむずかしい調査をやらんでもじきに出せる答えなんですね。それについては、時期をかけてどれぐらい検討されてきたのか。現課では相当やられてると思うが、それが一番ええが、財政的な事情があつてで

きない。それならこういうふうにしようやしないかということで決断できる、もっと早い時期にね。それをいまになっていまの御答弁にならてるということは、私自身、承服しがたいと思っております。

いま言われたやり方であれば、来年4月を待たなくともできるんやないか。予算が必要であるというが、それもそうむずかしい話やないと思います。模写電送方式を導入しないならね。その点を再度御登弁願いたい。それと、あわせて来年4月からそういうことで踏み切るということをここではっきり明言をされるのかどうか、その2点をお伺いしたい。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

確かに機械を導入せず、私がただいまお答え申し上げました内容でやることになれば、いつでもやれるというような内容ではございますが、特に2、3カ所検討する中では、建物とか人の問題あるいは場所の問題等がございまして、できれば年明け早々一定の考え方を出す中で、場所は明確にしなければなりませんが、それらの中で、建物を借る場合は交渉もしなければなりませんし、また方法等について、すなわち市の主体性をもって委嘱する場合あるいは市の職員を派遣しなくてはならない場合等、これらのことがあわせて年明け早々に考え方を明らかにし、所管の委員会にも御相談申し上げ、御協議する中で御決定させていただきたい、かように考えますので、いましばらくの時間を与えていただきたいと考えます。

○ 10番（天堀博君） 私は、昭和55年度当初の段階であれば、その程度のお答えで十分満足、満足とまではいかなくても、それなら検討してください、ということで引き下がるんですが言うてみたら、それらもうことしも年末なんですね。それにあなた自身おっしゃるように、こういう内容であればすぐに実施できる。建物とか人、場所の検討にしてもね。それなら、大体該当する地域に関するところへ当たってみたことがあるのかどうか、恐らく当たってはなかろうと思うんです。

一つの極端な例ですが、山間部へ行けば、こんなことを申し上げて語弊があるかもわかりませんが、たとえば各校区に、特別なところを除いて、農協さんが1カ所あるわけです。そういうところにお話して御協力を願うとか、こんなことは、積極的にやっていこうとすれば、それなりの方策は見出せるんじゃないかな、建物、場所についてはね。また、場所的には、老人憩の家というのは、和泉の場合、非常に不便なところに建つてるので問題があるかもわかりませんが、そういう公共的な建物は各地にあります。保育園を利用すればいいというわけではありませんが、合併前から各校区に1、2カ所ある。公的な建物あるいは農協、病院等の半公共的な建物を利用していただくことでお願いするとか、本当にそういうことを積極的に考えているのかどうか、非常にいまの段階に至っては、でうもそうではないんじゃないかということです。

人の問題についてはいろいろあると思うんですが、ただ、市の主体性の問題が非常に大事になってくると思うんです。この点では、いわゆる委託の形になってくると、その点の問題が出てくるんではないか。そこに住む住民の方々の利便を図ることが第一と考えておりますので、どこに設置していいとか悪いとかは申し上げませんが、その点については十分考えていかなかつたら問題が発生してくる。これは過去にも問題があったことですからね。その点は、どういうふうに考えておられるのか。やはり市の職員を一定期間は張りつけるということもやっていかんと、簡単に委託するとなると、そこに大きな問題が出てくると考えますので、その点お答え願いたいと思います。

○ 参与（西川喜久君） この問題については長年の懸案事項でもございまして、強い市民の要望の中で、でき得る限り5年4月開設に向けて取り組みたい。

また、市の主体性云々の問題につきましては、私、先ほど申し上げましたように、委託方式なり、市の職員の派遣の方法等もございまして、前段で市の考よ方を明確に出す中で、所管の常任委員会にひとつ協議をしてまいりたい。

場所等についても、一定の考えは持っておりますが、これもひとつ所管の委員会に御相談しながらお決め願ってまいりたいと考えますので、現時点では、天堀議員さんから農協云々のお話がございましたが、一定の考え方を持っておりますので、年明け早々にも常任委員会を開催していただく中で明確に打ち出してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○ 10番（天堀博君） いまの御答弁で私の感触としては、まず、来年度予算で一定の措置をしながら、4月段階で実施をしていくと受け取っております。もちろん、担当の常任委員会で十分精査検討していただくことは必要ですが、先ほど申し上げたように、問題点は、委託の問題が出てくるので、その時点では、十分考えていただく必要があるのではないかと思いますので、その点を意見として申し上げておきます。

特に模写電送システムの導入については、実際、それでやらなかつたら、現在のスピード化時代ですので間尺に合わん、即必要というのが非常に多いですからね。やはり電送システム導入を早期に実現していただく方向でもあわせて取り組んでいただきたい。これは政策的な問題だと思いますので、4千万、5千万円の機材導入が必要でしょうが、市長もやる気になればできない話ではないと思いますので、意見として申し上げて、私の質問を終わります。

---

○ 議長（貝渕博治君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。御協力厚く御礼申し上げます。

お詫びいたします。19日は議案審議となっておりますが、議会運営委員会の御了承をいただいておりますので、本日午後から議案審議の日程に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

それでは、少し時間が早いですが、ここで2時まで休憩したいと思います。

(午前11時3分休憩)

---

(午後1時50分再開)

○ 議長(貝淵博治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第2「昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第3「昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る10月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、一括議題といたします。

本件につきましてはその審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長より御報告をお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

○ 決算審査特別委員長(柳瀬美樹君) 去る10月に開会されました第3回定例会において、昭和54年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る12月2日委員会を開き、私が委員長に、赤阪議員が副委員長に選出され、市長、助役、収入役初め関係部課長の出席を求めて、慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、収入、支出一括して直ちに審議に入りました。

第一点目の決算書の中で、特別利益及び特別損失とあるのはどういう性格のものか、との質問に対し、当年度の経常的収益より除外すべき収益で、過年度分の水道料金等を追加調定したもので、特別損失とは、当年度の経常費用から除外すべき費用で、過年度分の水道料金を不能欠損処分したもの等が含まれている、との答弁がありました。

第二点目に、資本的収入の負担金とはどういうものか。また、消火栓の新設維持費用で持ち出

しがあるのはどういうことか。また、補助金1,000万円は、どういう性格のものか、との質問に、負担金450万円は、消火栓新設に伴う負担金で、維持管理の費用250万円と合わせて700万円を一般会計より収入いたしております。もちろん消火栓は、消火を主目的とするものですが、水道水の排水操作等にも必要とする部分もありますので、一般会計と協議の上、毎年同じ額を収入しております。

また、補助金1,000万円は、営業に対する補助金で、さきに高料金対策補助金として繰り入れていたものが、昭和54年度から和泉市の水道料金は当該補助の対象には含まれなくなりましたが、消火栓経費等もあり、引き続いて繰り入れている、旨の答弁がありました。

第三点目に、給水の需要が伸び悩んでいるが、赤字対象にどのように対処していくのか、との質問に、給水量が減少している現状では、可能な限りの合理化に徹するとともに、建設投資につきましても必要最小限にとどめて、減量経営の方向で費用の軽減を図ってまいりたい、旨の答弁があり、もっと企業努力をしていく必要があり、市民負担を軽くしてほしいとの要望も含め、審議を終わりました。

各委員にお諮りいたしましたところ、反対意見があったので、採決を行いました結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

引き続きまして、病院事業会計の収入、支出、一括して審議に入り、まず第一点目に、医業収支は600万円強の黒字となっているが、薬漬け、検査漬けになっていないか。第二点目に、累積欠損金の解消策をどのように考えているか、との質問に対し、医療に適した検査、投薬を施しているので、そうした心配はないものと思う、との答弁がありました。

第二点目の赤字再建策については、まず、自力で再建を行うことを基本方針とし、医業収支の均衡を図っていくことを第一目標としている。具体的には、患者確保策、診療科目の充実、効率的な人員配置の適正化、医療材料費等の購入、管理の方法の改善等を行うとともに、経費の負担区分を確立し、経営健全化に努めていきたい、旨の答弁がありました。

これに対し、薬漬け、検査漬けとならぬよう、また、赤字再建策では、効率的運用で職員への加重負担とならぬよう留意する、旨の要望があり、さらに関連事項として、赤字対策の中で今後、一般会計からの繰り入れ増額の見通しあるか。また、外来の産婦人科、小児科待合所での喫煙について、病院側としてどう考えているか、との質問があり、この両科の患者病状からして、待合所における喫煙は好ましくないと思いますので、要望に沿って検討してまいりたい、旨の答弁がありました。

続いて、一部増床の予定があるよう聞いています、あるのかどうか、との質問があり、増床計画については現在検討中であり、まず、産衛病院委員会にお諮りして、ご指導を頂ぎなが

ら進めてまいりたい、旨の答弁がありました。

続いて、産婦人科病棟への入院は早期でも満床で、分娩予約はできない、解消策はないのかどうか。また、診療を受けた後の投薬の待ち時間の短縮はできないか、どの質問があり、産婦人科は8カ月程度先の出産予定に対する入院予約であり、利用者も多く、早く締め切りになる関係と、病床数は、婦人科と合わせて31床しかないためであり、今後、十分検討してまいりたい、旨の答弁がありました。

また、薬の待ち時間については、多い日は一日外来患者600人もあり、10時半から12時ごろ集中してくるため、今後、なんとか解消に努力していきたい、旨の答弁がありました。

続いて、現総合病院をより充実するため、歯科を始め特殊な医療、他の一般病院では診療できない患者を公的病院として、住民福祉、健康、生命を守っていく立場から、利益だけの追求のみに走らず、公立自治体病院ということを十分踏まえて健全経営に努力してもらいたい、との要望がありまして、質疑を終わり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお詰りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、本報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは反対の方。

- 7番（勝部津喜枝君） 共産党議員団を代表いたしまして、先ほどの委員長報告に対する討論を行わせていただきます。

まず、水道事業会計決算でありますが、本市は、非常に広い地域を抱えている特殊性のため、建設工事費等がたくさん料金として負担にかかるくるという点では一定理解できるわけでござりますけれども、一般会計からの繰入金をふやし、さらに一時借入金等の減少にも力を入れることなど、企業努力をさらに確める必要もあると思います。何よりも府下でもトップクラスと言われる高い公共料金による加入者への負担が大変大きく、それでなくても市民生活への圧迫が非常に著しいと考えております。

そのことから、本水道事業決算認定には反対をいたします。

さらに、病院事業会計の決算でありますが、単年度の医業収益が黒字になっている点について、その努力について一定認めていきたいと思います。現在の医療制度上のものとの問題点は

ありますけれども、いわゆる薬漬け、検査濁けに片寄する状況の中で、公立病院としての利益もさることながら、住民の命と健康を守る立場から、さらに十分努力をしていっていただきたいという要望を申し添えておきたいと思います。

こういう立場から、健全なる公立病院への期待と、今後の再建築の努力を要望いたしまして、本病院事業決算は認定いたします。

委員長報告は一括してのものでありますので、以上の意見を申し述べて反対いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、賛成の方お願ひいたします。

○ 26番（仁井明君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、認定第1号「昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について」、賛成の意見を申し上げます。

提出された決算は、適正に執行されていると考えます。また、営業成績については、天候や各自の節水意思により、事業開設以来初めて給水量が減少しております。担当者の企業努力により、不良債務を大幅に解消されております。したがって、今後より一層施設の充実と財政の健全化を図り、市民への安定した水の供給とサービスの向上を要望し、私の賛成意見といたします。

○ 議長（貝淵博治君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号を認定することに決します。委員の皆さんには御審議、まことにありがとうございました。

---

○ 議長（貝淵博治君） 日程第4「市道の路線認定について」（納花青葉台線外52路線）を議題といたします。

本件は、去る10月22日の開催の第3回定例会において建設水道委員会に付託されておりますので、審査の経過と結果を藤原委員長よりお願ひいたします。

（建設水道委員長報告）

○ 建設水道委員長（藤原要馬君）

去る10月開会の第3回定例議会において、議案第54号「市道の路線認定について（納花青葉台線外52路線）、その審査を建設水道委員会に付託され、12月11日、12月15日の両日にわたり委員会を開催し、慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

12月11日当日は、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、本件についての説明は、過般本会議において、提案の理由とその内容説明を聞いておりますので、その日は現地視察のみに終わり、12月15日、市長以下関係部課長の出席を求め、市道認定の審議を行いました。

まず第1点に、現地を見て、車どめがあるが、車どめのところから歩道になっているので、車どめと確定的となっているように見えるが、地元からの要請でしたのか、分譲側がしたのか。それと、道路管理上の問題で一定の指導も行ったのか。また、これを撤去する考えがあるのか、との質問に対し都市計画街路和泉中央線、光明池春木線のT型交差点となることから、通過交通を予想しまして、市の指道で施工業者がやりました。開発の事前協議というものは、市の窓口でございまして、当然付設されます道路、排水路等公共施設に属します分、すべて事前協議の中で指導も行いまして、T型道路の交差点と見込み、生活上の利便性、それから周辺住民の通過されます市民の交通上の危険度と、いわゆる接点を将来見越してこういった処置をいたしましたということでもあり、現時点、委員さんのご意見を十分尊重し、地元自治会と話し合い、市の責任をもって対処させていただく、との答弁がありました。

第2点として、地元から要望があつて、市の方でその状況等を把握して、道路規制でやむを得ないと判断した場合、道路規制をしていいを打つことも今後していくのか、との質問に対し、地元の実態をよく掌握しまして、生活的要素、通学路的要素のある場合は、それらの交通安全を確保する意味から実施する場合もございます、との答弁があり、その他数点にわたる質疑がありましたが、それぞれ答弁があり、また、意見等もありまして、市道認定については、委員会で討議されました意見を十二分に尊重して、樹木と車どめを撤去するという条件を付して認定することに決しました。

以上が、当建設水道委員会に付託なりました議案第54号「市道の路線認定」の審議いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞよろしく本報告どおり認定されることをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、委員長の報告どおり、議案第54号を認定することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことにありがとうございました。

○ 議長（貝渕博治君） 日程第5より日程第10までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 監査報告第35号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年11月18日

監査委員 久光喜多男

〃 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年11月18日

2 検査の対象 昭和55年7月分の出納状況

3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第36号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年11月18日

監査委員 久光喜多男

〃 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年11月18日

2 検査の対象 昭和55年8月分の出納状況

### 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第37号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年11月18日

監査委員 久光喜多男

" 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年11月18日

2 検査の対象 昭和55年9月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

### 監査報告第38号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年11月18日

監査委員 久光喜多男

" 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年11月18日

2 検査の対象 昭和55年8月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第39号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年11月18日

監査委員 久光喜多男  
〃 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年11月18日

2 検査の対象 昭和55年9月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第40号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年12月2日

監査委員 久光喜多男  
〃 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和55年12月2日

2 検査の対象 昭和55年8月分の出納状況

3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 議長（貝渕博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第35号より第40号までの報告を終わります。

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第11「昭和54年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第3号

昭和54年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、昭和54年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 54 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

(単位円) △は△減

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 準 確	不 勘 欠 損 額	収 入 未 準 確	予 算 現 額 上 収 入	予 算 現 額 上 支 出
1. 市	税		5,876,450,000	5,897,951,059	5,563,687,000	8,261,830	82,605,133,0	1,871,81,000	
1. 市	民 稅		2,403,30,000	2,660,043,667	2,583,983,193	5,801,458	12,527,015	18,065,81,93	
2. 固 定 資 産 稅		1,868,52,000	2,044,368,881	1,891,783,207	1,553,338	15,102,063,8	23,284,207		
3. 車 自 動 車 稅		5,100,7,000	5,460,0,880	4,908,834,0	5,24,540	50,477,10	△ 1,918,360		
4. 市 燐 草 油 燐 稅		3,448,2,000,0	3,462,8,634,0	3,462,8,634,0	0	0	0	1,457,340	
5. 電 気 稅		2,870,8,000	2,161,50,175	2,161,50,175	0	0	0	7,552,825	
6. 力 × 稅		834,8,000	815,8,195	815,8,195	0	0	0	△ 195,805	
7. 特 別 土 地 稲 有 稅		5,748,0,000	10,427,812,2	10,010,781,0	0	417,0312	42,068,810		
8. 都 市 計 画 稅		4,192,72,000	4,590,10,289	4,181,02,340	3,832,94	4,052,4,055	△ 1,168,660		
2. 地 方 稽 与 税		11,742,5,000	18,771,7,000	18,771,7,000	0	0	0	20,202,000	
1. 自 動 車 重 量 稽 与 税		7,610,0,000	8,465,7,000	8,465,7,000	0	0	0	8,557,000	
2. 地 方 道 路 稽 与 税		4,132,5,000	5,800,0,000	5,800,0,000	0	0	0	1,178,500	
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15,689,9,000	16,208,6,000	16,208,6,000	0	0	0	4,01,4,000	
1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15,689,9,000	15,208,6,000	15,208,6,000	0	0	0	△ 4,01,4,000	
4. 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市町利 納 付 金		10,020,0,000	10,092,8,000	10,092,8,000	0	0	0	72,800	
1. 國 有 提 供 施 設 等 所 在 市町利 納 付 金		10,020,0,000	10,092,8,000	10,092,8,000	0	0	0	72,800	
5. 地 方 交 付 税		3,862,043,000	8,862,943,000	8,862,943,000	0	0	0	0	
1. 地 方 交 付 税		3,862,043,000	3,862,943,000	3,862,943,000	0	0	0	0	
6. 交 通 安 全 对 象 特 別 交 付 金		2,300,0,000	2,214,7,000	2,214,7,000	0	0	0	△ 85,8,000	
1. 交 通 安 全 对 象 特 別 交 付 金		2,300,0,000	2,214,7,000	2,214,7,000	0	0	0	△ 85,8,000	
7. 分 担 金 及 負 担 金		815,418,2,00	3,166,7,042,0	3,15,67,1,18,0	0	99,92,90	2,52,840		
1. 分 担 金		2,806,0,000	2,346,5,100	2,346,5,100	0	0	△ 1,51,00		
2. 負 担 金		2,923,0,032,00	2,982,0,532,00	2,923,0,032,00	0	99,92,90	△ 1,62,860		

8. 使用料及手取料		項	予算額	現額	調定期	収入額	不備	欠損額	収入未清額	清算額	清算比率
1. 使 用 料			2,413,850.00	2,522,907.58	2,518,056.58		0	494,100	1,042,058	1,042,058	
2. 手 取 料			200,044,000	208,083,145	207,543,445		0	49,000	47,634,445	47,634,445	
9. 国庫支出金											22,206,13
1. 国庫負担金			4,887,683,000	4,731,931,484	4,366,496,884		0	0	0		△52,118,351.6
2. 国庫補助金			2,033,876,000	2,004,872,991	2,004,373,991		0	0	△100,300	△100,300	
3. 国庫委託金			3,561,900,000	3,812,457,900	3,812,457,900		0	0	△49,448,808	△49,448,808	
10. 府支出金			1,597,652,000	1,639,630,070	1,639,630,070		0	0	0	0	△30,579
1. 府負担金			1,533,130,000	1,487,015,677	1,487,015,677		0	0	0	0	62,759,70
2. 府補助金			1,334,634,000	1,349,060,644	1,314,423,644		0	0	0	0	△461,148,8
3. 府委託金			10,652,500,000	13,712,845,900	13,712,845,900		0	0	0	0	△20,368,956
4. 府交付金			3,180,000	3,882,300	3,882,300		0	0	0	0	0
11. 財産収入			11,910,100,000	5,932,440	5,932,440		0	0	0	0	△113,148,580
1. 財産運用収入			6,079,000	5,912,920	5,912,920		0	0	0	0	166,080
2. 財産元払収入			11,302,20,000	9,952,00	9,952,00		0	0	0	0	△112,982,480
12. 寄附金			1,600,92,000	12,883,55,18	12,883,55,18		0	0	0	0	△312,564,82
1. 寄附金			1,600,92,000	12,883,55,18	12,883,55,18		0	0	0	0	△312,564,82
13. 繼入金			100,000,000	2,795,276	2,795,276		0	0	0	0	1,795,276
1. 基本金繰入金			10,000,000	2,795,276	2,795,276		0	0	0	0	1,795,276
14. 賃料収入			3,326,331,000	1,713,389,723	1,713,389,723		0	0	0	0	△1,612,741,277
1. 運賃金及加算金			60,000,000	15,699,975,7	15,699,975,7		0	0	0	0	0
2. 市積金利子			1,127,000,00	1,469,444,6	1,469,444,6		0	0	0	0	3,424,444,6
3. 飯勺金元利収入			21,906,10,000	13,908,30,000	13,908,30,000		0	0	0	0	8,297,80,00

(単位円) △印は既

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 流 額	不 納 欠 額	収 入 未 済 額	取 入 未 済 額 と 収 入 額 の 比
4. 受託事業収入		20,000,000	1,627,0,927	1,627,0,927	0	0	△ 3,729,073
5. 銀	入	30,70,000,000	1,380,84,15,93	1,53,0,84,15,03	0	0	△ 1,580,15,840,7
15. 市	債	3,289,18,90,000	3,24,24,0,0,0,0	3,04,8,6,0,0,0,0	0	19,38,0,0,0,0	△ 24,0,5,8,9,0,0,0
16. 繰	起 金	3,289,18,90,000	3,24,24,0,0,0,0	3,04,8,6,0,0,0,0	0	19,38,0,0,0,0	△ 24,0,5,8,9,0,0,0
	1. 繰 起 金	3,935,0,7,1,0	3,935,0,7,1,0	3,935,0,7,1,0	0	0	0
	歳 入 合 計	23,614,22,50,00	2,224,12,22,35,8	2,13,6,4,8,0,20,8	8,86,1,8,2,0	92,24,8,0,8,2,0	△ 2,30,7,4,4,7,9,1

## 歳出

(付註用)

款	項	子	費	支	出	消	額	翌年既報額	不	用	額	子賃現額と支出額
1. 通 会 費		1.908.050.00	1.802.558.51						1.619.149	1.619.149		
2. 補 助 費	1. 通 会 費	1.908.750.00	1.892.538.51						1.619.149	1.619.149		
	2. 稅 費	1.849.424.000	1.818.518.07						3.090.579.3	3.090.579.3		
	3. 戸籍住民基本台帳費	13.869.700.00	13.705.887.8						1.968.479.2	1.968.479.2		
	4. 運 質 費	66.660.000.00	64.701.846						1.638.447	1.638.447		
	5. 版 計 調 整 費	1.517.100.00	1.500.215.2						1.688.448	1.688.448		
	6. 監 督 委 員 費	14.894.000	14.887.928						60.72	60.72		
	7. 向 和 对 賦 費	253.878.600.00	247.617.950						61.180.50	61.180.50		
3. 民 生 費		56.892.570.00	57.84.621.127						9463.587.8	9463.587.8		
	1. 社 会 福 利 費	21.880.560.00	21.120.993.20						78.065.780	78.065.780		
	2. 児 童 福 利 費	1.986.550.000	1.972.850.247						14.190.753	14.190.753		
	3. 生 活 保 证 費	109.959.800.00	1.629.219.731						67.826.9	67.826.9		
	4. 災 害 救 助 費	140.530.000	1.205.192.9						20.010.71	20.010.71		
4. 衛 生 費		1.880.078.000	1.864.786.689						1.528.931	1.528.931		
	1. 予 防 衛 生 費	474.706.000	463.104.721						1.160.127.9	1.160.127.9		
	2. 環 境 衛 生 費	83.975.000.00	83.612.090						8.626.601	8.626.601		
	3. 基 地 管 理 費	41.402.000	41.182.869						5.913.1	5.913.1		
	4. 上 水 道 費	24.320.000	24.220.000						0	0		
5. 犬 飼 費		70.671.000	70.668.099						3.062.901	3.062.901		
	1. 犬 犬 飼 費	70.671.000	70.668.099						3.062.901	3.062.901		

(単位円)

款	項	予 算 領	支 出 領	翌年度繰越額	不 用 額	予算現勘と支出手帳
6. 農林水産業費		417,111,900	389,052,651	27,155,000	91,134,9	28,066,344
1. 農業費	農業費	39,007,500	37,101,185,8	27,155,000	9,081,47	28,063,147
2. 林業費	林業費	1,804,400	1,804,079,8		32,02	3,202
7. 商工費		10,476,200	1,596,19,836		5,142,164	5,142,164
1. 商工費	商工費	10,476,200	1,596,19,836		5,142,164	5,142,164
8. 土木費		4,665,14,000	3,830,002,609	706,664,000	1,284,439,1	885,138,91
1. 土木費	土木費	1,305,21,000	1,064,824,58		3,854,7	3,854,7
2. 道路橋梁費	道路橋梁費	51,021,300	29,700,937,0	11,206,9,000	1,005,4,630	21,320,363,0
3. 河川水路費	河川水路費	10,686,1,000	10,578,488,8		62,681,7	62,681,7
4. 市町村費	市町村費	1,073,418,000	1,013,002,878	332,000,000	2,72,15,122	60,415,122
5. 住宅宅費	住宅宅費	2,838,62,800	2,277,773,525	56,079,500	59,775	5,608,54,475
9. 消防費		52,672,600	52,355,7,980		3,171,044	3,171,044
1. 消防費	消防費	52,672,600	52,355,7,980		3,171,044	3,171,044
10. 教育費		40,561,400	40,301,221,24	2,649,187,6	2,649,187,6	
1. 教育費	教育費	24,816,800	23,622,0,905	1,189,70,05	1,189,70,05	
2. 小学校費	小学校費	2,765,027,000	2,75,600,0,990	9,025,010	9,025,010	
3. 中学校費	中学校費	361,670,000	35,875,681,1	2,910,038,9	2,910,038,9	
4. 幼稚園費	幼稚園費	3,811,83,000	3,797,0,388	14,77,614	14,77,614	
5. 社会教育費	社会教育費	2,457,1,000	2,450,22,054	6,839,46	6,839,46	
6. 保健体育費	保健体育費	5,485,5,000	5,4,362,478	4,928,22	4,928,22	
11. 公債費		2,602,9,880,00	2,692,23,9,072,1	3,697,279	3,697,279	
1. 公債費	公債費	2,602,9,880,00	2,692,23,9,072,1	3,697,279	3,697,279	

(単位円)

款		項	千 現 領	支 出	経 費	翌年 度 越 領	不 用 額	予算現額と支出額の比
12. 階	支 出 金		24,464,300	20,834,300			3,630,000	3,630,000
1. 開発公社貸付金		9,000,000	9,000,000				0	0
2. 災害復旧資金貸付金		1,300,000	0			1,300,000	1,300,000	
3. 諸支、出 金		11,834,300	11,834,300				0	0
4. 基 金 費		3,500,000	0			3,500,000	3,500,000	
13. 予 繼 費		1,523,700	0			1,523,700	1,523,700	
1. 予 繼 費		1,523,700	0			1,523,700	1,523,700	
14. 前年度繰上元用金		1,420,000,000	1,418,988,855			1,016,145	1,016,145	
1. 前年 度 繰 上 元 用 金		1,420,000,000	1,418,988,855			1,016,145	1,016,145	
15. 災害復旧費		7,868,700	6,629,4358			1,233,2844	1,233,2844	
1. 土木施設災害復旧費		6,090,000	4,760,7554			1,233,1446	1,233,1446	
2. 森林施設災害復旧費		1,868,500	1,868,6,802			1,198	1,198	
総 出 合	計	23,614,225,000	22,520,59,856	7,338,1,000,000	3,733,4,691,5	11,121,65,915		

歳入歳出差引歳入不足額

翌年度に繰越すべき財源

このため翌年度歳入繰上元用金

1,185,578,876円

1,378,847,10円

1,823,463,586円

昭和 年 月 日 委出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和54年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項 目	予 算 預 金	調 定 額	収 入 清 額	不 利 欠 払 額	収 入 未 了 額	予 算 預 金 収 入 清 額 に お け る 本 額
1. 国民健康保険料		1.153,734,000	1.192,59,804,8	1.114,24,1,618	7,26,086,0	7,1,09,5,70	△ 3,94,9,2,382	△ 3,94,9,2,382
2. 一 部 負 担 金	1. 一部負担金	10,000	0	0	0	0	0	△ 10,000
3. 使用料及手数料	1. 手 数 料	325,000	30,137,0	30,137,0	0	0	0	△ 2,363,0
4. 国庫支出金	1. 國庫負担金	1,63,600,50,000	1,70,00,8,834,0	1,70,00,8,834,0	0	0	0	1,63,834,0
	2. 國庫補助金	353,178,000	6,87,2,78,000	3,87,2,78,000	0	0	0	3,410,50,000
5. 用 支 出 金		4,54,74,000	7,30,8,44,63	7,30,8,44,63	0	0	0	2,76,1,04,03
6. 勘 入 金	1. 勘 援 助 金	4,54,74,000	7,30,8,44,03	7,30,8,44,03	0	0	0	2,76,1,04,03
		70,0,0,0,0,0	70,0,0,0,0,0	70,0,0,0,0,0	0	0	0	0
7. 勘 収 人		9,04,2,00,0	1,23,8,1,87	1,23,8,1,87	0	0	0	3,29,6,18,7
	1. 勘 漢 金 及 遺 料	35,0,0,0	8,1,34,5	8,1,34,5	0	0	0	△ 2,68,66,6
	2. 植 金 役 予	32,0,0,0,0	3,7,8,3,0,14	3,7,8,3,0,14	0	0	0	5,82,0,14
	3. 純 入	54,9,2,00,0	8,4,7,3,82,8	8,4,7,3,82,8	0	0	0	2,98,1,82,8
8. 勘 結 金		38,0,0,3,0,0	3,8,0,0,3,4,3,6	3,8,0,0,3,4,3,6	0	0	0	4,36
	1. 勘 株 金	38,0,0,3,0,0	3,8,0,0,3,4,3,6	3,8,0,0,3,4,3,6	0	0	0	4,36
9. 勘 入 合 计		3,86,87,6,00,0	3,47,4,2,9,1,7,9,3	3,39,5,9,3,5,8,6,3	7,2,6,0,8,6,0	7,1,09,5,5,7,0	3,7,1,6,3,8,6,3	

## 支出

(単位円)

款	項	予算額	支 出 領	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と之比
1. 会 論 費		1,207,800.00	1,179,202.94		28,670.6	2,856,706
1. 会 務 管理費	賃 費	3,108,000.00	3,084,254.2		21,745.8	21,745.8
2. 収 収	運 費	8,867,700.00	8,673,054.2		1,946,658	1,946,658
3. 運 营 組織会員費		8,590,000	1,662,10		6,927,80	6,927,80
4. 施 設 及 修 球		1,900,000	1,900,000		0	0
2. 保 險 料 付 金		3,240,805,000	3,226,896,515.0	1,6,398,41	1,433,934.1	
1. 保 險 料 付 金		3,215,205,000	3,202,442,515.0	1,277,934.1	1,277,934.1	
2. 労 壮 施 設費		21,500,000	20,150,000		1,350,000	1,350,000
3. 球 場 施 設費		3,900,000	3,690,000	210,000	210,000	
3. 保 隨 施 設費		1,200,000	1,167,000	33,000	33,000	
1. 保 健 施 設費		1,200,000	1,167,000	33,000	33,000	
4. 公 保 費		3,675,000	3,683,745	1,791,255	1,791,255	
1. 一 次 公 保 費		3,675,000	3,683,745	1,791,255	1,791,255	
5. 購 支 出 金		8,500,000	1,311,695	1,188,805	1,188,805	
1. 購 進 金 及 還 付 加 算 金		2,500,000	1,311,695	1,188,805	1,188,805	
	支 出 合計	3,368,766,000	3,348,556,803	2,020,910.7	2,020,910.7	

歳入歳出差引額

4,737,847,0円

昭和 1 年 月 日歳出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 54 年度 大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入		項	予 算 現 翻	調 定 額	収 入 額	不 納 額	取 入 額	未 済 額	支 算 額	現 金 と 既 入
1. 売 入 金			1,243,000.00	1,242,816.65	1,242,816.65	0	0	0	0	△ 1,835
1. 繰 入 金			1,243,000.00	1,242,816.65	1,242,816.65	0	0	0	0	△ 1,835
歳 入 合 計			1,243,000.00	1,242,816.65	1,242,816.65	0	0	0	0	△ 1,835

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 額	済 額	翌 年 度 繸 紋 額	不 用 額	現 金 と 既 出
1. 土 地 区 面 整 里 費			2,830,000	2,82,060			940	940
1. 土 地 区 面 整 里 費		1. 土 地 区 面 整 里 費	2,830,000	2,82,060			940	940
2. 前 年 成 果 上 用 金			1,214,700.0	1,214,610.5			895	895
1. 前 年 成 果 上 用 金		1. 前 年 成 果 上 用 金	1,214,700.0	1,214,610.5			895.	895.
歳 出 合 計			1,243,000.00	1,242,816.65			1,835	1,835

歳入歳出差引残額

0 円

昭和 年 月 日提出

大坂和泉市長 池 忠 雄

昭和 54 年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入	不 納 欠 額	収 入	未 済 額	(単位円) △印は減 予算額と決算額との比較
1. 償 人 金			2,077,000.00	2,076,916.62		2,076,916.62	0	0	△ 818
1. 一般会計歳入金			2,077,000.00	2,076,916.62		2,076,916.62	0	0	△ 818
2. 税 超 金			3,775,338.	3,775,338		3,775,338	0	0	0
1. 住 連 金			3,775,338	3,775,338		3,775,338	0	0	0
歳 入 合 計			2,114,753.8	2,114,671.5		2,114,671.5	0	0	△ 818

歳 出		項 目	予 算 現 額	支 出	現 額	翌 年 底 期 餘 額	不 用 額	預 金	予 算 現 額 と 決 算 額 の 比較
1. 公共用地先行取得事業費			3,775,338		0			3,775,338	3,775,338
1. 公共用地先行取得事業費			3,775,338		0			3,775,338	3,775,338
1. 公 用 地			2,077,000.00		2,076,916.62			818	818
1. 公 用 地			2,077,000.00		2,076,916.62			818	818
歳 出 合 計			2,114,753.8		2,114,671.5			3,775,338	3,775,338

歳入歳出差引残額 877,583 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

## 支出

## 昭和 54 年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

項 目	予 算 領	調 定 額	収 入 領	不 納 欠 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 消 額 と の 差
1. 分担金及負担金	12,468,000	10,711,634.8	10,711,634.8	0	0	△ 1,751,657
1. 負 担 金	12,468,000	10,711,634.8	10,711,634.8	0	0	△ 1,751,657
2. 使用料及手数料	10,482,000	9,157,267	9,157,267	0	0	△ 1,324,733
1. 使 用 料	10,482,000	9,157,267	9,157,267	0	0	△ 1,324,733
3. 國庫支出金	5,700,000	5,700,000	5,700,000	0	0	0
1. 國庫補助金	5,700,000	5,700,000	5,700,000	0	0	0
4. 繼 入 金	19,244,300	19,218,468.1	19,218,468.1	0	0	△ 25,831.9
1. 一般会計繰入金	19,244,300	19,218,468.1	19,218,468.1	0	0	△ 25,831.9
5. 市 俗	81,750,000	31,730,000	31,730,000	0	0	△ 20,000
1. 市 俗	81,750,000	31,730,000	31,730,000	0	0	△ 20,000
総 入 金 合 計	58,639,300	58,635,829.1	58,635,829.1	0	0	△ 353,470.9

## 歳出

		現 金	預 金	預 貸 金	出 庫	入 庫	生 産 額	不 用 金	(単位円)
									予算額と支出去 額との比較
1. 下水道貯蓄費					54,937,000		54,698,3923		23,870,77
1. 下水道整備費					44,986,2000		44,820,116		1,032,884
2. 水道整備費					9,930,0000		9,815,4807		1,032,884
2. 公債					40,032,000		39,374,368		64,7682
1. 公債					40,022,000		39,374,368		64,7682
3. 下水道整備費					500,000		0		500,000
1. 下水道整備費					500,000		0		500,000
歳出合計					58,989,3000		58,635,8291		353,4709
									353,4709

歳入収出差引残額

0 円

昭和年月日提出

大阪府和泉市長池田忠雄

昭和 54 年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 領 額	不 勘 欠 損 額	収 入 未 清 額	予 算 現 額 と 収 入 予 算 現 額 と の 比較
1. 総 収 入			1,930,000,000	1,649,450,53	1,649,450,53	0	0	△ 2,805,4947
1. 受 托 事 務 収 入			1,930,000,000	1,649,450,53	1,649,450,53	0	0	△ 2,805,4947
歳 入 合 計			1,930,000,000	1,649,450,53	1,649,450,53	0	0	△ 2,805,4947

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 領 額	翌 年 度 機 械 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 予 算 現 額 と の 比較
1. 和泉中央丘陵用地取得等事業費			1,840,000,000	1,649,450,53		1,805,4947	1,905,4947
1. 和泉中央丘陵用地賃借等事業費			1,840,000,000	1,649,450,53		1,805,4947	1,905,4947
2. 干 備 費			0,000,000	0		0,000,000	0,000,000
1. 干 備 費			9,000,000	0		9,000,000	9,000,000
歳 出 合 計			1,930,000,000	1,649,450,53		2,805,4947	2,805,4947

0 円

歳入歳出差引現額

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました昭和54年度一般会計、特別会計歳入歳出決算認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の6会計でございます。決算書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見をちょうだいいたしました。

昭和54年度の経済情勢につきましては、設備投資の堅調や輸出の増勢に見られるように、景気回復へ向けてのきざしも見られる方面、国際問題の多発を国内石油価格の異常な高騰など、先行き不安を大きくのぞかせた1年でございました。

そのような状況のもとで、本市におきましては、限られた財源の中で効率的かつ計画的な財政運営を行うべく、収支改善へ向けて努力を重ねてまいったところでございます。いろいろ議員各位の御心痛を煩わしつつも格段の御協力を相賜りまして、予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ、歳入面では市税収入、地方交付税の増額を図り、財政運営の安定化を期したものでございます。

これらの結果、普通会計におきましては、昭和46年度以来8年ぶりの単年度黒字決算と相なったことを御報告申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。しかし、実質収支におきましては、13億余円の巨額の累積赤字を抱えており、今後もこの赤字解消に向けて鋭意努力をしてまいる所存でございます。

それでは、次に各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額2百13億1千6百余万円、歳出総額2百25億2百余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと、11億8千5百余万円の形式赤字と相なります。すでに御承認をいただきました55年度の事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源1億3千7百余万円を加えますと、実質赤字額13億2千3百余万円と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額33億9千5百余万円、歳出総額33億4千8百余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと、4千7百余万円の黒字と相なる次第でございます。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入歳出総額ともに千2百余万円と相なっておる次第でございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額2千百余万円、歳出総額2

千余円、歳入歳出差し引きいたしますと、37万余円の黒字と相なった次第でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては、歳入総額、歳出総額ともにそれぞれ5億8千6百余万円、1億6千4百余万円と相なる次第でございます。

以上が、今回認定をお願いする各会計の決算状況でございます。よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 本件について総括質問を行います。

○ 7番（勝部津喜枝君） 先ほどの説明にもございましたけれども、8年ぶりの単年度の黒字ということでございますけれども、この5・4年度の予算に関しましては、市長の当時の施政方針の中でも、また、広報いづみの版246の中でも、財政再建3カ年計画の第1年度であるということが明らかに位置づけられております。しかし、この3カ年計画につきましては、議会で明らかにされておりません。そういう意味で、単年度の9千万円からの黒字というのが、3カ年計画の第1年度としての当初の目標の中でどうであったのか、こういうことが正直言ってわからないことがあります。

そこで2、3お聞きしたいんでございますけれども、この5・4年度における保育料金を初め、一連の公共料金が値上げされております、これの増収分がいかほどになっているか。

さらに、これまで補助金で出されておりましたくみ取り料金が打ち切られておりますが、これが年間いかほど支出の減として計算されているのか、お尋ねいたします。

さらに、第2番目の予算委員会の審議の中でも、同和の見直しを行うという市長の約束がありました。これはその3カ年計画の第1年度の中で、当初の目標としていかほどが考えられておったのか、お尋ねしたいと思います。

さらにその後、引き続きまして本年2月20日の臨時議会で、いわゆる同意が得られないということでの復活の提案がされております。それはこの決算の中でいかほどの復活をされたことになっておりますか。実際には当初の目標からして、同和の見直しがどういうふうになつたのか、お尋ねしたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 総括的にお答え申し上げたいと存じます。

いわゆる公共料金というお尋ねでございますが、保育料等の使用料の関係で約千2百万円の増収が図られたということでございます。

それから、屎尿の関係の補助金の削減ということでございますが、これにつきましては、約7千万円の御協力をいただいたわけでございます。

それから、同和対策関係の歳出での見直しの御指摘でございますが、これは市内部でいろいろ検討したものが約5千万円、これについて何とか御協力いただきたいということで当初、計画案を持ったのでございますが、最終的には、6百萬円程度の御協力をいただいたことになつたのでございます。

それらのことが、先ほど市長が御説明申し上げました中にすべて網羅されておるという次第でございます。

以上です。

- 7番(勝部津喜枝君) いづれ委員会での詳細な審議があると思うんですが、いまだにこの3カ年計画については議会に明らかにされてないという点で、眞の財政再建を議会、市民の協力のもとで、という以上は、そういう詳細な資料、計画等もすべて明らかにすべきだ、こういうふうに思うわけです。そういう点では、ぜひ委員会の審議の中で3カ年計画そのものも明らかにしていただくとともに、かねがね意見もある同和関係施設の運営費等の資料も提出してもらいたいと要望しておきます。

あわせて本年度は、いわゆる地区協が設置された年でもあります。その点では、予算委員会でわが党の直村議員が要綱の不十分さを指摘して、一定の改善をさせておりますけれども、前回の一般質問の中でも申し上げましたように、いまだに個人給付の点につきましては、55年度で改善されていないという点も再度ここで申し上げておきたいと思うわけです。当時の施政方針の中で、同和行政については、市民各位の合意と理解が得られるような円滑な推進に努めていきたい。ということが決意として述べられておりますけれども、いわゆる自主性のなさというのが、同意を得られないために復活させるということで、臨時議会の中でも大変な論議を呼んだ予算であったと思います。その点では、決算委員会での詳細な審議をお願いいたしまして、私の総括質問を終わっておきたいと思います。

- 議長(貝渕博治君) 他に。

- 15番(穴瀬克己君) いづれ決算特別委員会で細かく審査されると思いますが、1、2点お聞きいたします。

いまの市長の説明にありましたように、単年度黒字ということですが、経常収支比率がずっと上向いてきているということですが、まだ府下平均すると、ごつつい高い数値でございます。そういった観点で市の公債費の支出を見ますと、元金に比べ利子が非常に高い償還をしているわけでございます。こういった中で、低利の切りかえをどれだけやって軽減されたのか、その点について答弁をお願いしたいと思うんです。

黒字になったけれども、まだまだ公債費が9.1%という形でアップし、借金がふえていって

る中で、単年度黒字という形があらわれておりますが、今後、低利への切りかえにさらに努力してもらわなければならないんですが、今回、どれだけの切りかえで、どれだけ軽減されたのか、その点ひとつ御答弁を願います。

○ 議長（貝渕博治君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 数値等については、御指摘のとおりでございます。今回、54年度の決算の中でどれだけ低利に切りかえたか、とのお尋ねでございますが、現在、いろいろ議員各位の御協力、お力添えをいただきながら、市長の先頭にいろいろと府並びに関係当局に要望しているところであります。具体的にどの事業をどういったことで低利に、ということは、残念ながら54年度ではなかったわけであります。今後の努力ということで、ひとつ御了承をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、十分審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審査を去る10月22日に設置されました決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、本決算審査特別委員会の委員の選任につきましても、去る10月22日の定例会におきまして選任されておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

敬称は略させていただきます。順不同、柳瀬美樹、赤阪和見、三井正光、原重樹、天堀博、並河道雄、橋本佳行、松尾孝明、出原平男、池辺秀夫、飯坂楠次、仁井明、藤原要馬、以上13名でございます。

○ 議長（貝渕博治君） ただいま朗読どおり選任することにいたします。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

○

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第12「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第14「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、まずは、いずれも給与関係でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第60号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「10,000円」を「11,000円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「6,500円」を「7,500円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級	1等級		2等級	3等級	4等級	5等級
	甲	乙				
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	112,900	97,000	—
2	194,800	164,600	137,700	118,600	101,600	79,600
3	201,900	171,500	143,900	124,400	106,900	82,000
4	209,500	178,600	150,100	131,000	112,900	84,600
5	218,600	186,400	157,300	137,700	118,600	87,200
6	227,800	194,300	164,600	143,900	124,400	90,300
7	237,000	201,900	171,500	150,100	131,000	93,600
8	246,300	209,500	178,600	157,300	137,700	97,000
9	255,800	218,600	186,400	164,600	143,900	101,600
10	265,500	227,800	194,300	171,500	150,100	106,900
11	275,800	237,000	201,900	178,600	156,700	112,900
12	286,400	246,300	209,500	185,700	168,400	118,600
13	297,000	255,800	217,100	192,900	170,000	124,400
14	307,900	265,500	225,000	200,100	176,600	130,200
15	319,100	275,200	232,900	207,600	183,000	136,200
16	330,300	284,600	240,800	215,000	189,400	142,000
17	341,500	294,000	248,800	222,500	195,700	147,700
18	352,400	303,000	256,800	230,100	202,000	158,400
19	362,600	311,900	264,700	237,700	208,300	158,300
20	372,800	320,500	272,600	245,200	214,300	163,100
21	382,200	328,300	280,500	252,500	220,100	167,800
22	390,800	334,400	288,000	259,200	225,400	172,400
23	395,400	340,500	295,400	265,800	230,400	177,000
24		344,800	301,400	271,100	234,200	181,800
25			307,100	276,100	237,500	185,400
26			311,000	279,700	240,600	189,500
27			314,800	283,800	243,100	193,100
28			318,600	286,900	245,500	196,200
29				290,500	247,900	199,200
30					250,300	201,500
31						203,800
32						206,000
33						208,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2 医療職給料表

## ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	392,600	286,500	219,300	—	131,200
2	402,700	296,000	228,900	191,200	121,900
3	412,900	305,400	238,500	200,500	146,900
4	423,300	314,800	248,100	209,900	154,800
5	433,900	324,100	257,700	219,300	163,900
6	444,800	333,300	267,300	228,800	173,000
7	456,000	342,500	276,900	238,300	182,100
8	467,600	351,200	286,500	247,800	191,200
9	479,600	359,900	296,000	257,300	200,300
10	491,600	368,500	305,400	266,800	209,300
11	503,500	377,100	314,800	276,300	218,200
12	515,000	385,700	323,500	284,300	225,600
13	526,500	394,300	332,200	292,300	232,800
14	537,900	402,900	340,900	299,800	240,000
15	549,000	410,400	349,500	307,300	247,100
16	560,000	417,800	357,900	314,700	254,200
17	570,600	424,500	365,700	321,900	261,200
18	580,900	430,200	373,500	329,100	268,200
19	590,000	435,000	381,300	336,300	274,500
20		439,800	387,600	342,200	278,900
21			393,900	348,100	283,200
22			398,200	353,400	286,800
23			402,500	357,100	
24				360,800	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	226,400	171,500	127,000	100,000	-
2	235,900	178,800	133,100	104,600	82,100
3	245,400	186,100	139,200	110,000	84,800
4	255,100	194,300	145,300	115,500	87,700
5	264,900	201,900	151,400	121,000	91,300
6	274,700	209,500	157,600	126,500	95,000
7	284,200	217,100	164,600	132,000	99,000
8	293,800	225,000	170,800	137,500	103,500
9	303,000	232,900	176,900	142,900	108,700
10	311,900	240,800	183,400	148,300	114,100
11	320,500	248,800	189,900	153,700	120,300
12	328,300	256,800	196,100	158,600	126,500
13	334,400	264,700	202,300	163,500	132,000
14	340,500	272,600	208,500	168,300	137,500
15	346,600	280,500	214,600	173,000	142,900
16	350,900	288,000	220,400	177,600	148,300
17		295,400	226,100	182,000	153,700
18		301,400	231,400	186,100	158,600
19		307,100	235,400	190,200	163,500
20		311,000	238,900	193,800	168,300
21		314,800	242,200	196,800	173,000
22		318,600	244,700	199,100	177,600
23			247,200	201,400	182,000
24			249,600	203,600	186,100
25					190,200
26					193,800
27					196,800
28					199,100
29					201,400
30					203,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1	192400	—	128,500	95,600	88,100
2	199,200	150,600	133,800	99,700	92,000
3	206,200	157,100	139,700	104,000	95,900
4	214,000	164,600	145,200	108,500	100,000
5	221,800	171,800	150,100	113,600	104,200
6	230,200	179,200	155,400	118,800	108,500
7	238,500	186,700	160,600	123,700	113,100
8	247,400	194,300	165,900	128,300	117,700
9	256,400	201,900	171,200	132,900	122,500
10	265,500	209,500	176,500	137,500	127,800
11	274,700	217,100	181,800	142,000	132,000
12	284,200	225,000	187,200	146,500	136,500
13	293,800	232,900	192,600	151,000	141,200
14	303,000	240,800	198,100	155,300	145,700
15	311,900	248,800	203,500	159,500	150,100
16	320,500	256,800	208,500	163,700	154,500
17	328,300	264,700	213,800	167,900	158,900
18	334,400	272,600	218,100	172,000	163,200
19	340,500	280,500	222,900	176,000	167,400
20	346,600	288,000	227,700	180,000	171,500
21	350,900	295,400	232,000	183,800	175,600
22		301,400	236,300	187,500	179,600
23		307,100	240,600	191,100	183,200
24		311,000	243,300	194,400	186,700
25		314,800	246,000	197,200	189,900
26		318,600		200,000	193,100
27					195,700
28					198,300
29					
30					
31					

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和55年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内訳とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 理 由

人事院の勧告による一般職の国家公務員の給与改定の趣旨にかんがみ、本市の一般職の職員についても、同改定に準じてその給料月額、扶養手当額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第60号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（扶養手当）	（扶養手当）
第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2 扶養手当の支給については、次に掲げるもので他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	2 扶養手当の支給については、次に掲げるもので他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1) 配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	(1) 配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 满18歳未満の子及び孫	(2) 满18歳未満の子及び孫
(3) 满60歳以上の父母及び祖父母	(3) 满60歳以上の父母及び祖父母
(4) 满18歳未満の弟妹	(4) 满18歳未満の弟妹
(5) 不具障疾者	(5) 不具障疾者
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については11,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ3,500円（職員に配偶者がない場合には、そのうち1人については7,500円）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ3,000円（職員に配偶者がない場合には、そのうち1人については6,500円）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。
別表第1 } (10~14ページ参照)	別表第1 } (10~14ページ参照)
別表第2 } (10~14ページ参照)	別表第2 } (10~14ページ参照)

相場市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表(給料表関係)

別表第1 行政職給料表

職務等級 月給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	1943	1856	87	1646	1571	75	1377	1315	62	1186	1134	52	1016	975	41
2	2019	1928	91	1715	1637	78	1439	1374	65	1244	1189	55	1069	1024	45
3	2095	2001	94	1786	1705	81	1501	1433	68	1310	1252	58	1129	1079	50
4	2186	2087	99	1864	1780	84	1573	1502	71	1377	1315	62	1186	1134	52
5	2278	2175	103	1943	1856	87	1646	1571	75	1439	1374	65	1244	1189	55
6	2370	2263	107	2019	1928	91	1715	1637	78	1501	1433	68	1310	1252	58
7	2463	2354	109	2095	2001	94	1786	1705	81	1573	1502	71	1377	1315	62
8	2558	2445	113	2186	2087	99	1864	1780	84	1646	1571	75	1439	1374	65
9	2655	2538	117	2278	2175	103	1943	1856	87	1715	1637	78	1501	1433	68
10	2758	2637	121	2370	2263	107	2019	1928	91	1786	1705	81	1567	1496	71
11	2864	2739	125	2463	2354	109	2095	2001	94	1857	1773	84	1634	1559	75
12	2970	2841	129	2558	2445	113	2171	2074	97	1929	1842	87	1700	1622	78
13	3079	2946	133	2655	2538	117	2250	2150	100	2001	1911	90	1766	1685	81
14	3191	3055	136	2752	2631	121	2329	2226	103	2075	1982	93	1830	1746	84
15	3303	3164	139	2846	2721	125	2408	2302	106	2150	2054	96	1894	1807	87
16	3415	3273	142	2940	2811	129	2488	2378	110	2225	2127	98	1957	1868	89
17	3524	3382	142	3030	2900	130	2568	2455	113	2301	2200	101	2020	1929	91
18	3626	3484	142	3119	2988	131	2647	2532	115	2377	2273	104	2083	1989	94
19	3728	3586	142	3205	3073	132	2726	2608	118	2452	2344	108	2143	2048	95
20	3822	3680	142	3283	3151	132	2805	2684	121	2525	2415	110	2201	2105	96
21															96

(単位 百円)

22	3908	3766	142	3344	3212	132	2880	2758	122	2592	2482	110	2254	2157	97	1724	1650	74
23	3954	—	—	3405	3273	132	2954	2831	123	2658	2548	110	2304	2207	97	1770	1695	75
24				3448	3316	132	3014	2889	125	2711	2600	111	2842	2244	98	1813	1736	77
25						3071	2946	125	2761	2650	111	2875	2277	98	1854	1776	78	
26						3110	2985	125	2797	2686	111	2406	2308	98	1895	1815	80	
27						3148	3023	125	2833	2722	111	2431	2333	98	1981	1851	80	
28						3186	3061	125	2869	2758	111	2455	2357	98	1962	1882	80	
29									2905	2794	111	2479	2381	98	1992	1912	80	
30												2503	2405	98	2015	1935	80	
31															2038	1958	80	
32															2060	1980	80	
33															2082	2002	80	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(一)

ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		新 規 格
	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
1	3926	3771	155	2865	2736	129	2193	2094	99	1912	1826
2	4027	3868	159	2960	2828	132	2289	2186	103	1915	1826
3	4129	3966	163	3054	2919	135	2385	2278	107	2005	1915
4	4288	4066	167	3148	3010	138	2481	2370	111	2099	2004
5	4339	4168	171	3241	3101	140	2577	2462	115	2193	2094
6	4448	4273	175	3333	3190	143	2673	2554	119	2288	2185
7	4560	4380	180	3425	3279	146	2769	2645	124	2383	2276
8	4676	4492	184	3512	3365	147	2865	2736	129	2478	2367
9	4796	4607	189	3599	3451	148	2960	2828	132	2573	2458
10	4916	4722	194	3685	3536	149	3054	2919	135	2668	2549
11	5035	4837	198	3771	3621	150	3148	3010	138	2763	2639
12	5150	4947	203	3857	3705	152	3235	3095	140	2843	2716
13	5265	5057	208	3943	3789	154	3322	3180	142	2928	2793
14	5379	5167	212	4029	3878	156	3409	3264	145	2998	2865
15	5490	5274	216	4104	3944	160	3495	3348	147	3073	2937
16	5600	5579	221	4178	4015	163	3579	3431	148	3147	3009
17	5706	5481	225	4245	4082	163	3657	3508	149	3219	3080
18	5809	5580	229	4302	4139	163	3735	3585	150	3291	3151
19	5900	5668	232	4350	4187	163	3813	3662	151	3363	3222
20				4898	4285	163	3876	3725	151	3422	3281
21							3939	3788	151	3481	3340
22							3982	3831	151	3534	3393
23							4025	3874	151	3571	3430
24								3608	3467	141	3608

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

(単位 百円)

職務の等級 号 級	特 1 等 級			1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			新 差		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	2264	2162	102	1715	1687	78	1270	1213	57	1000	959	41	821	790	31			
2	2359	2258	106	1788	1707	81	1231	1271	60	1046	1002	44	848	816	32			
3	2454	2345	109	1861	1777	84	1392	1829	63	1100	1053	47	844	877	33			
4	2551	2438	113	1943	1856	87	1453	1387	66	1155	1104	51	913	878	35			
5	2649	2582	117	2019	1928	91	1514	1445	69	1210	1208	57	950	913	37			
6	2747	2626	121	2095	2001	94	1576	1504	72	1265	1261	59	990	951	39			
7	2842	2717	125	2171	2074	97	1646	1571	75	1320	1314	61	1035	993	42			
8	2938	2809	129	2250	2150	100	1703	1625	78	1375	1314	61	1087	1042	45			
9	3030	2900	130	2829	2226	103	1769	1688	81	1429	1366	63	1147	1141	50			
10	3119	2988	131	2408	2302	106	1834	1750	84	1483	1417	66	1141	1149	54			
11	3205	3073	132	2488	2378	110	1899	1812	87	1537	1468	69	1203	1208	57			
12	3288	3151	132	2568	2455	113	1961	1872	89	1586	1516	70	1265	1261	59			
13	3344	3212	132	2647	2532	115	2023	1932	91	1635	1564	71	1320	1314	61			
14	3405	3273	132	2726	2608	118	2085	1992	93	1698	1610	73	1375	1366	63			
15	3466	3334	132	2805	2684	121	2146	2052	94	1730	1656	74	1429	1417	66			
16	3509	3877	132	2880	2758	122	2204	2109	95	1776	1701	75	1483	1476	69			
17				2954	2881	123	2261	2165	96	1820	1743	77	1537	1468	69			
18				3014	2889	125	2314	2218	96	1861	1783	78	1586	1516	70			
19				3071	2948	128	2354	2257	97	1902	1822	80	1635	1564	71			
20				3110	2985	125	2389	2292	97	1938	1858	80	1683	1610	73			
21				3148	3028	125	2422	2325	97	1968	1888	80	1730	1656	74			
22				3186	3061	125	2447	2350	97	1991	1911	80	1776	1701	75			
23							2472	2375	97	2014	1934	80	1820	1743	77			
24							2496	2399	97	2036	1956	80	1861	1783	78			
25													1902	1822	80			
26													1938	1858	80			
27													1968	1888	80			
28													1991	1911	80			
29													2014	1934	80			
30													2036	1956	80			

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

194 民衆職業給料表 (三)

（单位百四）

(単位 百円)											
乗務員等級 別種別	特急			1等			2等			3等	
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧
1	1924	1835	89	1506	1438	68	1285	1230	55	956	921
2	1992	1900	92	1571	1500	71	1338	1281	57	997	920
3	2062	1967	95	1646	1571	75	1397	1335	62	1040	1002
4	2140	2042	98	1717	1718	1	1452	1387	65	1044	1004
5	2218	2117	101	1792	1792	0	1640	1501	65	1136	1091
6	2305	2197	105	1867	1771	81	1554	1484	70	1188	1138
7	2385	2297	108	1943	1856	84	1606	1534	72	1237	1185
8	2474	2363	111	2019	1943	74	1659	1585	74	1283	1226
9	2564	2450	114	2095	2001	94	1712	1636	76	1329	1270
10	2655	2539	116	2171	2074	97	1765	1687	78	1375	1314
11	2747	2629	118	2250	2150	100	1872	1791	81	1420	1357
12	2842	2719	123	2329	2226	103	1926	1842	84	1465	1400
13	2938	2809	129	2447	2349	97	1818	1739	79	1442	1383
14	3030	2899	131	2532	2408	106	1981	1893	88	1553	1483
15	3119	2984	135	2635	2488	78	2035	1944	91	1595	1524
16	3205	3065	140	2719	2568	110	2085	1991	94	1687	1565
17	3283	3138	145	2810	2532	118	2133	2038	95	1679	1606
18	3344	3210	134	2726	2547	115	2183	2085	96	1720	1645
19	3405	3271	134	2608	2447	118	2181	2085	97	1760	1684
20	3466	3314	152	2805	2684	121	2229	2132	98	1722	1722
21	3509	—	—	2758	2580	122	2277	2179	99	1800	1738
22	3601	3028	125	2831	2633	123	2221	2123	100	1838	1759
23	3686	3061	125	2889	2684	125	2263	2164	101	1875	1799
24	3751	3110	125	2948	2758	125	2206	2106	101	1911	1830
25	3814	3028	125	2985	2780	125	2233	2133	101	1944	1862
26	3886	3186	125	2460	2259	125	2359	2259	101	1972	1889
27	3957	3186	125	2000	1916	125	2000	1916	100	1931	1856
28	4024	3186	125	1916	1916	125	1916	1916	100	1983	1908

参考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

議案第61号

昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第一号

昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和55年12月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の200」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和55年12月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の250」とあるのは「100分の260」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和55年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他の諸事情にかんがみ、本年12月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 61 号参考資料

昭和 55 年 12 月に支給する財本手当の額の特例に関する条例（案）による特例措置後の規定との対照表

1 相場市職員の給与に関する条例

特例措置	本	（期末手当）
第 25 条 [ 略 ]	第 25 条 [ 略 ]	第 25 条 [ 略 ]
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対応する調整手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合には 100 分の 50、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 190 を乗じて得た額に、基準日が 12 月 1 日であるときは 6 箇月以内の期間におけるその者の仕事期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔表 略〕	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対応する調整手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合には 100 分の 50、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 190 を乗じて得た額に、基準日が 12 月 1 日であるときは 6 箇月以内の期間におけるその者の仕事期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔表 略〕	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対応する調整手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合には 100 分の 50、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 190 を乗じて得た額に、基準日が 12 月 1 日であるときは 6 箇月以内の期間におけるその者の仕事期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔表 略〕
3 [ 略 ]	3 [ 略 ]	3 [ 略 ]

2 相場市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

特例措置	本	（期末手当）
第 5 条 略	第 5 条 略	第 5 条 略

2 期末手当の額は、それその基準日現在（前項後段に規定する者  
にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散に  
よる任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、  
基準日が3月1日である場合には100分の50、6月1日であ  
る場合には100分の190、12月1日である場合には  
100分の280を乗じて得た額に、基準日が12  
月1日であるときは、6箇月以内の期間におけるその者の在職期  
間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に10,000円  
を加えて得た額とする。〔後段 略〕

〔表 略〕

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者  
にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散に  
よる任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、  
基準日が3月1日である場合には100分の50、6月1日であ  
る場合には100分の190、12月1日である場合には  
100分の250を乗じて得た額に、基準日が12  
月1日であるときは、6箇月以内の期間におけるその者の在職期  
間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

〔後段 略〕

〔表 略〕

議案第62号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中第27号を第28号とし、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 呼出手当

第11条第2項中「380円」を「520円」に改める。

第20条第1項中「に勤務する医師及び看護婦(准看護婦を含む。以下同じ。)が手術に従事したときに支給する。」を「の手術室に勤務する看護婦(准看護婦を含む。以下同じ。)に支給し、その手当の額は、1月につき5,000円以内とする。」に改め、同条第2項を削る。

第21条中「その手当の月額は」の次に「、医療職給料表(一)の適用を受ける者にあっては」を、「定める額」の次に「、その他の職員にあっては月額5,500円」を加える。

第22条第2項中「1,000円」を「1,500円」に、「800円」を「1,200円」に改める。

第32条を第33条とし、第29条から第31条までを1条ずつ繰り下げ、第28条の次に次の1条を加える。

(呼出手当)

第29条 呼出手当は、規則で定める勤務場所に所属する職員が緊急業務のため勤務を要しない日及び時間に出勤を命じられた場合にその者に対して支給し、その手当の額は、1回につき1,000円(規則で定める職員にあっては、500円)とする。

別表第2中ア、ウ及びエを削り、別表第2の「イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員の診療手当月額」を「医療職給料表(一)の適用を受ける職員の診療手当月額」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第20条及び別表第2の改正規定は、昭和56年1月1日から施行する。
- 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第22条及び第29条の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

理 由

各般の勤務労働条件、その業務の特殊性等にかんがみ、特殊勤務手当額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 62 号 参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

( 手当の種類 )		新	旧
( 手当の種類 )		第 2 条	
(1)	略	(1)	略
(26)		(26)	
(27)	呼出手当	(27)	危険物取扱主任手当
(28)	危険物取扱主任手当	(28)	(夜間特殊業務手当)
	(夜間特殊業務手当)		第 11 条 夜間特殊業務手当は、消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）勤務に従事したときに支給する。
	第 11 条 夜間特殊業務手当は、消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）勤務に従事したときに支給する。	2	前項の手当の額は、その勤務 1 回につき <u>380 円</u> とする。
			(手術手当)
			第 20 条 手術手当は、病院等市が経営する診療施設（以下「診療施設」という。）で勤務する医師及び看護婦（准看護婦を含む。以下同じ。）が手術に従事したときに支給する。
			2 前項に規定する手当の額は、その手術料金の 100 分の 18 以内において規則で定める。
			( 診療手当 )
			第 20 条 手術手当は、病院等市が経営する診療施設（以下「診療施設」という。）の手術室に勤務する看護婦（准看護婦を含む。以下同じ。）に支給し、その手当の額は、1 月につき <u>5,000 円</u> 以内とする。

新	旧
第21条 診療手当は、診療施設で勤務する職員に対し支給し、その手当の月額は、医療職給料表一の適用を受ける者にあっては別表2に定める額、その他の職員にあっては月額5,500円の範囲内とする。	第21条 診療手当は、診療施設で勤務する職員に対し支給し、その手当の月額は別表第2に定める額の範囲内とする。
(夜間看護手当)	(夜間看護手当)
第22条 夜間看護手当は、診療施設の病棟に勤務する助産婦又は看護婦が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行なわれる看護等の業務に従事したときによること。	第22条 夜間看護手当は、診療施設の病棟に勤務する助産婦又は看護婦が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行なわれる看護等の業務に従事したときに支給する。
2 前項の手当の額は、その勤務1回につき <u>1,000円</u> (深夜における勤務時間が2時間に満たない場合には、 <u>800円</u> )とする。	2 前項の手当の額は、その勤務1回につき <u>1,000円</u> (深夜における勤務時間が2時間に満たない場合には、 <u>800円</u> )とする。
(呼出手当)	(呼出手当)
第29条 呼出手当は、規則で定める勤務場所に所属する職員が緊急業務のため勤務を要しない日及び時間に出勤を命ぜられた場合にその者に対する手当の額は、1回につき <u>1,000円</u> (規則で定める職員にあっては <u>500円</u> )とする。	第29条 勤務を要しない日及び時間に出勤を命ぜられた場合にその者に対する手当の額は、1回につき <u>1,000円</u> (規則で定める職員にあっては <u>500円</u> )とする。
第30条 略	第29条 略
第31条 略	第30条 略
第32条 略	第31条 略
第33条 略	第32条 略
別表第2 医療職給料表一の適用を受ける職員の診療手当月額	別表第2 行政職給料表の適用を受ける職員の診療手当月額〔表略〕
	1 医療職給料表一の適用を受ける職員の診療手当月額 〔表略〕
	ウ 医療職給料表二の適用を受ける職員の診療手当月額 〔表略〕
	エ 医療職給料表三の適用を受ける職員の診療手当月額 〔表略〕

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、説明申し上げます前に、昨日、お手元にお配りいたしております正誤表のとおり、22ページの議案第62号附則に誤りがございましたので、おわびを申し上げますとともに、御候を賜りますようお願い申し上げたいと思います。  
それでは、ただいま御上程いただきました議案第60号外2議案につきまして、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

まず、議案第60号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございます。本年8月8日、人事院は、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づきまして、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与を平均4.61%引き上げるよう勧告いたしました。これを受けましてこのほど、関係法令の改正が行われ、本年4月にさか戻って同勧告どおり給与改定が行われました。また、各地方自治体におきましても、これに準じまして給与改定を行っているところでございます。本市におきましても同勧告の趣旨、労働情勢に鑑み、同改定に準じて一般職員の給与改定を行うものでございます。

次に、その内容を御説明申し上げます。第13条第3項の改正は、扶養手当の月額を改定するものでございまして、配偶者に関する者1万円を1万1千円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに関する者1人につき3千円を3千5百円に、配偶者のない場合の1人に係る者6千5百円を7千5百円にそれぞれ改めるものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表を全面的に改め、すべての一般職員の給料月額を改定するものでございます。

以上の改正は公布の日から施行し、改正後の新条例については、本年4月1日に上って適用するものといたしております。

附則第2項及び第3項は、所要の経過措置を定めたものでございます。

なお、ただいま申し上げました一般職の職員の給与改定による改定率を人事院方式で算出いたしますと、行政職給料表適用職員については、4.04%となり、手当では0.28%、その他で0.36%となり、金額にして1人当たり9千5百円程度となるものでございます。

引き続き議案第61号、昭和55年12月の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たって所定の読みかえを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例第2項中「百分の百九拾」とあるを「百分の2百」とし、かつ一律1万円を上積みしようとするものでございます。

また、同条例第2項は、本年12月の期末手当に限り、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中に「百分の2百五拾」とあるのを「百分の2百六拾」とし、かつ一律1

万円を上積みしようとするものでございます。

最後に、議案第62号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございますが、その労働条件の特殊性にかんがみ、適正化を図るべく検討いたしまいましたが、今般、一定の整備をする必要があるものでございます。

次に、その内容を御説明申し上げます。第2条の改正は、呼出手当の新設に伴い、規定の整備を行うものでございます。

第11条第2項の改正は、夜間特殊業務手当額の改定でございまして、勤務1回につき3百8拾円を5百2拾円に改めるものでございます。

第20条の改正は、手術手当の改定でございまして、手術に従事した医師及び看護婦にその手術料金の百分の18以内の額で支給していたものを、手術に勤務する看護婦に同手当として1カ月5千円以内を支給すると改めるものでございます。

第21条の改正及びこれに関連する別表第2の改正は、診療手当の改定でございまして、各職員が適用を受ける給料表の職務の等級及び号級により支給しているものを、医療職給料表(→)の適用を受ける職員を除いて、職員1人1カ月当たり5千5百円を支給しようとするものでございます。

第22条第2項の改正は、夜間看護手当の改定でございまして、その勤務1回につき千円を千5百円に8百円を1千2百円に改定するものでございます。

第29条は、呼出手当の新設でございまして、市立病院の職員及び消防職員が勤務を要しない日及び時間に緊急業務に出動を命ぜられた場合、その職員に対して、同手当額として1回につき千円、看護宿舎の入寮者については5百円を支給しようとするものでございます。

以上、この改正は、公布の日から施行し、改正後の新条例第11条、第22条及び第29条の規定は、昭和55年4月1日にさか上って適用し、また、第20条、第21条及び別表第2の改正は、昭和56年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第60号外2議案についての提案の理由及び内容の説明を終わらせていただきまます。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(貝渕博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 10番(天堀博君) 議案第61号第2条第2項の分で、特に議員のところで、百分の2百5拾を百分の2百6拾となってますが、その前の職員については百分の百9拾を百分の2百、いわゆる1.9カ月を2カ月、議員は2.5を2.6となると思いますが、この数字の違い、これは職員さんの分は、0.6の勤務手当があるから、そういう形になってると理解しますが、その辺もし間違っておったらお教え願いたいのと、もう1点は、第2項の議員の分で、「割合を乗じ

て得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に1万円を加えて得た額」と改正されております。これについては、いわゆる本市の選挙で改選されて新しく議員になられた方についても、一律にこの形になるのかどうか。

以上2点。

- 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。
- 人事課長（稻田順三君） お答え申し上げます。

天堀議員さんのおっしゃるとおり、期末手当の分だけでございまして、勤勉手当職員分0.6は、今回の改正とは関係なしと御理解いただきたいと思います。

1万円については、新しく議員になられた方も含めてございまして、阪南各市も同様な措置を講じているわけでございます。よろしくお願ひいたします。

- 10番（天堀博君） 意見だけ。いわゆる阪南各市もそうしているということですが、職員さんの給料はそれぞれ違うわけでしょう。それで一律1万円プラスしてもそうおかしくないと思いますが、議員の場合、新しい方に特別に何かあって言うわけではございませんが、それぞれの率を掛けるという方法もあるんじゃないかなと思います。阪南各市がそうしているということであれば、一定理解もしながら、意見として言っておきたいと思います。

それから、勤勉手当0.6ヶ月分ついてるということですが、百分の百9拾、百分の2百5拾という以前の違いについては、勤勉手当をこみにした形の条例改正と理解してるんですが、職員さんの場合勤勉手当がついても、そのとおりだと思うんですが、議員の場合、勤勉手当という性質のものはどうもおかしいんじゃないかな。それを加味して条例改正してますが、ここではそういう形で出てないのですが、その点、余り好ましくないというふうに、意見だけ申し上げたいと思います。

- 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お誂りいたします。一括三件について原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意識ないものと認めます。よって、議案第60号、第61号、第62号を原案どおり可決いたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第15「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第63号

昭和55年度 和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,506,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 費入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		5,943,351	308,587	6,251,938
1. 市民税		2,740,110	124,755	2,864,865
2. 固定資産税		2,024,253	64,915	2,089,168
5. 電気税		216,750	40,000	256,750
7. 特別土地保有税		78,513	69,302	147,815
8. 都市計画税		481,652	9,615	491,267
5. 地方交付税		4,006,000	92,301	4,098,301
1. 地方交付税		4,006,000	92,301	4,098,301
7. 分担金及負担金		487,780	△ 2,439	485,341
1. 分担金		17,509	4,259	21,768
2. 負担金		470,271	△ 6,698	463,573
9. 国庫支出金		4,767,188	△ 15,133	4,752,055
2. 国庫補助金		2,514,177	△ 15,133	2,499,044

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支支出金	。	1,461,292	48,405	1,509,697
	2. 府補助金	1,170,269	40,808	1,211,077
	3. 府委託金	1,472,111	7,225	1,54,436
	4. 府交付金	829	372	1,201
11. 財産収入		17,976	102,606	120,582
	2. 財産払収入	9,452	102,606	112,058
14. 諸収入		3,540,862	3,000	3,570,862
	5. 雜入	3,160,960	3,000	3,190,960
15. 市債		1,350,633	38,200	1,388,833
	1. 市債	1,350,633	38,200	1,388,833
歳入合計		22,903,788	602,527	23,506,315

## 2. 歳 出

( 単位 : 千円 )

款		項	補 正 前 の 領	補 正 領	計
1.	議 会 費		2 1 1,6 1 1	7,6 5 4	2 1 9,2 6 5
1.	議 会 費		2 1 1,6 1 1	7,6 5 4	2 1 9,2 6 5
2.	総 務 費		1,8 0 2,9 5 6	1 6 2,2 4 2	1,9 6 5,1 9 8
1.	総 務 管 理 費		8 8 9,6 6 8	1 1 3,3 6 5	1,0 0 3,0 3 3
2.	徴 税 費		3 7 9,3 8 0	3 2,4 8 4	4 1 1,8 6 4
3.	戸籍住民基本台帳費		1 5 0,9 4 7	1,1 8 1	1 5 2,1 2 8
4.	運 航 費		6 8,5 1 9	△ 1 8 4	6 8,3 3 5
5.	統 計 調 査 費		4 2,0 5 6	3 2 9	4 2,3 8 5
6.	監 査 委 員 費		1 5,7 4 0	7 7 4	1 6,5 1 4
7.	同 和 対 策 費		2 5 6,6 4 6	1 4,2 9 3	2 7 0,9 3 9
3.	民 生 費		5,9 9 9,1 3 7	1 1 7,5 7 3	6,1 1 6,7 1 0
1.	社会福祉社費		2,3 1 9,3 5 5	2 1,4 0 1	2,3 4 0,7 5 6
2.	児童福祉社費		1,8 6 2,0 8 2	9 1,8 4 2	1,9 5 3,9 2 4
3.	生 活 保 譲 費		1,8 1 5,7 5 0	4,3 3 0	1,8 2 0,0 8 0

(単位:千円)

款	項	補正前の額		補	正後	計
		前	後			
4.衛生費		1,570,010	6,628			1,576,638
1.予防衛生費		636,238	△	1,362		634,876
2.環境衛生費		868,091		3,294		871,885
3.墓地管理費		41,461		4,696		46,157
5.労働費		8,0250		3,702		8,952
1.失業対策費		8,0250		3,702		8,952
6.農林水産業費		383,373		15,473		398,846
1.農業費		370,796		19,673		390,469
2.林业費		12,577	△	4,200		8,377
7.商工費		162,305		5,318		167,623
1.商工費		162,305		5,318		167,623
8.土木費		4,158,497		93,255		4,251,752
1.土木管理費		128,825		16,608		145,433
2.道路橋梁架設費		389,705		2,0879		410,584
3.河川水路費		173,110		3,000		203,110

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 都市計画費		1,364,467	15,878	1,380,345
5. 住宅費		2,102,390	9,900	2,112,280
9. 消防費		484,664	40,222	52,4886
10. 教育費		3,055,202	123,724	3,178,926
1. 教育務務費		261,012	21,441	282,453
2. 小学校費		1,574,238	48,542	1,622,780
3. 中学校費		646,460	11,911	658,371
4. 幼稚園費		279,965	14,154	294,119
5. 社会教育費		254,307	16,607	270,914
6. 保健体育費		39,220	11,069	50,289
11. 災害復旧費		42,078	26,736	68,814
1. 土木施設災害復旧費		39,761	4,179	43,940
2. 農業施設災害復旧費		2,317	22,557	24,874
歳出合計		22,903,788	60,2527	23,506,315

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前			補正後		
	期間	限度額	期間	限度額	期間	限度額
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償（桑畑排水路改修事業）	昭和55年度 （ 昭和73年度	元金 60,000 及びその利子	昭和55年度 （ 昭和73年度	元金 90,000 及びその利子	昭和55年度 （ 昭和58年度	元金 27,000
光明池公園整備事業						

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正			前			補 正			後		
	限度額	起債の法	利 率	借入先	償還の方法	限度額	起債の法	利 率	借入先	償還の方法	府 行	銀 行
農業基盤整備事業	千円 6,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.5%	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内据 置3年以内)ただ し市財政の都合に より据置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは、繰上償 還又は、低利に借 替えることがで きる	千円 7,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.5%	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内据 置3年以内)ただ し市財政の都合に より据置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは、繰上償 還又は、低利に借 替えることがで きる	政 府 銀 行 そ の 他	政 府 銀 行 そ の 他
都市計画事業	201,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
災害復旧事業	11,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
共同浴場整備事業	600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
計	1,350,633									1,388,833		

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第63号「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由ならびに内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与の人事院勧告に伴う改定を初めといたしまして、去る4月に料金改定の実施されました電気、ガス使用料等光熱水費の追加及び各種事務事業費の補正並びにこれらに伴う歳入歳出予算の見通し等を勘案いたしまして、補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

次に、内容について御説明申し上げます。議案書27頁でございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に6億2百5拾2万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2百3拾5億6百3拾1万5千円といたすものであります。款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正をいたすもので、第2表にありますように、2件について追加及び変更してございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加等により起債を増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容について説明申し上げます。

まず、初めに議会費でございますが、職員の給与費の追加等として、7百6拾5万4千円を追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費、庁舎管理費、府中阪本線歩道設置事業、市税過誤納還付金等合わせまして、1億1千3百3府6万5千円を追加計上いたしました。

徴税費につきましては、職員の給与費、市税納期前納付報償金、市納税貯蓄組合補助金等3千2百4拾8万4千円を追加計上いたしました。戸籍住民基本台帳費、選舉費、監査委員費につきましては、それぞれ職員の給与費の改定等によるものでございます。

同和対策費につきましては、職員の給与費及び解放総合センター、隣保館の管理経費合わせまして1千4百2拾9万3千円を追加計上いたしました。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、職員の給与費を初めといたしまして、関係施設の管理費等、合わせまして2千百4拾万1千円の追加でございます。

児童福祉費につきましては、職員の給与費のほか、保育所に係る諸経費、合わせまして9千百8拾4万2千円を追加計上いたしました。

次に、衛生費でございます。予防衛生費につきましては、一部更正減額、和泉診療所の備品購入費、休日急病診療所の管理費の追加、差し引き百三拾6万2千円減額計上いたしました。

環境衛生費につきましては、職員給与費等の追加として計上いたしました。

墓地管理費につきましては、職員給与費、靈園の管理費等、4百6拾9万6千円追加計上いたしました。

労働費につきましては、職員給与費の追加といたしまして、3百7拾万2千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては、職員給与費の追加及び農業委員会経費、各種農業振興対策経費、農地関係経費、合わせまして1千9百6拾7万3千円追加計上いたしました。

林業費につきましては、林業事業費の更正減額及び山地崩壊防止事業費の追加、差し引き4百2拾万円減額計上いたしてございます。

次に、商工費でございますが、職員給与費の追加及び勤労青少年ホーム費、合わせて5百3拾1万8千円計上いたしました。

次に土木費でございます。土木総務費につきましては、職員給与の追加でございます。

道路橋梁費でございますが、職員給与費及び上代伏屋線整備事業費、合わせまして2千8拾7万9千円を追加計上いたしてございます。

河川水路費につきましては、桑畠排水路改修事業費3千万円の追加でございます。

都市計画費につきましては、職員給与費及びそれぞれの事業費について計上いたしました。

住宅費につきましては、住宅管理経費等計上いたしました。

消防費につきましては、職員の給与費と、消防施設に係る管理費等の管理経費のほか、防火水槽新設工事を追加いたしました。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員の給与費として追加計上いたしてございます。

小学校費、中学校費につきましては、職員の給与費追加のほか、学校管理経費並びに学校給食施設管理経費の追加といたしまして、それぞれ追加計上いたしてございます。

社会教育費につきましては、職員の給与費及び各施設の管理経費、図書館の図書購入費の追加として、1千6百6拾万7千円計上いたしてございます。

保健体育費につきましても同様、職員の給与費等の追加でございます。

以上が、教育費でございます。

災害復旧費につきましては、道路及び農林施設に係る災害復旧事業費2千6百7拾3万6千

円を追加計上いたしてございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず初めに、市税でございますが、現時点で見込み得る調定総額及び徴収率を勘案いたしまして、3億8百5拾8万7千円を追加計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税の決定により追加計上いたしてございます。

分担金及び負担金でございますが、分担金として4百2拾5万9千円追加計上。また、負担金につきましては、6百6拾9万8千円の更正減額でございます。

次に、国庫支出金及び府支出金につきましては、補助認承額を勘案し、国庫支出金1千5百拾3万3千円更正減額、府支出金4千8百4拾万5千円追加計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算と相関連いたすものでございまして、現行基準に従い計上いたしてございます。

財産収入につきましては、不動産売払収入1億2百6拾万6千円を追加計上いたしました。

諸収入につきましては、桑畠排水路改修事業収入3千万円追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、3千8百2拾万円追加計上いたしてございます。これらは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率を勘案しそれぞれ計上いたしてございます。

以上が、歳入予算の内容でございまして、6億2百5拾2万7千円の追加計上と相成る次算でございます。

以上が、一般会計補正予算(第4号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(貝渕博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番(赤阪和見君) 歳入で聞きたいんですが、電気税が4千万円の補正、昨年度から比べて4千万円まるまるふえると計算されてると思うんですが、これが使用量が多くなったのかそれとも税率が変わって多くもらえる確約があるのかどうか。

それと、光明池緑地の住宅公団負担金が3千万円減額されてますが、この意味合い。

それと、温州みかんのみかん園転換促進事業費8百5拾1万9千円が歳入歳出とも出ておりますが、この転換事業はどのように進捗してるので、お聞かせ願いたい。

それと、ハイキングコースの委託金、これはどこでどのようにするのか。

もう1点、保育園、幼稚園等で臨時の保母さんの賃金追加がありますが、これは人事の方で今回の募集に勘案して、これは来年度は全部スパッとなくなるのかどうか。以上です。

- 議長(貝渕博治君) 答弁。
- 納税課長(高三一行君) 第1点の電気税の4千万円につきましては、本年4月の電気料金改定に伴って電気税の増収と相なりますので、御提案させていただいた次第でございます。
- 議長(貝渕博治君) 次
- 計画課長(山崎琢磨君) 光明池緑地の減額ですが、光明池緑地については国庫補助金を得、その裏負担分を公団が負担するというシステムで造成しております。ことしになってからは、当初計画からいたしまして、補助金の十分な確保ができないということで、合計で事業費として6千万円減額をしているわけでございます。したがって、その裏負担分として2分の1の3千万円減額したということでございます。

それから、ハイキングコースですが、これにつきましては、槇尾山から岩湧山に至る和泉市分約3キロメートルにつきまして、過年度大阪府がハイキングコースとして設定したものでございますが、この管理を大阪府が和泉市に委託し、再度、槇尾山の保勝会に委託しようということでございます。

- 議長(貝渕博治) 次。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) みかん園についてお答えいたします。

39ページの歳入の分に出ております8百5拾1万9千円につきましては、国庫補助金を府を通じて歳入しておるもので、2分の1の補助対象になっておりまして、19.45ヘクタールの改植を行ったものでございます。

以上でございます。

- 議長(貝渕博治君) 次。
- 市民部次長(中川鉄也君) 臨時保母の賃金についてお答えいたします。  
来年度については、保母等の職員の採用もございましたので、原則として臨時保母等の賃金は不要になりますが、まだ、産前産後の休暇、育児休暇、病気休暇等が当然見込まれるので、一定額の賃金が必要であると考えております。
- 学校教育課長(鹿児賢昌君) 幼稚園の分でございますが、これにつきましても、産休、育休、病休によるものでございまして、件数とは関係ございません。
- 16番(赤阪和見君) 光明池緑地ですが、これは国庫補助が減ったから、それに伴って裏補助を減らしたことですね。ということは、国庫補助がついてないから、まだそれだけの分しか事業ができないということですか。それとも、裏分ということは、先に進めるということはできないのかどうか。どのようになってるんですか。
- 計画課長(山崎琢磨君) 国庫補助の当初の予定が約8千万円ですが、これが約2千万円し

かつかなかつたということで、あと6千万円の事業はできないということで、その2分の1の額を公団が負担するわけですが、それができないということでございます。

なお、早急にやることにつきましては、債務負担でやる方法がございますが、これは建設省の認可を必要としており、この認可を得られないということもございますので、単純な考えではできないというのが現状でございます。

- 16番(赤阪和見君) みかんの転作促進ですが、19.4.9ヘクタールは何に転換するんですか。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) みかんの品種改良でございます。
- 16番(赤阪和見君) みかんの転換ということは、品種改良ではなく、1本何ほかの補償ということとは別問題ですか。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 改植の中には優良品種への問題と、他の雑かん類への問題を総合的に組まれた事業でございます。
- 16番(赤阪和見君) その中には、みかんの伐採ということも含まれてるということですね。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 当然、伐採することによって新しいみかんの苗木を植えるという手法もあり、いちじく等への転作もあります。
- 16番(赤阪和見君) 19.4.5ヘクタールのうち、みかんから離れたところはどのくらいありますか。参考のために……。
- 農林課長(谷俊雄君) 転換事業は19ヘクタールほどございましたが、現在、たけのこ、柿あるいは山林にも一部されております。たけのこは約1ヘクタール、柿も0.5ヘクタールほど、それから年明け2月、3月ごろに雑かん類に転換するとか検討しているところでございます。的確に19ヘクタールの内訳はつかんでおりません。
- 16番(赤阪和見君) また、近づいたら聞かせてください。  
それと、臨時保母の賃金追加ですが、これは先ほどお伺いした趣旨とは若干違う答えが返ってきたので再度、お伺いいたしますが、育休、病休はわかりますが、今回の人事の募集で埋め合わせがすべてできるのか。それとも、臨時保母は若干残るのかどうか。
- 市民部次長(中川鉄也) 今後、4月以後に退職がなければ一応、これで臨時保母はなくなるというぐあいに考えております。
- 議長(貝渕博治君) 天堀君。
- 10番(天堀博君) 何点かお伺いいたします。

まず、歳入の35ページ～36ページの市民税、固定資産税、電気税は赤阪議員からお尋ね

がありました、特別土地保有税等については、現年度課税分追加ということでそれとかなり大幅な増額になってますが、地方交付税は国からもらうので別として、この市民の方々から徴収する税金の現年度課税分の追加が大きな額を占めている根拠、その辺をまずお伺いしたい。

それから歳出の45ページ以降、51ページから55ページ、79ページあたりまで、光熱水費の電気使用料追加が出てますが、先ほどの電気税関係で出ましたように、4月の料金改定と受け取れるわけですが、すべてそういうことなのかということと、今回、トータルで一般会計の中で幾らの追加が出ておるのか、それをお伺いしたい。

それから、そういうものを事前に料金改定がなされると言われてましたが、その対策等がとれなかったのか。また、4月に上がったのですから、それ以後の議会等でも提案ができなかつたものかどうか、その辺の理由もあわせてお伺いしたいと思います。

次は、46ページの償還金の中で市税過誤納還付金追加7百5拾万円、これの前年度の分はまだ調べてないんですが、この程度の額は通常あるものかどうか、その辺をお伺いしたい。

それから、56ページの民間保育所建設費補助金、ズバリどこの分で、どういう方が、どうふうにやられるのか規模その他についてもお伺いしたい。

次は、63ページの市単独土地改良事業費8拾万円の補助金追加になっておりますが、当初2百2拾万円で合計8百万円ということで非常に結構なことです。以前から、特にため池等の売却で市は35%取ってるわけですから、そういうものをこういうところに充てていきなさい、と提案もしておりますが、今までに何件の申し込みがあっていわゆる2百2拾万円すべて必要になったものかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、69ページで2点お伺いいたします。1つは、都市計画の総務費の中で都市計画基礎調査委託料18万9千円、引き続いて用途地域調査委託料6百万円が出ておりますが、これはどこのどういう分なのか。極端に言って和泉中央丘陵等と関係があるのかもあわせてお伺いしたい。

それから、69ページの2つ目は、光明池公園整備事業費に関連して、例の野谷池の一件はどういう結着になったか、御報告願いたい。

以上です。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 前段の財務部関係の総括的な御質問についてお答え申し上げます。市税の市民税、固定資産税関係でございますが、市民税につきましては、当初予算編成の段階で把握できなったのか、というお尋ねでございますが、すでに議員各位も御承知のとおり、2月16日から3月15日に申告していただく国税の確定申告、それとあわせて市税の市府民

税の申告の集計を取って市府民税の賦課徴収をするわけですが、予算編成時期には、まだそういった申告の作業中であるということで、例年、当初予算では見込み、国が示す地方財政画等を勘案しながら、景気の動向等にもらみ合わせて編成し、その後、そういった税の申告状況が出てくるので、年度途中で補正するという状況でございます。

固定資産税につきましては御承知のとおり、1月1日現在の固定資産の所有者に税を負担していただくことになっております。これにつきましても、年度途中でいろいろ調査しております。前年度もしくはそれ以前に新築、増築、改築等をされた場合、当然納税義務者から申告等をしていただかなくてまえになつておりますが、いかんせん、なかなか積極的に申告等をしていただきにくいという状況から、本市の資産税課の職員が実地調査をいたしまして、課税客体の捕獲に努めてるといったことが、また、年度途中で賦課が出てまいりうるということでございます。

特別土地保有税についても、いわゆる取得等の関係で出てまいりうるということで、例年、この段階で前後して市税の追加等をさせていただいている現状でございます。

それから、光熱水費の追加が多いんじゃないかなという御指摘でございます。お説ごもっともでございますが、実は、電気料金の改定の認可が本年4月におりまして、電気料金が改定されたのであります。55年度当初予算の編成時期とは、まだちょっと把握しがたかったという実態でございまして、確定した段階で追加補正させていただいたということでございます。電気料金の改定は4月でございます。

それから、市税過誤納還付金の7百5拾万円の追加でございますが、例年、この程度の金額が至当であるかといったお尋ねでございます。参考までに前年度54年度の資料が手元にございますが、これは市税のみならず、各種補助金の関係の過年度分の精算還付を含めて、前年度2千6百3拾4万4千円あったということでございます。本年度の場合、現在見積もっているのは、今回の市税過誤納7百5拾万円でございますが、トータルとして、国、府の補助金等の還付金と合わせて2千7百5拾万円になる見込みから、今回、提案させていただいたということでございます。以上財務部関係の答弁を終わります。

- 議長（貝渕博治君） 次。
- 市民部次長（中川鉄也君） 56ページの民間保育所建設費補助金の説明をさせていただきます。これは現在、黒鳥町に建設中の（仮称）「和泉まゆみ保育園」の建設費の補助金でございます。規模等を申し上げますと、定員が120名、開園予定が来年4月1日でございます。理事長は、阪本町の有本清太郎氏でございます。
- 議長（貝渕博治君） 次。
- 農林課長（谷俊雄君） 市単独土地改良事業についてお答え申し上げます。

当初予算220万円ですが、件数は、16件でございます。今回、80万円追加させていただきますのは、現在、申し込みが6件受けてますが、ため池3件、水路1件について現地調査の結果実施する必要がございますので今回、4件分、80万円を計上させていただいているもの

でございます。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 都市計画についてお答えいたします。

都市計画基礎調査費でございますが、毎年、大阪府から土地利用の現況等の変更分を調査するということで委託を受けておりまして、本年度もこれで受託するということでございます。

次の都市計画用途地域調査委託でございますが、本件につきましては、中央丘陵開発に伴う周辺の土地利用のあり方等を調査してもらうものでございまして、宅建公団の負担金で賄うものでございます。

○ 議長（貝渕博治君） 次の答弁。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） 最後の野谷池の件につきましては御報告申し上げます。

野谷池につきましては仮処分、これに対する異議の申し立て、執行停止等によりまして、大阪地方裁判所岸和田支部で係争中でございましたが、本年11月13日の第5回国頭弁論におきまして、双方の弁護士間におきまして和解の話し合いがまとまり、和解の運びにさせていただいた次第でございます。11月25日に岸和田裁判所で和解調書が作成されております。

その和解条項は13項目ございますが、その内容を申し上げますと、相手方、すなわち片山大氏の方ですが、ボート並びに魚については、その物件を引き掲げるという義務を認めまして、来年3月25日までに撤去いたしまして池等を明け渡す。この際の撤去費用につきましては、相手方片山氏の負担である。というのが第1項でございます。

この約束を履行いただかなかった場合、片山氏の方はその所有権を放棄いたしまして、公社側におきまして、何ら通知なく処分できるという条項も入ってございます。

それから、もう一点につきましては、もし片山氏の方で約束が行われず、公社側がその魚等を撤去いたした場合におきましては、片山氏側は、違約金として50万円を公社側に支払うという条項も入ってございます。

それからもう1点は、実はこの件につきまして、小屋、コンクリート等の不動産侵奪の件に関しまして和泉警察署に告訴しておりますが、この告訴につきましては、この件円満和解という前提で告訴を速やかに取り下げるということになってございます。

現時点におきましては、いまだ片山氏の方からはその魚等についての撤去の方法、時期等についての通告はございませんので、現実には、まだ行われてございません。あと3月25日までに撤去が行われるよう期待するところでございます。

なお告訴につきましては、過般12月12日に取り下げをいたしております。

以上でございます。

○ 10番（天堀博君） 歳入の個人市民税がこれぐらい伸びることについては、例年、この時期に補正で追加するんだということですが、大体同じくらいの額をやってるんですか。1億2,475万5千円ですが、かなりの額になってるので、その点について。それと、入る見込みと言うとおかしな話ですが、実際それだけのものが入ってくるのかということですね。

それから、固定資産税は、いろいろ家屋の一斉調査をやった結果と解釈しておきたいと思います。もし異論があったら言っていただきたい。

それから、電気光熱水費のトータルが出てないので、ちょっとお教え願いたい。4月に改定したのであれば、予算編成時期と言いながら、それがどの程度がの予測がつかなかつたのか。予算の審議は3月、1、2月ぐらいにある程度見込んでいけるんじゃないかなと思いますが、ひとつお伺いしたい。

それから、都市計画の委託先をお教え願いたい。

○ 財務部長（麻生和義君） 税の追加でございますが、例年、この時期に追加予算をさせていただいております。人労等の一般財源の要る時期でございます。ただ、額については、その年度、年度で個人法人の税によりまして、本年度はたまたま税全体で3億の追加計上を見めたのですが、昨年度の場合、補正予算は1億3,200万円の補正になつてございます。若干、金額が変わりますので、御了承いただきたいと思います。

それから、電気料金の4月段階で当初予算に見込めなかつたのか、という御指摘でございますが、例年、予算編成につきましては、大体11月ごろから各現課において来年度の事業計画をいろいろ提出され、12月初めに財政課の方へ要求書というかっこうで来年度の事業見積書が出てくるわけでございまして、それに基づいて、年末からいろいろ作業を行い、1月年明け早々から集中的に編成作業に入っていくわけでございます。

この電気代のある程度の改定はあるであろうということは、テレビ、新聞等で私どもも認識しておりましたが、幾らでおさまるかは、ちょっと予算編成の時期とずれましたので、恐縮ながら補正予算にさせていただきたいということでございます。

トータルの光熱水費ですが、電気代が主ですが、5,532万7千円、ガスの関係では751万9千円、合計で今回の補正に計上しているわけでございます。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 委託先でございますが、まだはっきりはしておりませんが、都市計画の基礎調査の件は、固定資産税の方で委託して電算センターの方にできれば委託するのが適当じゃないかと考えております。

なお、用途地域の件ですが、これは未定でございますが、用途地域関係を担当するコンサルタントの方に委託したいと考えております。

- 議長（貝渕博治君） 他に、直村君。
- 9番（直村静二君） 3点ほどありますが、1点だけにしたいと思います。

54ページの共同浴場運営費750万円、私は、ここできちんとしておかないといけないので市長にお尋ねいたしますが、独立採算制を昨年度確立して出発した。ところが、途中で崩れましたね。だから今後、この共同浴場は独立採算制でいくのか、いかないのか、この際明快にお答え願っておかないと、ここで出されている補正は整備工事費ということですが、実際に浴場料金の改定問題は特別委員会にお願いもし、論議もしてきてますが、いまだに未解決のままきますね。その点で独立採算制でいくのかいかないのか。さらに、引き続いて行われる早期の解決策としての浴場料金の改定が今日時点でのうなってるのか、ぜひともお答えを願っておかんと、このまますといけば、いかほどでも補正、補正であがってくる。それは困るということです。
- 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答えいたします。

浴場料金の改定につきましては、現在まで独立採算制で料金の改定等によって収入増を図っていくということで、市長から地元浴場運営委員会にもいろいろ事情等を説明し、お願いしてまいりました。本年に入ってもいろいろ料金の改定等を依頼しておりますけれども、いろいろと同和対策の中で公立料金につながるという形もあり、現状、料金の改定等は行われておりません。昨年9月以降の60円、20円で運営されてるということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 9番（直村静二君） いわゆる独立採算制でいくのか、崩れたのか、市長として今後、どういう態度でいくのか聞いてるんです。
- 市長（池田忠雄君） いまお尋ねの件は、54ページの共同浴場の工事費ということで御理解いただきたいと思いますが、関連してのお尋ねで、いろいろ議員の皆様、同和対策委員の皆さん方に対しまして、浴場料金について御心労を煩わし、まことに恐縮に存じております。

昨年来の経過がございまして、財政の見直しの観点がございまして、何とか独立採算制で、ということで協力もお願してまいりました。一定の改定はお願いし、地元の御協力をいただきましたが、なおかつ、異常な石油の値上がりがありまして、なかなか一定の改定では追つきにくいのが実態でございます。
- 同和対策の本質からいたしまして、各市の対応もいろいろ勉強させていただいておりますが、同和対策の趣旨にのっとって、どこの市でも一定の補助をしながらやってるのが実態でございます。本市といたしましても、可能な限り独立採算制でお願いしながらも、同和対策の本質あ

るいは石油の異常な値上がりに伴う赤字については、一定の考慮を払っていかなければならぬと存じております。今後とも地元と話し合いをしながら、また、議会の皆様方にも御協議させていただきたいと存じております。よろしくお願ひを申し上げます。

○ 9番(直村静二君) これははっきりしておかなければいけないのは、当初は、独立採算制でいきます。という確言したのが崩れましたからね。崩れたら崩れたでいいんですが、いまの答弁では、独立採算制で可能な限り、と言っている。補助することはいいが、問題は、独立採算制はとれない。全くの採算の度外視もできないとなると、昨年9月以降、料金改定の問題が延び延びになっていることについて私は問題にしてるんです。独立採算制をとってもできなかつたらあきませんね。

問題は、料金の改定のルールをきっちりつくってもらわんと困るということです。その後、一般の浴場の値上げはしてるんでしょう。190円から200円聞いておりますが、その料金と比べて格差がものすごく広がってる。また、改良住宅の風呂付きがふえてるが、60円、20円は安いということで行く。だから、私はやはり一定のスライド制、たとえば一般が200円ならその70%の140円とか70%がきついんなら60%でもいいが、一定の比率をつくっておかんと、そのたびにこの料金が問題になる。風呂付きがふえてくれば利用度の問題も出てくる。実際、家に風呂があるのに安いから行こうやないかとなる。これは公金を使ってるんですけどからね。安ければだけではいかない。一定のルールがないからです。

市長は、地元と協議して、と言うが、地元はあかん。いやや、と言うのは決まってる。値上げはだれでもいやですよ。しかし、やむなく値上げをする場合には、浴場料金についても一定の比率を掛けてやっていく。そこで独立採算制ができないんなら市が責任をもって出す。そうせんと、料金のルールもないわ。独立採算制のルールもないわでは困る。値上げをお願いしても、地元があかんと言ったら1年でも2年でも延びる。こういう公金の使い方ではだめだと思います。

これで本当の意味の部落解放になるかどうか。安かろう。得やからということでは、自立、自覚の精神を促進する公正なものとはならんと思います。同和対策特別委員会にもかかってる問題でもございますので、私は改めて比率、60でも50でもかまいませんが、それなりの努力をしていく姿が見えます。いまやったら、何の協議も整わず、2月、3月、そして来年度になる。4月、5月もあかんかったらどこまでいくのか、こんなことでは困る。

この浴場の料金問題は関連ですが、今までの積み残しの問題、決まってないことについて、単純に補正予算にあがってくるのは困るので、ここできっちり市長の態度を明らかにしてもらい、一定のルールを確立してもらいたい。再度、答弁を願います。

○ 市長（池辺忠雄君） 本件につきましては、同和対策特別委員の皆様方にもいろいろ御心労を煩わしてきました経過がございます。申しわけないと思います。ただ、昨年値上げをしましたが、異常な石油の値上がりによって追つかなくなっているという問題がございます。それらの中で、いろいろ地元の皆さんにも協力要請すべく、浴場運営協議会にも論議をされている問題でございます。同和対策の本質からいたしまして、一定の値上げはお願いしながらも一定の補助はしていく。その中で御指摘のように問題解決を図ってまいりたいという基本的な考え方方に変わりございません。したがって、今後とも地元とも煮詰めながら、一定の料金改定の問題については整理をさせていただきつつ、足らざる分については補助を考慮させていただくという考え方でございます。なお、努力してまいりたいと存じております。いつまでということでは、ちょっとと明言できませんが、そうした姿勢で地元との話し合い、あるいは同和対策の本質から考えて一定の補助も御協議を煩して、できる限り地元と精力的に話をさせていただきたいと思います。

○ 9番（直村静二君） 意見だけ。市長は何ば言っても、この前はようしなかった。特別委員が乗り込んで、それなりの解決をしたことになっております。かなり大変な問題ですので、次の議会なり委員会で審議をしてもらうよう要望しておきます。

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号に原案どおり可決いたします。

---

○ 議長（貝渕博治君） 日程第16「昭和55年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第64号

昭和55年度 和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和55年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,464千円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ 3,944,294 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出補正予算

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金			1,4464	1,4464
	1 繰越金		1,4464	1,4464
歳入合計		3,929,830	1,4464	3,944,294

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,9691	4,834	13,4525
	1 総務管理費	3,6198	1,453	3,7,651
	2 徴収費	9,2128	3,381	9,5509
5 諸支出金		2,500	9,630	12,130
	1 償還金及還付 加算金	2,500	9,630	12,130
歳出合計		3,929,830	1,4464	3,944,294

- 議長(貝渕博治君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第64号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして御説明申し上げます。

当会計におきましても、一般会計同様、主に人事院勧告による給与の設定に伴い追加の必要が生じてまいりましたので、御提案申し上げた次第でございます。

内容について御説明申し上げます。

第1条にござりますように、既定の歳入歳出予算の総額に 1,446 万 4 千円を追加いたしまし

て、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 39 億 4,429 万 4 千円といったものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表のとおりでございます。

今回の補正は、事項別明細書にございますように、職員の給与改定等による追加並びに国庫支出金の返還金でございまして、これらの歳出予算につきましては、繰越金をもって措置いたしてございます。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16 番（赤阪和見君） ちょっとわからないのですが、繰越金は、前年度の繰越金ですね。この決算書には、この金額は載ってるんでしょうね。ちょっと説明してくれませんか。
- 議長（貝渕博治君） 答弁。
- 保険年金課長（谷上徹君） お答えいたします。

決算書にお出ししておりますのは 4,700 万円の金額ですが、今回の補正につきましては一部を使用したものでして、まだ自己資金は残っております。

- 議長（貝渕博治君） 他に。
- 12 番（横田憲治郎君） 予算内容に直接関係はないと思うんですが、いまの保険年金課内で、日常本来的な業務以外で何人かの嘱託員さんを煩わして特定作業をしてるのか。その方々の身分とかはどうなのか、報告してもらいたい。
- 議長（貝渕博治君） 答弁。
- 保険年金課長（谷上徹君） お答え申し上げます。

現在、私どもで非常勤嘱託員を来ていただき作業をしておりますのは、来年度から行います電算の一元化に伴う切りかえ作業でございまして、その事務をやっていただいているものでございます。この作業につきましては、昨日現在ご終了いたしております。9月 15 日から昨日まで、4 人でやってございます。

- 12 番（横田憲治郎君） 約 3 ヶ月、4 人でやったということですが、いろいろ職員採用の問題でこれはやはりあれだけ玄関口の窓口ですから、これは市民部長、やはり議会の常任委員会にある程度報告してもらわんと、内容はいま聞けばわかりますが、ひとつ配慮していただきたいと思います。
- 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は原案どおり可決するに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第64号を原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 日程第1-7「昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題に供します。  
議案を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

議案第65号

昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

昭和55年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64,4028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4.繰 入 金		218,615	2,552	221,167
	1.一般会計繰入金	218,615	2,552	221,167
5.市 債		318,700	9,300	328,000
	1.市 債	318,700	9,300	328,000
6.諸 収 入			2,400	2,400
	1.受託事業収入		2,400	2,400
歳 入 合 計		629,776	14,252	644,028

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.下水道事業費		563,943	1,4252	578,195
	1.下水道総務費	452,853	1,504	454,357
	2.下水道整備費	111,090	1,2748	123,838
歳出合計		629,776	1,4252	644,028

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	318,700	普通貸借 又は証券 発行	年8.5 以内	政府 銀行 その他	30年以内 (内据置5年 以内)ただし 市財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮しも しくは、繰上 償還又は低利 に借替えする ことができる。	328,000	普通貸借 又は証券 発行	年8.5 以内	政府 銀行 その他	30年以内 (内据置5年 以内)ただし 市財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮しも しくは、繰上 償還又は低利 に借替えする ことができる。

- 議長(貝渕博治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第65号「昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

今回の補正は、他会計同様、人事院勧告による給与の改定に伴う職員給与費並びに下水道事業におきまして、一部事業費の追加の必要が生じてまいりましたので、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、第1条は既定の歳入歳出予算の総額に1,425万2千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ6億4,402万8千円といたすもので、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加により起債を増額するものでございます。

今回の補正は、事項別明細書にございますように、職員の給与の改定等による追加並びに小

田第2幹線整備事業費の追加でございまして、この歳出予算につきましては、一般会計からの繰入金、市債及び諸収入をもって措置についてございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第65号を原案どおり可決いたします。

---

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第18「昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第66号

#### 昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和55年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中、

「85,410人」を「91,250人」に、「150,960人」を「158,656人」に、  
同条第3号中「234人」を「250人」に、「510人」を「536人」に、同条第4号中「器械備品購入費61,450千円」を「病院改築事業費190,470千円、器械備品購入費61,450千円」に、それぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
收			入
第1款 病院事業収益	2,616,597千円	2,468,28千円	2,863,425千円
第1項 医業収益	2,475,900千円	2,468,28千円	2,722,728千円

支 出

第1款 病院事業費用	2,941,979千円	154,282千円	3,096,261千円
第1項 医業費用	2,572,550千円	154,282千円	2,726,832千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	2,931,31千円	1,92,100千円	4,85,231千円
第3項 企 業 債	0千円	1,92,100千円	1,92,100千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,33,611千円	1,90,470千円	5,24,081千円
第1項 建設改良費	6,26,83千円	1,90,470千円	2,53,153千円

第5条 予算第9条を第10条とし第5条から第8条まで1条づつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債方法	利 率	債 還 の 方 法					その他
				資 金 区 分	償 期 間	左のうち 据置期間	債還の方法		
病院改築事業	千円 192,100	普通賃貸 又は 証券発行	% 8.5 以内	政府 その他	30年 以 内	5年 以 内	半年賦、年賦 元利均等償還	据置期間及び債還期間 を短縮し若しくは、繰上償還又は、低利に代替することが出来る。	

第6条 予算第8条中、職員給与費「1,384,825千円」を「1,432,766千円」に改める。

第7条 予算第10条中、たな卸資産の購入限度額「800,700千円」を「895,995千円」に改める。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（内田繁君） ただいま御上程いただきました議案第66号「昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正是、入院及び外来患者数が当初予定より増加する見通しでありますので、経常的な収益及び費用の追加並びに職員の給与改定による給与費の追加計上が必要になったのと、今般、診療機能の一層の充実化と慢性的な病床不足の対策を構ずるべく病院改築事業を計画いたしましたので、その改築事業費の計上が必要となったため、御提案申し上げたものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。議案書111ページでございます。

第2条は、業務の予定量の変更でありますて、入院及び外来患者数は、先ほど申し上げましたとおり、診療患者の増加が見込まれますので、入院患者数年間延べ8万5千410人、1日平均234人の当初予定に対し、年間延べ9万1千250人、1日平均250人に、外来患者数は年間延べ15万960人、1日平均510人の当初予定を、年間延べ15万8,656人、1日平均536人にそれぞれ改め、入院で延べ5,840人、外来は延べ7,696人の増加と見込みました。

主要な建設改良費は、今般、病院改築事業を行うに当たって、その事業費1億9,047万円を計上するものでございます。

第3条は、経常収支に相当いたします収益的収支の予定額の補正でありますて、収入では、診療患者増による病院事業収益2億4,682万8千円を追加し、補正後の病院事業収益を28億6,342万5千円とするものであります。その追加補正額の内容は、事業収益中入院収益1億1,468万2千円、外来収益1億2,546万8千円、その他医業収益672万8千円でございます。

支出では、病院事業費用1億5,428万2千円を追加補正し、補正後の病院事業費用を30億9,626万1千円に補正をお願いするものであります。その補正額の内容は、医業費用中給与・手当等の改定による給与費4,794万1千円の追加と、診療患者の増に伴って増加する診療材料費9,900万4千円の追加及び電気・ガスの料金改定による経費847万9千円の追加であり、減価償却費114万2千円の減額補正となっております。

以上により、補正後の収益的収支は、事業収益で28億6,342万5千円、事業費用で30億9,626万1千円、収支差し引き2億3,283万6千円の欠損となり、既決予定額3億2,538万2千円より9,254万6千円の欠損額の減額補正と相なるものでございます。

次に第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありますて、収入では、資本的収入1億9,210万円を追加補正し、補正後の収入を4億8,523万1千円にいたすものでございます。

その内容は、病院改築事業に相当する企業債でございます。

支出につきましては、資本的支出1億9,047万円を追加補正し、補正後の支出5億2,048万1千円といたしますのでございます。その内容につきましては、本年9月に開設いたしました皮膚科及び56年度に開設予定している泌尿器科の外来診療室の設置並びに入院患者のベッドを24床増床、これらによって医務局、事務局の移動先の改築等による事業費でございます。

次に第5条は、病院改築事業による起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第6条は、予算第8条に定めた職員給与費を、今回の補正により13億8,482万5千円を14億8,276万6千円に改めるものでございます。

第7条は、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を、今回の材料費の追加補正により8億70万円を8億9,599万5千円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました病院事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、114ページ以下に記載しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(貝渕博治君) 本件につきましては質疑、御意見ありませんか。
- 10番(天堀博君) 収益的収入及び支出の方は大体説明を受けましたが、資本的収入及び支出の中で、1つは、この前の産衛委員会で提出された図面等にも出てるわけですが、学生の食堂がどうのこうのと出でおりますが、どういう意味かということです。看護学校とか、そういうものの養成でやるのか、あれば時期がいつかということです。

もう1つは、今回の予算によって起債がふえるわけですが、1種のシレンマだと思うんです。1つは、病院を健全化していく方向と、もう1つは、起債がふえることによってまたしんどい、となります。その点で起債等による影響等によってプラスとマイナスが考えられると思いますので、どう評価されているか、お伺いいたします。

- 病院事務局長(内田繁君) まず、学生食堂の御質問でございますが、実は、岸和田、泉大津の医師会で経営されております看護婦会、看護専門学校のそれらの学生さんが私どもへ実習に参ります。それらの実習のピーク時には40名程度参ります。それらの人に使用させる。昼食とか更衣室等が必要になります。今まで新館の1部を利用していたんですが、今回、この改造の結果使用できなくなりますので、改めて建てていくことにしたわけでございます。

2点目の起債の問題でございますが、財政事情も悪くなるという御指摘はよくわかります。ただ、現在の経営状況から見まして、どうしても自力で財政再建をしていく中で、住民からの需要に対する医療を満たしていくには、病院そのものの充実をしていくことが必要であると思いますので、そのためには医療の水準を上げていきたいということで、そういうことから、現在、ある程度赤字ではございますが、この財源に起債を利用してでも、住民の需要にこたえていきたいということでございます。何分、財政事情も悪うございますが、がんばって経営の安定に努力していきたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御議論ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意論ないものと認めます。よって、議案第66号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第19「工事請負契約締結について」（旭第1団地2期建設工事）と日程第20「工事請負契約締結について」（幸第2団地4期建設工事）はいずれも工事請負関係でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第67号

##### 工事請負契約締結について

旭第1団地2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和55年12月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1 契約の目的 旭第一団地2期建設工事

2 契約者 和泉市長 池田忠雄

3 入札の方法 指名競争入札

- 4 契約金額 170,500,000円  
5 契約の相手方 泉南郡岬町淡輪5746-27  
志眞建設株式会社  
代表者 高山 隆志  
6 工期 自昭和 年 月 日(議決の日)  
至昭和56年 9月30日  
7 契約保証金 8,530,000円(履行保証)  
8 保証人 和泉市旭町37-4  
株式会社 竹内建設  
代表者 竹内 博文

議案第67号参考資料

旭第一団地2期建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市旭町地内  
2 敷地面積 1,775m<sup>2</sup>  
3 工事種別 新築  
4 構造 • 住宅棟 鉄筋コンクリート造地上4階建 1棟  
• 住宅 16戸 延床面積 1,019m<sup>2</sup>  
• 集会所棟 鉄筋コンクリート造平家建 1棟 112m<sup>2</sup>  
• 附帯設備 受水槽・ポンプ室・自転車置場・子供の遊び場・植樹



卷之三

相第一國地子期建設工事位置圖

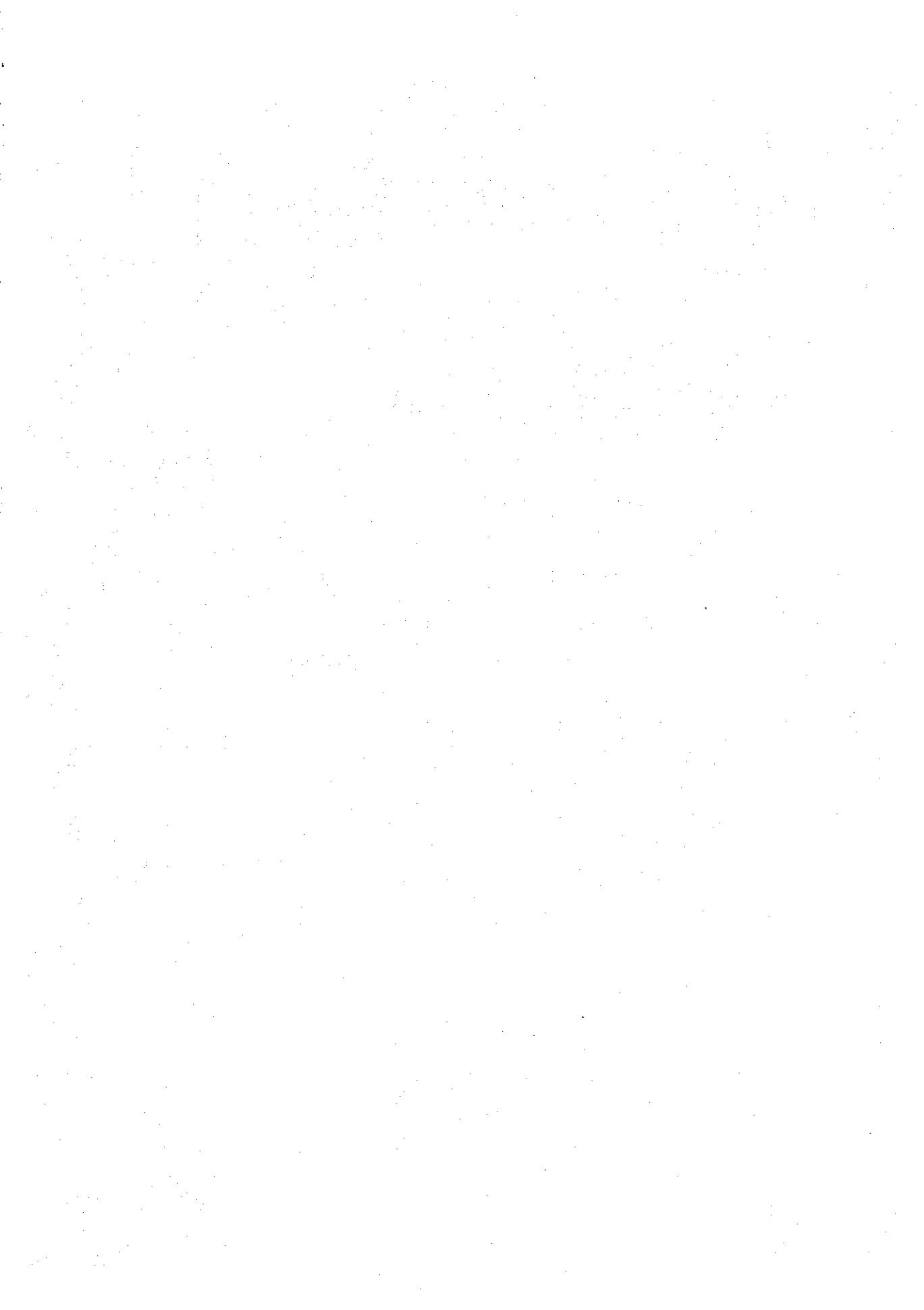
卷之三

第二回 地圖建請工事位置圖

第一国地二期建設工事場所

第二国地二期建設工事場所

縮尺 1:100,000



議案第68号

工事請負契約締結について

幸第二団地4期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和55年12月16日

和泉市長 池田忠雄

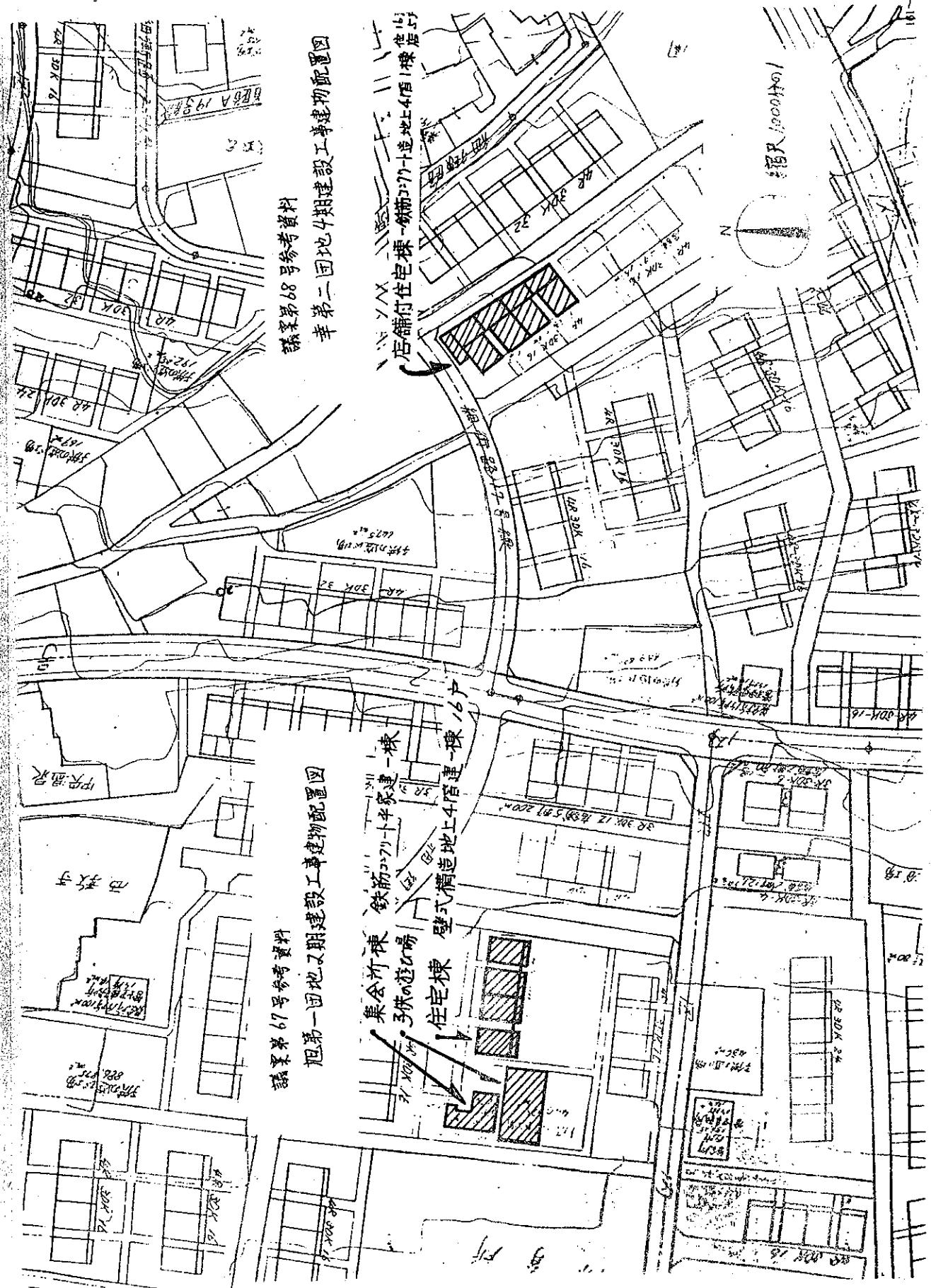
1 契約の目的	幸第二団地4期建設工事
2 契約者	和泉市長 池田忠雄
3 入札の方法	指名競争入札
4 契約金額	156,500,000
5 契約の相手方	大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 複並工務店 代表者 複並昭
6 工期	自 昭和 年 月 日(議決の日) 至 昭和56年10月15日
7 契約保証金	7,830,000円(履行保障)
8 保証人	和泉市府中町二丁目3-25 飯坂ビル401号 株式会社 蔵内工務店 和泉営業所 所長 北川貴朗

議案第68号参考資料

幸第二団地4期建設工事概要

1 工事場所	和泉市山手町地内
2 敷地面積	1,121 m <sup>2</sup>
3 工事種別	新築
4 構造	・店舗付住宅棟 鉄筋コンクリート造地上4階建1棟 住宅16戸 店舗5戸 延床面積1,177 m <sup>2</sup> ・附帯設備 受水槽・ポンプ室・自転車置場・植樹







- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（西川武雄君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第67号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。  
議案第67号につきましては、旭第一団地2期建設工事請負契約を締結するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、旭第一団地2期建設工事でございます。

契約者は、和泉市長 池田忠雄。

入札の方法 指名競争入札

契約金額 1億7千50万円

契約の相手方 泉南郡岬町淡輪5746-27の志真建設株式会社代表者 高山隆志。

工事につきましては、御議決の日より昭和56年9月30日でございます。

契約保証金につきましては853万円。

保証人は、和泉市旭町37-4、株式会社竹内建設代表者 竹内博文。

建設工事の概要でございますが、住宅棟は鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延床面積1019m<sup>2</sup>。集会所1棟。附帯設備といたしまして、受水槽、ポンプ室、自転車置場、子供遊び場、植樹等でございます。

続いて、議案第68号でございます。

契約の目的は、幸第二団地4期建設工事。

契約者は、和泉市長池田忠雄。

入札方法、指名競争入れ。

契約金額、1億5千650万円。

契約の相手方、大阪市浪速区浪速町東1丁目2番26号、株式会社榎並工務店代表者榎並昭。

工期は、御議決の日より昭和56年10月15日。

契約保証金、783万円。

保証人、和泉市府中町2丁目3-25飯坂ビル401号、株式会社戸内工務店和泉営業所長北川貴朗でございます。

工事概要でございますが、敷地面積1121m<sup>2</sup>。構造は、店舗付住宅、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、店舗5戸、延床面積1,077m<sup>2</sup>でございます。

附帯工事としては、受水槽、ポンプ室、自転車置場、植樹等でございます。

以上で議案67号、68号の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、

原案どおり可決決定くださいますようお願ひいたします。

- 議長（貝瀬博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） この2件は1億円以上、9千万以上は議会の議決を得るということで出てきたわけですが、端的に2、3お尋ねいたします。

この改良住宅はげたばきの店舗づきもありますが、これが全部完成したら、今までの改良住宅の総戸数は幾らになるか。さらに、現在の計画戸数は幾らあって、幾ら残事業として残っていくか、この点をお答え願いたい。

第2点目は、この改良住宅建設の財源の配分で国、府を除いての市費負担は幾らになるか、その点もお答え願いたい。

それから、入札関係について、今回新しく泉南郡岬町、ここから建設業者が入ってくる。それから、もう1つは榎並工務店が入ってるということなんです。指名競争入札ということで業者を選定したことなんですが、これはかねがね市内業者に官公需を発注しなさい。また、してほしいという要望も出ておったんですが、どうしてこのようになってるか。これはいずれも同和建設業者と聞いておりますが、今回の入札では、地元の同建業者は竹内建設、子供の23歳ですが、この子供が代表になって保証人になっている。今度の2件とも市外の業者ということですが、過去、和泉市内の業者から要望も受けてるのに、いかなる理由でこんなことになるのか。

以上、3点をお尋ねいたします。

- 議長（貝瀬博治君） 理事者答弁。
- 改良事業部長（西川武雄君） 3点にわたっての御質問ございます。

第1点につきましては、現在、全体計画が1,642戸で、54年度までに建設したのですが798戸、今回、2件で82戸、会計828戸。今後、残ってまいる建設計画は814戸となるわけでございます。

それから、2点目の入札の指名業者の問題でございますが、かねがね御指摘をいただいておりまして、今回の指名に当たって市内業者ということで、同建協会ともいろいろ協議を重ねてまいったわけでございますが、同建協会へ加入しておらないという時点の中で非常にむずかしい問題がございまして、今後、できるだけ市内業者が指名参加できるよう、われわれとしても努力してまいりたいと考えておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

- 改良事業部次長（前田守正君）

財源の内訳につきましては、第1点目の旭第一団地につきましては、1億7050万円のうち、国、府を除き、起債を含めて市単分といたしましては、3,410万円を予定しております。

2点目の幸第2団地につきましては、国、府の補助を除き、起債を含めて3,130万円の市負担ということでございます。

○ 9番(直村静二君) あとまだかなり残っている。今回の請負契約が通ったとして、56年9月完成ですか、来年で同特法が切れたら、とてもやないができない数字になっている。つまりあの800余戸は、全部大幅な見直しをせないかんことは自明の理です。あわせて財源配分ですが、今までで1番率がいい。つまり住宅改良法でいってるから、90%ぐらいまでしてくれるが、これがなくなる。そうなると、あの800余戸はとてもできない。何年続くかわからないことがあるので、いまの状態では困るので、やはり大幅な見直しをしていただきたいと思います。財源の配分とか戸数は、この議案とは直接関係はありませんが、同特法の切れる問題を踏まえて若干聞いたわけです。

さて、業者の関係ですが、いまの答弁では、いろいろ市内業者を参加させることは、同建築者の登録はされていないから、ということです。将来は何か…………ということですが、私の聞くところでは、いままでは福本とか小野林とか市内業者でこの改良住宅に参画しておったんじゃないですか。それが同和建設協会へ登録せんとあかんというのは聞こえない。いわゆる何と言うか、同和地区出身の業者でなかつたらあかんということですか。つまり同和建設協会へ登録するということは、聞くところによると、正会員と準会員とかがあるとも聞きますね。今回は、何か将来入れていきたいという、おかしいですね。今まで入っておったんじゃないですか。それが将来入れていきたいというのはどういうことですか。一向に腑に落ちません。明快にしてほしい。

○ 改良事業部長(西川武雄君) 先ほど答弁申し上げたのは、かねがね前回の工事請負契約の際にも御指摘いただいております中で、今後、1日も早く過去何回か、市内業者3社の指名を含めて行っておりますので、原点に戻っていくよう努力していきたいと考えて御答弁申し上げたのでございます。

○ 9番(直村静二君) 原点に戻っていくようにしたいということでは、市長からこの入札の件では、請願で問題があったので、市内業者から陳情を受けて、やっていきます。という答弁があつたばかりでしょう。今回、市内業者が参画していない。いまの答弁では原点に戻るようになといふ。市長。改良部長の答弁はそうなってますよ。

○ 改良事業部長(西川武雄君) 原点に戻ると申し上げましたのは、過去何回か指名してあるという。それを私、原点に戻ると解釈したわけですが、過去何回か指名した実績がございますので、それをやっていきたいので原点と表現したわけです。取り消しさせていただきます。

○ 9番(直村静二君) 今回、同和建設協会に登録がなかつたから、という答弁もしてました

ね。そんなんやったら、市内業者は登録でけへんのにと違いますか。永久にね。原点に戻そうと思つたら、市内業者に参画させようと思ったら登録してもらわなかん。いままでは登録なしでやっておったんですか。その辺がどうもおかしい。今回は登録がないからあかんというが、原点に戻るとしたらどないするんや。はっきりしてもらわなわかるんね。

- 改良事業部長（西川武雄君） 過去、入札参加につきましては、同建業協会に加入されたものとして入札参加させておったわけでございます。
- 9番（直村静二君） 過去、同建協会に加入されたものとして扱って市内業者を指名しておった。みなしてね。それが今回はみなさなかつたのか。そんな権限はどこが持ってるの。
- 市長（池田忠雄君） ちょっと改良部長の答弁がまずいように思いますので、私からお答えさせていただきます。

御案内のとおり、同和事業に伴うこうした問題につきましては、各市とも対象地区を抱えているところはそうですが、同建ルールがございまして、そこでいろいろ協議がなされるわけでございます。おっしゃるように、同建協会の中で正会員、準会員の内訳は、私もあるうかと思います。私が聞いてる話では、何か登録がえに伴って、そこで登録云々の問題が同建協会の中であつたらしうございまして、そうしたこと、従来の経過と同建ルールの中で若干問題があつたということでございます。

おっしゃるように、私たちといたしましては、同和事業の本質的な意味合いと、いま、議員さん御指摘の地元業者育成の観点から、これをどう調和させていくかということで従来、いろいろ努力してきた経過がございます。今回の登録がえに伴う諸問題があつたようにお聞きしておりますが、やはり地元業者育成の役割が私たちにございますので、なお、同建協会とそうちた点で協議を重ねながら解決を図つてまいりたい。このように存じております。

- 9番（直村静二君） ちょっとおかしいのは、やはり発注者は池田市長とはっきり出てくる。市内業者の育成もはっきりします。陳情も受けていまで行って実績もできた。改良部長の答弁では、それは同建協会に加入とみなして行っておったのに、それが今回はみなさなかつた。市長の答弁では登録がえがあつてだめだったかのように聞こえますね。

同和問題の本質は、一般との融合、垣根を取り払つて皆仲よくいこうということじゃないですか。そのためには、行政が主体性を持ち政治的中立性を持たんとあかん。今回、陳情が出てはっきりしてゐるのに、一般業者と同建業者の関係でそんな差をつくる。地元の同建業者が保証人になってる。逆にその城を明け渡して、府中駅前の北幹線を入札してますね。市内業者の一員である同建業者があるのに岬町や複並にいってる。こんなルールの確立はどうなつてるんですか。

もう少し明らかにしてほしいのは、同建業者は、同和事業を全部にぎるんやということを確立してもらったら困る。しかし、入れませんというのもおかしいしね。市民は全部権利がある。業者は仕事をしたいしね。市内業者の育成は市の責任ですから、地元業者でできん場合は、他の市内業者を入れていく。同建業に1社も入ってないからしょうがないとなるが、同建業者はおるわけでしょう。

この点、市長の答弁は全然ルールがない。東へ行ったり西へ行ったりね。あなたのいう同和問題の本質は、右へ行ったり左へ行ったりする。原点に戻るということ改良部長が取り消したが、あれは市内の同建業者以外も入れるということに戻すということですな。議案が出てるからいまさらどないもできませんけど、まだまだあと800余戸せないかん。同建業者に全部やらすということも考えたくない。今回、たまたま同建の登録がえの問題だからとか、原点に戻すとか、徹回するとか、どんな意味で徹回したんか知りませんが、市内業者をこの次の入札からきっちり入れるのかどうか。今度は、市内業者優先に確立するのか。地元業者の育成は市長の立場からせないかんのと違いますか。

今回の件は反省、訂正してもらって、同建業者、市内業者も全部入れて、それでもどうもできんかったらほかのところもやらすということでやってもらわんと、いつでも同和問題の本質で飛ばされてはあかん。そこを言いたい。市長、元へ戻すということについて、今回の件は徹回せよとは言いませんが、強いて言えば徹回してもらってかまいませんけど、その決意があるかどうか。明快に今後、こうするんや、ということですね。前の議会でも入札問題で一般質問で休憩までして、いささかも問題のないようにします。とあんたが一札入れてやったんですからね。骨にしみてもらわないかん。発注権はあんたが持ってるんやからね。なぜそれができないのか。今後、これを改めるという答弁をひとつしていただきたい。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいておりますが、率直な話、同和事業に伴う工事につきましては、同建協会との協議の部分もございます。その点で、市内業者育成についての御指摘は、私ももっともだと存じております。その点を勘案しながら今後、対応していくたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 天堀君。

○ 10番（天堀博君） 私、議運の一員であり、会派の代表者として一言、発言したいと思いますが、いま私どもの直付議員が質問しましたように、いわゆる改選前の議会で、この問題については、これと全く同じ問題ではありませんが、いわゆる同質の問題ですが、議会に一札入ってる問題です。それにこりずに、市の主体性がなく、相手さんの登録がえ云々の問題で今回、そうせざるを得ない事情があったように聞いてますが、言わば、市の理事者に議会がばかにさ

れた結果に終わってるとと思います。そういう点では、適切な措置、処理をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） とにかく先ほど、自分の根限でありながら西川部長がへんな答弁、失言もあったわけです。市長ね。へたな答弁をするような人間を大事なポストへつけておけないということも起るし、原点に戻したいとか言って、尻をとられると非常にまずいと思います。

だから、天堀議員さんが言ってるように、前にも一札を入れてますので、これは正副議長、建設委員さんともいろいろ話し合って今後、こういうことのないようにしていかないかん。ただし、直村が言うように、市内業者が入ったったということは、同建協会の準会員として入ったったと説明を聞いとるんですけどね。

○ 29番（藤原要馬君） この問題については、市長でも部長でも意見をはさまれない形になつておると思います。大阪府の府連の中に大同建があるんですが、その大同建が、前は全部にぎつとったわけです。堺も一遍問題になったことがあるんです。和泉市は絶対に大同建には任せない。市長の権限もあるんやからということで、ほかの大きな業者はこなかつたわけです。こないようにしておったと思うんです。

その点がありますから、市長が独断でここで、こういたします。という答弁はできないと思うんです。そうすると、また問題が出てくるんじゃないかと思います。私もかなりそういうことを聞いて、府に対して支部から抗議を申し込んだこともありますので、いろいろむずかしい制度的な問題があるので、一氣にはいかんと思います。

○ 9番（直村静二君） 一応、本会議でわれわれ議員が、和泉市の最高責任者である市長に質問し、市長が、議員の発言はどうあろうと、この問題については、市長といえどもどうもできませんとか、和泉市長として、自治体の長として、発注者として、これは絶対に容認できませんね。たといそういう発言があろうと、市長は発注の最高責任者として、問題があれば是正します。ということで聞いたんです。そうでないと、12万市民はたまりませんよ。選挙で票を入れたんですからね。重要な執行権を持ってる人がどうもできんとはね。私にとってはちっぽけな問題ですよ。しれていますよ、大企業やあるまいしね。しかし、同和地区内の請負について、市長はどうもできんというルールは確立してませんよ。地方自治法のどこに載ってるんですか。そんなもんは載ってませんよ。相談して決めることについても一定部分はかまわない。しかし、最高責任者は市長や、ということをはっきりしてもらわないと是正できないとなります。いつでも同建業者の言い分で決めないかんとなってくる。市内業者の育成も、同建業者から、後回しや、と言わいたらだけへん。

ここでそんなことを承認してもらつたら困ります。はっきりしてもらわんとね。議長。市長

の株を下げるようなことはいかんと思いますよ。

- 議長（貝渕博治君） 先ほどあんたが言ったように、今後の市長の姿勢として、私からも市長とよく話し合いますので、きょうのところは、これで終わってほしいと思います。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第67号、68号を原案どおり可決いたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第21「和気小学校区。『留守家庭子供会』の設置に関する請願」を議題に供します。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 和気小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請願

##### 紹介議員

和泉市議会議員	仁井 明	㊞
同	池辺 秀夫	㊞
同	天堀 博	㊞
同	直村 静二	㊞
同	田中 昭一	㊞
同	柳瀬 美樹	㊞
同	横田 憲治郎	㊞

#### 和気小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請願

##### 〔請願の主旨〕

働く母親が増つつある今日、学校の放課後、いわゆる「カギッ子」と呼ばれる子供たちに、暖かい手をさしのべることは、子どもたちの安全・非行化防止の面だけでなく、教育的配慮の点からも絶対に不可欠の問題です。

留守家庭子供会（学童保育所）は、和泉市内では18小学校区中、10か所（国府・幸・信太・鶴山台南・黒鳥・緑ヶ丘・鶴山台北・芦部・伯太・池上）で設置されていますが、和気小学校区では開設されていません。

私達の多くは心配しながら、子どもを「カギッ子」にして働いています。働いていても気がかりで頭を離れないのは、子供達の安否です。子ども達は時にはいたずら電話等におびえながら、学童保育所開設を待っています。

今年9月29日、和泉市に310名の署名捺印を添え『来年度は是非和気校区に仲よしクラブ（学童保育所）を新設して下さり、和気校区の「カギッ子」にも、安全で楽しい放課後を保障して下さい』と要望書を提出しています。

〔請願項目〕

1. 昭和56年度から、和気小学校区に「留守家庭子供会」を開設し、始業式より入会できるようにして下さい。
1. そのための予算措置をして下さい。

昭和55年12月17日提出

代表 和泉市和気町3-8

田 原 美由喜

他35名

和泉市議会議長

貝渕博治殿

- 議長（貝渕博治君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） 提案理由につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく何とぞ満場一致御賛成賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分検討する必要があると思いますので、本件の内容から厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決します。委員の皆さんに

は御苦労でございますが、よろしく御審査をお願い申し上げます。

- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第22「和泉市立横山第1、第2保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え  
及び設備充実に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	池辺秀夫
同	仁井明
同	三井正光
同	柳瀬美樹
同	天堀博
同	赤坂和見
同	飯坂楠次

和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願

〔請願の趣旨〕

横山にある2つの保育園は、老朽化がはなはだしく、以前から建て替えの要望が強く出されております。今から4年前も、この件に関して署名を集め市長へ要望書を提出しました。しかしながら、一向に建て替えの方向も計画も示されておりません。一体どうなっているのでしょうか。園児達は、幸い、良心的な保母さんの保育の中で、すくすくと育っていますが、保育条件としては、あまりにもせまく、古く、前近代的な設備や建物では悪すぎます。

そこで、早急に建て替え、ならびに設備充実のために次の点について要求するものです。

〔請願事項〕

1. 便所・給食室・手洗い場・運動場の設備充実をして下さい。
2. 0才～5才まで入所できる保育所を建設して下さい。
3. 上記のための予算措置をして下さい。

昭和55年12月17日提出

代表 和泉市善正町175-4

平城和子

他2,038名

和泉市議会議長 貝渕博治 殿

- 議長（貝渕博治君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 10番（天堀博君） 横山第一、第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願であります。ここに趣旨説明が出されておりますように大変老朽化しております。幸いなことに、保母さんあるいは用務員さん等の職員さんの中で、子供たちは健康に育っているわけでございますけれども、保育園としては、非常に悪い状態であります。特に請願事項として出されております緊急を要する便所、給食室、手洗い場、運動場の設備充実は、早急にやっていただきたいということであります。また、老朽園の建て替えも早期に行っていただきたいということでございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（貝渕博治君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
本件の内容から厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決定いたします。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 
- 議長（貝渕博治君） 日程第23『「同和対策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する要望決議』を議題に供します。  
決議文を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

決議第5号

「同和対策事業特別措置法」期限延長に伴う

附帯決議の早期実現に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和55年12月17日提出

提 出 者

和泉市議会議員

池辺秀夫

竹内修一

飯坂楠次

柳瀬美樹

横田憲次郎

「同和対策事業特別措置法」期限延長に伴う

附帯決議の早期実現に関する要望決議

同和問題の早期解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に国民的課題として1日もゆるがせにできない重要な問題であります。

地方公共団体は同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法の精神に則り総力を挙げて同和対策事業の推進に鋭意努力して参りましたが物的施設のみならず生活、労働、産業、教育、人権等に関する諸対策はなお多くの課題が残されております。

しかも、現状における同和対策事業にたいする地方公共団体の財政負担は極めて大きくその許容力をはかるに超えております。

従って、今後、同和対策事業を时限内にかつ円滑に進めていくうえにおいては、国の強力な財政措置を必要とします。

また、「部落地名総鑑事件」等にみられるごとく悪質な差別事象が依然として多発している現状に鑑み、これら人権侵害にたいする司法上の規制措置を講ずると共に、人権擁護に関する啓蒙、啓発を一段と強化する必要があります。

昭和53年10月20日第85臨時国会において同和対策事業特別措置法3ヶ年間の期限延長が決せられるにあたり衆参両院の内閣委員会において3項目附帯決議がなされましたが、残すところ2年となった今日このような状況に対処するため実態の把握、法改正及びその運営の改善、地方公共団体の負担軽減並びに啓発活動の積極的な充実等同和対策事業の円滑効果的な推進を図るべく附帯決議の内容を速やかに実施されるよう強く要望いたします。

以上、決議する。

昭和55年12月 日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝渕博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） お手元に配付されたとおりでございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。
- 9番（直村静二君） 意見を申し上げます。

本同和問題の決議案はお互いに大切なものと思っておりますが、府下有数の同和対象地区を抱えておる本市として、この決議案は、和泉市の実情が十分反映されていない。同和事業全体の市費負担が40%を超えており、このまま3年間延長されてきた実績、そういう点では、和泉市政として、また、和泉市民は大変不幸である。

また、同和起債のたな上げなどは、本当に切実に要望されております。あわせて残事業についても280億、これは国が全部負担していただきたい気持でいっぱいです。これが十分反映されておりません。

第3点は、この同和事業は、一般よりも2倍も3倍もデラックスな施設をつくり、人件費は莫大に上り、そして、これが逆差別または同じ地区住民であっても差別されている等々で、私は、この是正なしには、眞の部落解放を進めることになっていかないのではないかと考えます。

以上の理由で賛成できないということで、反対いたします。

- 議長（貝渕博治君） 本件に対し反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。  
本件を原案どおり決議するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって決議第5号を原案どおり決議することに決します。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第24「同和対策協議会の早期再開による国会附帯決議具

体化と同和対策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する要望決議」を議題に供します。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第6号

同和対策協議会の早期再開による国会附  
帯決議具体化と同和対策事業特別措置法  
の民主的改正と延長に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和55年12月17日提出

提 出 者

和泉市議会議員

勝 部 津喜枝

直 付 静 二

天 堀 博

原 重 樹

同和対策協議会の早期再開による国会附帯  
決議具体化と同和対策事業特別措置法の民  
主的改正と延長に関する要望決議

同和対策事業特別措置法は、1昨年の第85臨時国会で3つの「附帯決議」をつけて、8カ年延長されました。昭和44年の同特法制定以来、今年度で12年を経過しようとしており、すでに政府の来年度予算の骨格が作られつつある時点からみて、実質的に最終年度にはいっていいるといえます。

この間、道路、住宅を中心とする生活環境の改善、教育の充実などで一定の行政的成果をあげることができます。同時に、事業実施の地域的アンバランス、特定団体の行政介入や支配など同特法自体の不備。欠陥とも結びついた重大な弊害も生じたことは軽視できません。

こうした現実をふまえて、同和対策事業の到達点と運用の総合的な検討をおこなって、公正民主的な同和行政を国民的合意のもとに進めるために、和泉市議会は政府に要望します。

### 要 望 事 項

1. 同和対策協議会は、学識経験者委員の任期が昭和53年5月末で切れて以後2年余にわたり任命されていないため、本来の機能が果せていません。公正・民主の同和行政を実施するうえで、こうした異常な事態を改め、政府自身がすでに決めている全解連代表をはじめ関係三団体の代表を含む委員の任命を行ない、同対協の早期再開は当面の緊急課題となっています。このため、同対協の再開を政府に要望する。
2. 国会が同特法延長に際して可決した三つの附帯決議 ①法の有効期間中に実態の把握に努め、速やかに法改正および運用の改善について検討すること。 ②地方公共団体の財政上の負担の軽減をはかること。 ③同和問題にたいする国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実をはかること。以上の具体化が、政府によって無視された事態がつづいています。従って附帯決議の具体的実施を政府に要望する。
3. 同和対策事業は実態に即した公正・民主的なもので行うため ①国の責任を明確にし、地方自治体の財政負担などを軽くする。 ②同和事業の目的は、部落差別解消にあることをはっきりさせ、一般地域との格差是正を同和事業の範囲とする。 ③同和事業は属地主義を原則とする。 ④個人給付事業は困窮者経済的自立促進を目的とし、所得制限を導入する。 ⑤国および地方自治体が公開・公正・住民合意を前提にみずからの判断と責任において同和行政をすすめ、対象地区住民にたいして思想・信条・所属団体などの違いによって差別しない。以上のような内容を明確にした同特法の民主的改正とあわせて、一定年度の延長が必要であることを政府に要望する。

以上決議する。

昭和55年12月 日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝瀬博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 9番（直村静二君） 皆さんに十分読んでいただくということでお願いいたします。文章のとおりでございますが、第1点は、公正で民主的な同和行政を求める立場から書いています。

同和問題で2つの決議案が出る。一方出て、私の方も出さないかん。これは和泉市が本当に市民合意の同和行政を行っていない1つの証拠であろうと思い、残念でございます。しかし、何と言へても今後の非常に大きな事業であり、さらには、地区内外の市民合意、納得のできる具体的な実行できる項目を書いておりますので、皆さん、ひとつよく読んでいただきまして御賛同をお願いいたします。

以上です。

- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（橋本佳行君） 本件に関しまして若干、意見を申し上げたいと思います。

まず第1点には、和泉市の同和対策の現況を申し上げますと、先ほどもたびたび出ておりますが、事業量全体の42、3%、残事業で申し上げますと、建設関係、泉北環境、水道関係の下水道を含めると302億といった状況とか、また、最近、ちなみに起こっている差別事象である地名総鑑といったものが発刊されている。このような類いの状況が出ております。さらに、こういった地名総鑑を購入した企業は、2百数十社にも及んでるというようなことは、すでに皆様方も新聞紙上を初めマスコミ等で御承知と思います。

また、こういった大事なとき、同特法の強化改正なり、抜本的な基本法の制定といったことから、特別措置法12年目に入つてあと1年で失効といった現状の中で、いま、同和地域を見ますと、生活保護関係を申し上げても、一般地域の保護対象の約7倍ぐらいの数がござります。また、失業者の数を見ましても、大阪府下平均の6～7倍といった状況も、まさに同和地区の実態でございます。

したがいまして、同特法の延長、強化改正、また、特に基本法の制定といったことが重大な課題でありますけれども、特に基本法の制定の中でも、国の責務を十分に問うていかなければならぬ問題、さらに、地方自治体に負担をしわ寄せするといった問題もさらに一層大きく強く叫んでいきながら、同特法の強化改正なり、また、地方自治体の負担軽減とか、部落問題をさらに一層国の責務でPR、啓蒙といった教宣活動をさらに一層進めるために、こういった問題をより一層国会の中で決議する必要があると思います。

以前にもこういった決議をしていただいておりますが、こういった問題の最後になりますが、共産党議員団からの提案について、2、3点述べておきたいと思います。

ことさらに民主的同和行政を強調なさっておるわけでございますが、当市は、長年にわたるところの推進をしております同和行政が、抜本的には、特別措置法なるものは、大阪府の同和対策事業審議会の答申に基づき、大阪府同和事業促進協議会を通じて、本市でも地区協の評議員によって、それこそ公正、民主的な判断のもとに推薦業務をやりながら、市の行政の主

体性において現在、同和事業が推進されておるということでございます。

こういったことにつきましても、大阪府の同和対策審議会答申の中にも、歴代の佐藤知事さん。黒田知事さん。現在の岸さんもこういった大阪府の答申を基本にしながら、同和対策といった面について進めておられるということでございますので、どうかいま御提案されておりまことについて、以上の意見を補足させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（貝渕博治君） 反対の意見がありますので、採決を行います。

本件を原案どおり決議するに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

挙手少数でありますので、決議第6号は否決されました。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第25「国際障害者年の国内行動計画の策定と障害者施策の拡充に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

国際障害者年の国内行動計画の策定と  
障害者施策の拡充に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和55年12月17日提出

提 出 者

和泉市議会議員

池辺秀夫

竹内修一

飯坂楠次

柳瀬美樹

赤 阪 和 美

天 堀 博

国際障害者年の国内行動計画の策定と

障害者施策の拡充に関する意見書

国連では、1978年の第31回総会において、1981年（昭和56年）を「国際障害者」とすることを全会一致で決議している。

さらに昨年の第34回総会において、この障害者年のテーマを「完全参加と平等」と規定し、合せて5つの目的を掲げ各国に対し、その推進を勧告しているところである。

これを受けてわが国では、本年の5月4日、総理大臣を本部長とする「国際障害者年推進本部」を設置した。これにともない各地方自治体でも、順次推進本部が設置され、本市においてもすでに市長を本部長とする推進本部の設置がされています。

したがって本議会は、政府が長期的展望のもとに、障害者の人権、基本的自由、平和、人間の尊厳を実現するため、次の施策をただちに具体化されるよう、つよく要請するものである。

1. 政府は国際障害者年と、それにつづく国内行動計画として、障害児にたいする幼児教育から高校教育までの一貫した教育の保障、保護雇用制度の新設、障害年金をはじめ所得保障の確立、日常生活用具の開発、健診体制の拡充による障害の発生予防などもりこんだ、10カ年計画を作成すること。
2. 政府は地方自治体が作成する、障害者が自由に行動できる町づくり、各種障害者福祉の充実、健康体制の整備などにたいし、財政援助をふくむ特別の助成措置を講じること。
3. 国際障害者年国内行動計画（10カ年計画）を実施するうえでの国と自治体の協力と責任の明確化、地方自治体をおこなう施策にたいする国の助成措置などを内容とする「障害者施策進特別措置法」（仮称）を策定すること。
4. 政府は、法律のなかにいまなお残されている障害者にたいする不当な差別と偏見にもとづく不利なあつかいや、適切でない表現をあらためるとともに、国連が提唱している「障害者の日」を制定すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和55年12月 日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝渕博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 16番（赤阪和見君） お手元に配付されるとおりでございます。特に障害者、弱者を守る立場から、身体障害者年と銘打たれてやっている中で、「完全参加と平等」と規定されているわけとして、この人類が続く限りの問題であります。その点で意見書をよくお読みの上、御可決願いたいと思います。
- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認め、意見第1号を原案どおり提出することに決します。

- 
- 議長（貝渕博治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、本日をもって昭和55年第4回定例会を閉会することに決します。
- 

- 議長（貝渕博治君） この際、市長のあいさつを願います。
- （市長あいさつ）
- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
- 昨日16日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。
- なお、昭和54年度歳入歳出決算認定につきましては、特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には御苦労様でございますが、よろしくお願い申し上げます。
- 本議会を通じ議員皆様方から御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対してましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかげましても、市政運営につきまして、今後なお一層御支援、御協力を寄せ賜りますようお願いを申し上げます。
- いよいよ本年もあと十数日となりました。寒さも一段と加わってまいります。皆様方にはく

れぐれも御自愛くださいまして、昭和56年のお年をお迎えくださいますようお祈り申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。長期間どうも本当にありがとうございました。

---

(議長あいさつ)

○ 議長（貝渕博治君） 一言、御礼申し上げます。

昨16日閉会の本年最後の定例会も、短期間をもって無事閉会の運びとなりましたことを、議長として厚く御礼を申し上げます。

ことに本定例会を通じ、一般質問並びに提出議案については終始熱心に、しかも慎重御審議を煩わしまして、また、議事運営に格段の御協力をいただきまして、おかげをもってすべて円滑に終了できましたことを、ここに改めて議員各位に対し衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

現事者におかれましては、いつものことながら、本会議を通じて種々御指摘の事項並びに要望の諸点を、先ほど市長のあいさつにもありましたように、十分意を配して鋭意検討し、和泉市発展に全力を傾注せられんことを特に要望いたします。

最後に、皆様方におかれましては、寒さ一般と厳しくなる折から健康に留意せられ、よいお年をお迎えくださることをお折り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

(午後4時53分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

